

「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価(令和7年度)評価レポート(案)」に対する 意見及び意見に対する考え方

- 意見募集期間：令和8年8月1日(土)から令和8年9月1日(火)まで
- 意見提出数：31件(法人・団体:14件、個人:17件)
- 意見提出者：※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

1	日本先進通信株式会社
2	JCOM株式会社
3	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会
4	NTT株式会社
5	株式会社インターネットイニシアティブ
6	楽天モバイル株式会社
7	一般社団法人テレコムサービス協会
8	株式会社NTTドコモ
9	株式会社オプテージ
10	NTT東日本株式会社
11	NTT西日本株式会社
12	Google合同会社
13	ソフトバンク株式会社
14	KDDI株式会社
—	個人(17件)

※ 提出意見の要約部分(灰色の網掛け部分)及び頂いた御意見に対する考え方部分においては、各法人の名称について、NTT株式会社は「NTT 持株」、NTT 東日本株式会社及びNTT 西日本株式会社は「NTT 東西」、株式会社NTT ドコモは「NTT ドコモ」、NTT ドコモビジネス株式会社は「NTT ドコモビジネス」、株式会社NTT データは「NTT データ」と表記しています。

総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見０－１ 固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレーヤーの動向やユーザーの利用実態に着目し、技術・市場環境の変化を踏まえて検討・検証するとともに、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組を後押しすることを要望。併せて、現行の規制やルールが情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかに抜本的かつ継続的に見直すことを要望。		
電気通信市場における技術革新や利用者の利用実態の変化は加速度的に進展しており、音声からデータへの移行、ブロードバンドサービスの拡大、固定通信から移動通信へのシフト等、市場構造は大きく変化し、いまや携帯電話は 2.3 億契約、固定ブロードバンドは 5,000 万契約を超えています。また、スマートフォンの登場により、音声通話サービスはアプリでも提供可能になり、コミュニケーションの中心は SNS やメッセージアプリ等が変わってきています。さらに、音声通話だけでなく、動画視聴や決済、行政手続き等、日常生活の様々なサービスがスマートフォン上のアプリで提供され、国民生活を支えています。 また、従来の固定通信・移動通信というネットワーク市場に閉じた国内事業者間の競争から、コンテンツやデバイス、プラットフォームといったレイヤー横断的な産業構造に変容し、海外のプラットフォーマーが自社クラウド基盤上で拠点間の通信サービスを代替することでネットワークレイヤーにも進出してきました。さらに現在においては、AI 活用の進展に伴う GPU・AI モデル・エッジ機器等を含めた新たな情報通信基盤への高度化が求められるなか、ソリューション構成要素の拡大や新興 AI 企業の各レイヤーへの影響力の増大等により競争構造は大きく変化し、国内だけでなくグローバルかつレイヤー横断的な競争が展開されています。 そのため、政府においては、固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレーヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、産業力強化や利用者利便の向上等に資する柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供が可能となるよう、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組の後押しをいただきたいと考えます。 その際には、現行の規制やルールが、昨今の市場環境の変化や諸外国の規制等の動向を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを抜本的かつ継続的に見直していただきたいと思います。 【NTT 株式会社・NTT 東日本株式会社・NTT 西日本株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

意見 0-2 全体（評価の客観性）及び第3章第3節に関して、評価の根拠をNTT東西からの報告に依存させず、卸先事業者及び接続事業者からの一次情報を体系的に収集する仕組みを、市場検証に関する年次計画に実施項目として明記することを要望。

【要旨】 各評価は、主として NTT 東西からの報告と対象を限定したアンケートに依拠しております。当社の開示請求に対する不存在決定は、規制当局が客観的な根拠資料を持たないまま提供条件の合理性を判断してきた可能性を示すものと考えます。 【詳細】 光コラボのシステム改修の技術的困難性及び費用に関する見積書・報告書等は、「不存在」として不開示とされました（令和8年7月30日付け総基料第106号）。NTT 東西が改修に費用を要すると説明し、貴省がその説明を前提に提供条件の合理性を判断してこられたのであれば、その判断の基礎となる資料が貴省に存在しないこととなります。 また、本レポートが用いる「該当する事実は認められなかった」という表現は、調査したうえで否定されたことを意味するのか、調査の対象としなかったことを意味するのかが、読み手には判別できません。両者は評価としての重みが大きく異なると考えます。 【求める対応】 評価の根拠を NTT 東西からの報告に依存させず、卸先事業者及び接続事業者からの一次情報を体系的に収集する仕組みを、市場検証に関する年次計画に実施項目として明記していただきたく存じます。 当社は資料の提供に応じる用意がございます。あわせて、情報通信行政・郵政行政審議会又は貴省が開催する会合において意見陳述の機会を設けていただければ、規模の基準により調査の対象から外れている事業者の実態を、直接申し上げることができません。 【日本先進通信株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。 ○ なお、調査及び評価の実施に当たっては、電気通信事業法及びNTT法に基づく報告・届出等により得られた情報、関係事業者等による公表情報、関係事業者等や利用者へのアンケート等の結果も用いていることから、原案のとおりとします。	無
---	---	----------

1. 電気通信事業者間の競争状況の分析

1-1 移動系通信市場に係る競争状況の分析（評価レポート（案）本文 第2章第1節2参照）

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1-1 NTTドコモの収益シェアが4割以下の状況が一定期間継続しており、他のMNOとの規制に差を設けるほどの状況ではなくなっていることを踏まえ、NTTドコモだけに禁止行為規制を課すことは適当ではなく、移動通信分野における禁止行為規制の在り方について早急に議論が行われるべきという意見。		

2024 年度以降、NTT ドコモの収益シェアが 4 割以下の状況が一定期間継続しており、その他の MNO との規制に差を設けるほどの状況ではなくなっていることを踏まえれば、NTT ドコモだけに禁止行為規制を課すことは適当ではなく、移動通信分野における禁止行為規制の在り方については早急に議論が行われるべきと考えます。 【NTT 株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。 ○ 電気通信事業法第30条第 1 項に基づく禁止行為規制の適用対象事業者の指定に関しては、評価レポートにおいて「今後、NTT ドコモの収益シェアを含め、市場の状況を注視する」と記載しているところであり、引き続き検討を行うことが適当であると考えています。	無
意見 1-1-2 MVNOへの機能開放の状況や設備投資の動向等を注視することに賛同。併せて、衛星ダイレクト通信サービスやeSIMクイック転送（エンタイトルメント機能）等、MNO又はグループ内MVNOでのみ実現され独立系MVNOの努力のみでは実現が困難なサービス・機能についても、その提供状況及びMVNOへの開放状況を継続的に確認・検証することを要望。		
MVNO への機能開放の状況や設備投資の動向等を注視いただくことに賛同いたします。 MVNO への機能開放状況については、5G SA に限らず、MNO 又はグループ内 MVNO でのみ実現されており、独立系 MVNO の努力のみでは実現が困難なサービスや機能についても注視対象とすべきと考えます。 例えば、衛星ダイレクト通信サービス、eSIM クイック転送（エンタイトルメント機能）等は、利用者利便性やサービス競争力に大きな影響を与える要素であり、モバイル市場における競争環境の評価にあたっては、こうしたサービス・機能の提供状況及び MVNO への開放状況についても継続的に確認・検証していただくことを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見 1-1-3 移動系通信市場における競争状況について、シェア等の定量的指標に加え、5G SA等の高度な通信サービスをめぐる競争が行われているかを把握する観点からMVNOへの機能開放の状況等を注視するとの方向性に賛同。今後の競争状況の評価に当たっては、MNOとMVNOとの間のイコールフットINGが確保されているかという観点から、MVNOへの機能開放の有無、開放時期、提供条件、料金水準及び事業者間協議の進捗状況等を継続的に把握することを要望。		
移動系通信市場における競争状況について、シェア等の定量的な指標に加え、5G SA 等の高度な通信サービスをめぐる競争が行われているかを把握する観点から、MVNO への機能開放の状況等を注視するとの方向性に賛同いたします。 5G SA 等について、MNO と MVNO との間で利用可能な機能に差が生じ、MVNO による高度な通信サービスの提供ができない状態が継続することは、利用者の多様な選択肢の確保や利便性の向上が損なわれるおそれがあります。 このため、今後の競争状況の評価に当たっては、適正な競争環境を実現する上で重要となる MNO と MVNO との間のイコールフットINGが確保されているかという観点から、MVNO への機能開放の有無、開放時期、提供条件、料金水準及び事業者間協議の進捗状況等を継続的に把握いただくことを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

意見 1-1-4 モバイル市場での競争の進展に伴い自社の契約数シェア・収益シェアが低下し市場支配力が認められる状況にはないこと、また業界・分野の垣根を超えた競争の進展により競争優位性が低減していることを踏まえ、二種指定電気通信事業者の中で自社のみが禁止行為規制の指定対象となっている非対称な規制の適用について見直しを検討すべき段階にあるとして、今後早急に議論を行うことを要望。		
- モバイル市場での競争の進展に伴い、当社の携帯電話等の契約数シェアは NTT 分社時には 6 割だったものが、現在は 1/3 を下回る水準（2026 年 3 月時点で 32.9% ※MVNO を除く）まで低下し、収益シェアは令和 6 年度以降 2 年連続で 4 割を下回る等、モバイル通信事業者間の競争関係の差は縮小傾向にあり、当社に市場支配力が認められる状況にはないものと考えます。 - 加えて、多様な OTT サービスや金融・決済サービス等、多層化する市場において、業界・分野の垣根を超えた競争が進展している状況にあり、電気通信市場並びに取り巻く環境における当社の競争優位性は低減している状況です。 - このような競争環境の中、二種指定電気通信事業者の中では当社のみが禁止行為規制の指定対象になっている等、非対称な形で規制が適用されている状況については見直しを検討すべき段階にあると考えており、今後早急に議論を行っていただく事を要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。 ○ 電気通信事業法第30条第 1 項に基づく禁止行為規制の適用対象事業者の指定に関しては、評価レポートにおいて「今後、NTT ドコモの収益シェアを含め、市場の状況を注視する」と記載しているところであり、引き続き検討を行うことが適当であると考えています。	無
意見 1-1-5 移動系通信市場ではMN03社による寡占的な市場構造に大きな変化はなく、依然としてMNOとMVNOの間に大きな競争力の差が存在していることから、移動系通信市場全体だけでなく、携帯電話向け通信サービス市場と通信モジュール市場のそれぞれにおけるMNOとMVNO間の競争状況の変化について、市場関係者が詳細なデータに基づき継続的に検証できるよう、事業者別シェアや契約数の推移及びそのMVNOの内訳・主な増減理由等を公表することを要望。		
- 移動系通信市場については、MN03 社による寡占的な市場構造に大きな変化はなく、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和 7 年度第 4 四半期（3 月末）」によると、通信モジュールを除く SIM カード型における MVNO シェアは 10.5%（前年比+0.5%）に留まっており、携帯電話向けの通信サービス市場においては、依然として MNO と MVNO の間には大きな競争力の差が存在していると考えます。 - このため、移動系通信市場全体だけでなく、携帯電話向け通信サービス市場と通信モジュール市場のそれぞれにおける MNO と MVNO の間の競争状況の変化について、市場関係者が詳細なデータに基づき継続的に検証できるよう、以下のような内容について公表いただくことを要望いたします。 「携帯電話向け通信サービス市場の事業者別シェアや契約数の推移」およびその MVNO の内訳や主な増減理由 「通信モジュール市場の事業者別シェアや契約数の推移」における MVNO の内訳や主な増減理由 【株式会社 オプテージ】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

意見 1-1-6 多様な事業者の競争による料金の低廉化やサービスの多様化のためには、MNOグループと独立系MVNOの間のイコールフットینگが確保され公正な競争が行えているか検証・分析する必要があるとして、グループ内MVNOと独立系MVNOを区分した契約数・シェアの推移、両者間の乗換え状況、5G SAやeSIM関連機能等の開放状況を継続的に検証・分析することを要望。併せて、MNOグループによる経済圏サービスの拡大が携帯電話サービスの過度な囲い込みにつながっていないか、その影響を検証することを要望。		
- さらに、多様な事業者の競争による料金の低廉化やサービスの多様化を図っていくためには、引き続き MVNO が競争の軸として機能することが重要であり、特に MNO グループと独立系 MVNO の間のイコールフットینگが確保され、両社間での公正な競争がおこなえているのかについて検証・分析する必要があると考えます。 - この点、MNO はサブブランドや廉価プラン、グループ内 MVNO において独立系 MVNO と近接する料金でサービス提供していることを踏まえて、以下の内容について継続的に検証・分析いただくことを要望いたします。 - MVNO の契約数シェアのうち、MNO グループ内 MVNO と独立系 MVNO を区分した契約数・シェアの推移 - MNO のメインブランド、サブブランド、廉価プラン、グループ内 MVNO と独立系 MVNO との間の乗換え状況 - MNO グループと独立系 MVNO における 5GSA や eSIM 関連機能等の開放状況 - 加えて、金融、決済、ポイント等の MNO グループによる経済圏サービスの拡大が、携帯電話サービスの過度な囲い込みにつながった場合は、電気通信事業者間の公正な競争環境へ与える影響が大きいと考えることから、経済圏サービスの提供状況や利用者の乗換え行動等への影響を検証いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見 1-1-7 NTTドコモの市場支配力については、複数年度にわたる市場シェアの推移に加え、NTTグループ各社との資本・人員関係、顧客基盤の連携、法人営業・ネットワーク・ソリューション提供の一体性を含むNTTグループ全体の事業能力を勘案し、他のMNOとは市場支配力の基盤となる構造的条件が異なるNTTドコモに対する禁止行為規制を維持する必要があるという意見。		
「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）レポート（案）」（以下、「本評価（案）」）においても引用されているとおり、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」（令和8年5月27日最終改定）によれば、一定期間継続して25%を超え40%以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場合において、当該電気通信事業者の市場シェアが1位であるときは、当該市場シェアの水準及び諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定すること等とされていること等を踏まえた検討が必要とされています。 このため、NTTドコモ殿の市場支配力については、複数年度にわたる市場シェアの推移に加え、NTT殿、NTTデータグループ殿及びNTTドコモビジネス殿との資本・人員関係及び顧客基盤の連携、並びに法人営業、ネットワーク及びソリューション提供の一体性を含むNTTグループ全体の事業能力を勘案し、競争事業者への影響も踏まえて、他のMNOとは市場支配力の基盤となる構造的条件が異なるNTTドコモ殿に対する禁止	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。 ○ 電気通信事業法第30条第1項に基づく禁止行為規制の適用対象事業者の指定に関しては、評価レポートにおいて「今後、NTTドコモの収益シェアを含め、市場の状況を注視する」と記載しているところであり、引き続き検討を行うことが適当であると考えています。	無

行為規制を維持する必要があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
意見 1-1-8 これまでの移動系通信市場の検証では契約数シェアに加え売上高やARPUの推移等の指標も踏まえた分析が行われてきたが、令和7年度の調査結果では基本的に契約数シェアのみを根拠とした分析となっていることから、競争状況を正確に把握するため各種指標を維持し多面的に分析することが適当という意見。併せて、通信モジュール市場では回線の性質や重みが異なり一律の回線数中心の分析では競争状況の把握が困難であること、法人向けサービス市場では回線がソリューションの一部として調達され相対契約が中心であることから、契約数シェアのみによる評価には限界があるとして、定性的な要因も含めた多面的な分析手法を検討すべきという意見。		
これまでの移動系通信市場の検証においては、契約数シェアに加え売上高や営業利益、ARPUの推移等の指標も踏まえ競争状況の分析・評価が行われてきました。 しかしながら、令和7年度の調査結果を見ると、【図表Ⅱ-5】「MNOの収益シェアの推移」を除き、基本的に契約数シェアのみを根拠とした競争状況の分析が行われています。競争状況を正確に把握するためには、契約数シェアのみならず関連する定量的指標によりできる限り多面的に分析することが求められるため、基本的にはこれまでの各種指標は維持することが適当と考えます。 一方で、移動系通信市場においては、従来の検証の枠組みでは正確な競争状況を把握することが困難となっています。 例えば、移動系通信市場においては、通信モジュール市場が拡大傾向にありますが、通信モジュール回線とハンドセット向け回線では、基本的に利用目的が異なるため、求める通信品質や料金水準等も異なります。さらに通信モジュールにおいては、センサー・メーター等大量デバイスのマッシュ IoT や信頼性や低遅延等が求められるミッションクリティカル IoT など、用途に応じて必要な回線数や通信品質等も異なります。このように同一の契約数でも個々の回線の性質や重みが異なる実態に鑑みると、従来の個人向け移動系通信市場のように、一律の回線数を中心とした分析では競争状況を正確に把握することは困難と考えます。 加えて、法人向けサービス市場においては、回線はシステム開発やソフトウェア・ハードウェアの提供等を一体化したソリューションの一部として調達されることが多く、DX化やIoT向けサービスの進展に伴い、回線単体での競争から、多様なプレイヤーとの連携による競争へと移行しつつあります。 その提供においては、グループ内で一体的に販売を行う形態もあれば、複数の事業者がコンソーシアムを形成して一体的に販売を行う形態もありますが、令和7年度に実施された法人利用者向けアンケート調査の結果により、調達に関する相談先として選定されることが受注の端緒として重要な要素であることが明らかとなっています。加えて、連携する各企業がそれぞれの事業分野で有する競争上の優位性も総合的に評価されることとなり、これらの要素が回線契約の獲得に大きく影響しています。 このように、法人向けサービス市場は、従来の個人向け移動系通信市場と市場構造や競争環境が大きく異なることから、契約数シェアのみをもって競争状況を評価することには限界があります。特に、法人向けサービス市場では相対契約が中心であるこ	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

とから、定量的指標のみでは市場の実態や競争上の影響力を十分に把握することは困難であり、定性的な要因も含め多面的な分析手法を検討すべきと考えます。 【KDDI 株式会社】		
意見 1-1-9 NTTドコモに対する禁止行為規制の指定について、収益シェアが40%を下回った場合でも高い市場シェアで首位を維持していることや総合的事業能力を勘案すれば引き続き指定されるものと理解しており、NTTドコモの収益シェアを含め市場の状況を注視するとされた方向性に賛同。市場支配力の評価に当たっては市場シェアのみで判断せずガイドラインに記載される諸要因を勘案する必要があるとともに、法人向けサービス市場における評価に当たってはNTTドコモ単体でなく、NTT東西やNTTデータ等のNTTグループ各社及びNTTドコモビジネス等が一体的に事業運営を行った場合の総合的事業能力も考慮する必要があるという意見。		
株式会社 NTT ドコモ（以下、「NTT ドコモ」という）に対する禁止行為規制の適用対象としての指定においては、「電気通信事業法第 30 条第 1 項及び第 3 項第 2 号の規定による電気通信事業者の指定にあたっての基本的考え方」の規定内容に照らし、収益シェアが 40%を下回った場合でも、依然として高い市場シェアで首位を維持していることや総合的事業能力を勘案すれば、引き続き指定されるものと理解しており、この点、今後、NTT ドコモの収益シェアを含め市場の状況を注視するとされた方向性に賛同いたします。 市場支配力の評価にあたっては、市場シェアのみで判断するのではなく、事業規模（資本金、収益、従業員数）、市場への影響力、ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在、技術上の優位性・卓越性、需要及び供給の代替性、価格の弾力性といったガイドラインに記載される諸要因を勘案することが必要と考えます。 これらに加えて、前述のとおり、法人向けサービス市場においては、多様なプレイヤーを交えた、システム開発やソフトウェア・ハードウェアの提供等を一体化したソリューションとしての競争に移行しつつあります。 このような提供形態においては、調達に関する相談先として選定されることや連携する各企業がそれぞれの事業分野で有する競争上の優位性も総合的に評価されることとなり、これらの要素が回線契約の獲得に大きく影響しています。 そのため、法人向けサービス市場における評価にあたっては、NTT ドコモ単体の事業活動のみで見るのではなく、連携する NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社（以下、「NTT 東西」という）や株式会社 NTT データ（以下、「NTT データ」という）等の NTT グループ各社及び NTT ドコモビジネス株式会社（以下、「NTT ドコモビジネス」という）等が一体的に事業運営を行った場合の総合的事業能力も考慮する必要があると考えます。 【KDDI 株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 電気通信事業法第30条第1項に基づく禁止行為規制の適用対象事業者の指定に関しては、評価レポートにおいて「今後、NTTドコモの収益シェアを含め、市場の状況を注視する」と記載しているところであり引き続き検討を行うことが適当であると考えています。	無
意見 1-1-10 移動系通信市場におけるシェア変動について、楽天モバイルの市場参入によるものとする表現ではなく、総務省によるいわゆる官製値下げやNTTドコモの通信品質悪化によるものである旨を記載する必要があるという意見。		
6 頁「2. 移動系通信市場」において、「近年は、楽天モバイルが新たに参入し MNO 3 社のシェアの差は小さくなり」などと、楽天モバイルの市場参入によるシェア変動を謳う表現となっている。実際は総務省によるいわゆる官製値下げや、当時の NTT ド	○ 参考の御意見として承ります。	無

コモ社長であり現日本郵船社外取締役井伊基之氏による NTT ドコモの通信品質悪化によるものであることを記載する必要がある。 【個人 2】		
意見 1-1-11 NTTドコモの市場支配的事業者指定の考え方について、収益シェアの水準のみに着目するのではなく、契約数シェア、高品質サービスの展開状況、MVNOへの機能開放の進展度、法人市場におけるグループ体的な営業の影響等を総合的に勘案し、市場支配力の有無を慎重に判断・注視する旨を評価文言に明記することを提案。		
【提案】NTT ドコモの市場支配的事業者指定の考え方に関する総合的評価の明記 1. 対象箇所 第 2 章 第 1 節 2. (2)「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」(15-16 ページ) 2. 意見・改善案の具体的内容 NTT ドコモの収益シェアが 40 パーセントを下回ったことを受けて今後の指定の考え方に言及している箇所(15-16 ページ)について、単に「収益シェアの水準」のみに着目するのではなく、総合的な市場支配力の評価軸を文言上明記することを提案します。 具体的には、以下のような旨を評価文言に追記してください。 「収益シェアの動向に加え、契約数シェア(32.9 パーセントで首位維持)、5G SA 等の高品質サービスの展開状況、MVNO への機能開放の進展度、ならびに法人市場におけるグループ体的な営業の影響等を総合的に勘案し、市場支配力の有無を慎重に判断・注視する。」 3. 理由・背景 「指定に当たっての基本的考え方」の規定に触れる際、収益シェアの低下という単一の指標のみが強調されると、市場支配力に関する誤解を招く恐れがあります。レポート(案)本文に既に記載されている他の要素(契約数や質的サービス)を総括文に盛り込む修正であり、容易に反映が可能です。 【個人 6】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。 ○ なお、電気通信事業法第30条第 1 項に基づく禁止行為規制の適用対象事業者の指定に関しては、評価レポートにおいて「今後、NTTドコモの収益シェアを含め、市場の状況を注視する」と記載しているところであり、引き続き検討を行うことが適当であると考えています。	無

1-2 固定系通信市場に係る競争状況の分析（評価レポート（案）本文 第 2 章第 1 節 3 参照）

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-2-1 主位的に、設備シェア及び卸売シェアを主たる指標として固定系（FTTH）市場の評価を行い、結論を再検討することを要望。予備的に、次年度の市場検証において、自己設備を保有する事業者のシェア及びFTTH卸売市場の集中度（HHI）を指標に加え、サービス提供主体シェアと併記することを要望。		

【要旨】

サービス提供主体シェアの分散は、NTT 東西の光回線の再販の内訳にすぎません。同レポート自身が示す設備シェア 72.1%（図表Ⅱ－21。令和 6 年度末）・卸売シェア 77.2%（図表Ⅱ－20。令和 7 年度末）は、単一のボトルネック設備と単一の卸元への依存を示しております。設備シェア及び卸売シェアを主たる指標とされたく存じます。

【詳細】

卸元が一つである限り、サービス提供主体がいくら増えても、それは競争の実質ではなく再販の広がりを表すにとどまります。現行の指標では、NTT 東西の卸先が増えるほど市場は「競争的」と評価されます。指標の設計上、卸への依存の深まりが競争の進展として現れ得るのではないかと危惧しております。

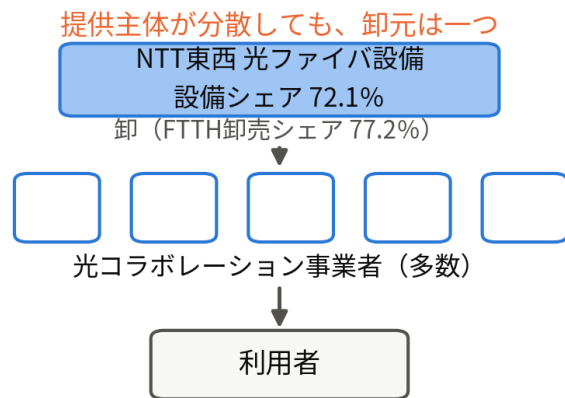


図 2 設備・卸元と提供主体の関係

本レポートが「ボトルネック性があるものの」と留保を付されている点は承知しております。もっとも、留保を付したうえで競争の確保を結論づけるのであれば、その結論を支える指標は、設備及び卸元の集中度に即したものである必要があると考えます。

【求める対応】

主位的に、設備シェア及び卸売シェアを主たる指標として固定系（FTTH）市場の評価を行い、結論を再検討していただきたく存じます。予備的に、次年度の市場検証において、自己設備を保有する事業者のシェア及び FTTH 卸売市場の集中度（HHI）を指標に加え、サービス提供主体シェアと併記していただきたく存じます。

【日本先進通信株式会社】

○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。

○ なお、固定系（FTTH）市場の競争状況の評価に当たっては、サービス提供主体ベースのシェアに加え、設備設置事業者別シェア及び卸売シェアについても図表に示した上で分析を行っており、ボトルネック性についても言及しているところです。これらを踏まえた総合的な評価として、一定の競争関係が確保されているとの結論を導いており、原案のとおりとします。

無

意見 1－2－2 接続料と小売料金の上に位置するVNE・卸の段階において、独立系事業者の10G調達価格が市場の小売価格を上回る構造が生じていることを踏まえ、接続料スタックテストの検証範囲をVNE・卸層まで拡張すること、卸取引条件の透明性確保を検討すること、及び令和9年度の年次計画にVNE・卸層の卸価格と小売価格との関係を検証項目として明記することを要望。

【要旨】

本レポートは、FTTHの月額料金に変動が乏しい中で接続料が上昇見込みである旨を指摘しておられます。もっとも、接続料と小売料金の間には、VNE・卸の段階が存在いたします。10Gにおいては、独立系事業者が調達し得る卸価格の総額が、市場の小売価格を上回っております。この段階を市場検証の対象に加えていただきたく存じます。

【詳細】

当社が大手VNE・卸事業者から提示を受けた10Gの調達条件は、年間100回線のコミットメントを前提として、光クロス回線が月額4,900円（税抜）でした。これに同社のIPv4 over IPv6接続（IPv6ローミング）月額1,000円（税抜）及び請求書発行手数料100円（税抜）が加算されますので、1回線当たりの調達額は月額6,000円（税抜、税込6,600円）となります。これとは別に、システム利用料が月額12,500円（税抜）、契約数にかかわらず定額で発生いたします。

他方、市場で現に提供されている10Gの小売価格は、月額4,917円（税込、税抜4,470円）の水準にあります。すなわち、調達額が小売価格を月額1,530円（税抜）上回ります。当社が当該小売価格と同水準での卸提供を要望したところ、コミットメントを前提としても難しいとの回答でした。後発事業者は、獲得すればするほど損失が拡大する構造に置かれております。

10G 1回線あたり月額（税抜）

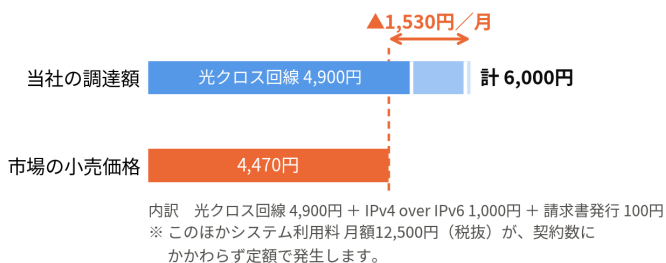


図3 10G 1回線あたりの調達額と小売価格

比較は、光クロス回線・IPv4 over IPv6接続・請求機能という同一の構成について行っております。また、システム利用料が定額であるため、契約数の少ない事業者ほど1回線当たりの負担が重くなります。規模の小さい者ほど不利になる料金構造です。

この構造は、企業努力の差では説明できないものと考えます。

① v6 プラス等が用いる MAP-E 方式は、RFC 7597 として国際標準化された方式であ

○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。

無

り、特定 VNE の独自技術ではありません。 ② 特定 VNE の優位は、NTT NGN（第一種指定設備）の接続枠（16 枠）というボトルネックを早期に占有したことに由来します。 ③ 指定設備の優位が卸の段階に転嫁され、規制の及ばない任意契約の下で価格が決まるため、接続料段階の検証をすり抜けます。 接続約款の認可審査においては、接続料と利用者料金の関係の検証が行われていると承知しております。もっとも、当該検証は接続料の段階を対象とするものであり、その先の VNE・卸の段階で生じる差は捉えられません。本レポートが「接続料は令和 8 年度以降、上昇見込み」として今後の注視を述べておられる以上、接続料と小売料金の間に位置するこの段階こそ、市場検証において確認されるべきものと考えます。なお、価格圧搾の評価は、本来、垂直統合事業者の卸価格と当該事業者自身の小売価格との関係において行われるものと存じますので、NTT 東西が自ら提供する 10G の小売価格を分子とした検証も、あわせてお願い申し上げます。 本項の裏付けとなる取引条件の資料は守秘義務の対象であるため添付しておりません。貴省から報告徴収その他の求めがありましたら、直ちに提出いたします。 【求める対応】 ① 接続料スタックテストの検証範囲を、IPv4 over IPv6 卸を含む VNE・卸層まで拡張すること。 ② 卸取引条件（数量割引の基準等）の透明性確保を検討すること。 ③ 少なくとも、令和 9 年度の「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」において、VNE・卸層の卸価格と小売価格との関係を検証項目として明記すること。 【日本先進通信株式会社】		
意見 1－2－3 FTTH市場においてMNOグループが過半数を超える高いシェアを有し「MNOによる固定系ブロードバンド市場の支配」の傾向が顕在化していること、及びサービス競争と設備競争が維持されるためには「卸」「自己設置」「接続」の各提供形態が適切に機能することが重要であることを踏まえ、サービス卸の卸先事業者に占めるMNOの契約数・シェアの推移や各提供形態における契約数・シェアの推移を継続的に公表することを要望。併せて、MNOの勧誘方法や経済利益の提供状況等の実態が公正な競争を阻害していないか注視し、問題がある場合には早期に解決に向けた措置を講じることを要望。		
・ 「【図表Ⅱ-14】FTTH 市場（小売市場）の事業者別シェアの推移（サービス主体別）」によると、MNO グループが引き続き過半数を超える高いシェアを有しており、また、「【図表Ⅱ-17】固定系ブロードバンドの契約数の推移（全国）」によると、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）における契約数の増加率が高いことから、「MNO による固定系ブロードバンド市場の支配」の傾向が顕在化している状況と考えます。 ・ また、設備設置事業者別シェアや卸売市場におけるシェアが未だ過半数を超える中、FTTH 市場においてサービス競争のみならず設備競争も維持されるためには、	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

「卸」「自己設置」「接続」という異なる提供形態がそれぞれ適切に機能することが重要であると考えます。 - このため、市場関係者が客観的なデータに基づき固定系通信市場における競争状況の変化を検証できるよう、以下の内容について継続的に公表いただくことを要望いたします。 - サービス卸（光コラボ）の卸先事業者に占める MNO の契約数・シェアの推移 「卸」「自己設置」「接続」の各提供形態における契約数・シェアの推移 - 加えて、MNO の勧誘方法や経済利益の提供状況等の実態が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただくとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見 1-2-4 固定系通信市場（FTTH 市場）について、NTT グループのシェアが減少していることのみを根拠に一定の競争関係が確保されていると評価するのではなく、NTT 東西が設備設置事業者別シェアで首位（56.3%）、NTT ドコモがサービス提供主体別シェアで単独首位（17.7%）を維持していることなどを踏まえ、シェアの変動のみならず市場における地位や市場構造等も含めて総合的に評価すべきとして、評価に係る記載の修文を要望。		
固定系通信市場においては、NTT 東西によるサービス卸の開始（2015 年 2 月）に伴い、集合住宅向け FTTH の競争の進展等により、設備設置事業者別シェア及びサービス提供主体別シェアにおいて NTT 東西のシェアが低下し他事業者のシェアが増加していることから、一定の競争関係が確保されているとの評価がされております。 しかしながら、NTT 東西及び NTT ドコモは、設備設置事業者別シェアにおいて 56.3%（NTT 東西合算）で首位、サービス提供主体別シェアにおいて 32.1%（NTT 東西・NTT ドコモ合算、NTT ドコモが 17.7%で単独首位）で首位であり、高いシェアを維持しております。 適正な競争関係の確保に関する評価においては、NTT 東西・NTT ドコモを含む NTT グループのシェアが減少していることのみを根拠に評価するのではなく、設備設置事業者別・サービス提供主体別の双方で首位を維持していることなどを踏まえ総合的に評価すべきであり、以下に修文案を記載いたします。 <修文案> （２）電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価 固定系データ通信では、市場規模を踏まえると、特に FTTH 市場での競争状況の評価が重要であるところ、NTT 東西によるサービス卸の開始（2015 年 2 月）に伴い、MNO 等様々な事業者による NTT 東西の FTTH の再販が増加し、NTT グループ以外の様々な事業者のシェアの増加が見られるなど、特にサービス提供主体ベースでの競争が進展していることや、設備設置事業者別のシェアにおいても、集合住宅向け FTTH の競争の進展等により、NTT 東西以外の事業者のシェアの増加が見られること等から、NTT 東西が保有する光ファイバ等の設備には引き続きボトルネック性があるものの、一定の競争関	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。 ○ なお、設備設置事業者別シェア及び FTTH 卸売市場における NTT 東西のシェアについては、本評価レポート案においても図表に示した上で分析を行っており、ボトルネック性についても言及しているため、原案のとおりとします。	無

係は確保されているものと認められる。 一方で、設備設置事業者別シェアにおいては、2026 年 3 月時点で NTT 東西が 56.3% のシェアを有しており、依然として過半のシェアを占めている。また、FTTH 市場（小売市場）のサービス提供主体別シェアにおいても、NTT 東西・NTT ドコモを合算した NTT グループのシェアは 32.1%となっており、シェアは低下傾向にあるものの、移動系通信市場において首位である NTT ドコモが、FTTH 市場でも 17.7%と単独首位を維持している。 このため、競争状況の評価にあたっては、シェアの変動のみならず、市場における地位や市場構造等も踏まえて総合的に評価することが適当である。 【KDDI 株式会社】		
意見 1-2-5 固定系 FTTH 市場の競争評価において、サービス提供主体ベースの競争が進展する一方で NTT 東西が設備設置事業者別シェア・卸売シェアで高いシェアを保持しボトルネック設備としての影響力が強固である旨、及び令和 8 年度以降の NTT 東西の加入光ファイバ接続料の上昇見込みが最終利用者の月額料金に与える影響を継続して注視するリスク要因として位置付ける旨を、評価文言に追記・補足することを提案。		
【提案】固定系 FTTH 市場における設備・卸高シェアおよび接続料上昇リスクに関する評価文言の補足 1. 対象箇所 第 2 章 第 1 節 3. (2)「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」(27-28 ページ) 2. 意見・改善案の具体的内容 FTTH 市場の競争評価において、「サービス提供主体ベースでの競争が進展している」「一定の競争関係は確保されている」との記載に加え、以下の内容を評価文言に明確に追記・補足することを提案します。 (1) サービス提供主体ベースの競争が進展する一方で、設備設置事業者別シェアでは NTT 東西が 56.3 パーセント、FTTH 卸売市場では NTT 東西が 77.2 パーセントという高いシェアを保持しており、ボトルネック設備としての影響力が強固である旨を明記すること。 (2) 令和 8 年度以降に予定されている NTT 東西の加入光ファイバ接続料の上昇見込みが、最終利用者の月額料金(高止まりの解消)に与える影響について、継続して注視するリスク要因として明確に位置付けること。 3. 理由・背景 小売市場での再販(コラボ光等)の拡大のみをもって競争進展と評価すると、設備基盤における実質的な集中度や今後のコスト上昇リスクが見落とされる恐れがあります。	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。 ○ なお、設備設置事業者別シェア及び FTTH 卸売市場における NTT 東西のシェアについては、本評価レポート案においても図表に示した上で分析を行っており、ボトルネック性についても言及しています。また、FTTH の月額料金にも影響し得る NTT 東西の加入光ファイバ接続料の上昇見込みも踏まえて市場の状況を注視するとして記載しているため、原案のとおりとします。	無

既存のデータを踏まえ、評価文章に 2 から 3 行程度の注記・補足を加えることで、論理的整合性と分析の深みを容易に高めることができます。 【個人 6】		
意見 1－2－6 令和 8 年度以降の評価方針に関して、市場シェア及び月額料金に加え、10Gbpsを含む速度階層別市場、利用端末までの実効性能、光コラボレーション事業者の技術的説明能力、利用者側の高性能パーソナルコンピュータ及びAI 利用環境、通信機器の供給網及び国内代替能力並びに企業集団における情報管理上の非価格の品質を評価対象に加えることを要望。		
本評価レポート案は、固定系ブロードバンド市場、固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH 市場及び ISP 市場を検証対象とし、市場シェア、契約数、料金、代替性及び卸取引等を継続的に把握している点で意義があると考えます。 一方、固定系超高速ブロードバンド市場について、1Gbps 級サービスと 10Gbps 級サービスでは必要となる設備及び利用条件が大きく異なるにもかかわらず、速度階層ごとの競争状況及び利用実態が十分に区分されていません。 10Gbps 回線を契約しても、ルーター、スイッチ、LAN ケーブル、パーソナルコンピュータの LAN ポート又は無線環境の一部が 1Gbps までしか対応していない場合、その区間が通信速度の上限となります。 回線が 10Gbps であっても、宅内に 1GbE の機器が存在すれば、理論上の上限は回線速度の 10 パーセント以下です。2. 5GbE の機器が上限となる場合は、回線速度の 25 パーセント以下です。 したがって、10Gbps 契約数だけを把握しても、利用者が実際に 10Gbps 級の便益を受けているかは判断できません。 次年度以降は、固定系ブロードバンド市場を、1Gbps 以下、2Gbps 以上 5Gbps 未満、5Gbps 以上 10Gbps 未満及び 10Gbps 以上の速度階層に区分し、提供可能世帯率、契約数、純増数、月額料金、解約率、実効ダウンロード速度、実効アップロード速度、遅延、パケット損失及び障害時間を調査することを求めます。 さらに、10Gbps 契約者について、ONU 又はホームゲートウェイのポート速度、ルーターの WAN 及び LAN ポート速度、LAN ケーブルの規格、スイッチの対応速度、パーソナルコンピュータの LAN ポート速度並びに無線 LAN の規格を確認し、回線から利用端末までの全区間が対応している割合を調査すべきです。 回線のみが 10Gbps である契約と、利用端末までの全区間が 10GbE へ対応している契約を同一に扱うことは、実質的な品質評価として不十分です。 光コラボレーション事業者についても、料金及び契約数だけでなく、10Gbps、10GbE、IPv6 IPoE、PPPoE、ホームゲートウェイ、市販ルーター、LAN ケーブル及びパーソナルコンピュータ側の LAN ポートについて、利用者へ正確に説明できるかを調査する必要があります。 光コラボレーション事業者が回線契約だけを販売し、宅内設備及び接続方式を一律に利用者の責任として切り離した場合、利用者は契約した性能を十分に利用できない可能性があります。	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

この場合、名目上は 10Gbps サービス間の競争が存在していても、実際には事業者の説明能力、設定支援及び機器選定支援の差によって、利用者が受ける便益が異なります。

具体的な調査方法として、契約数等を基準に選定した光コラボレーション事業者 50 社に対し、各社 20 件の標準化した問い合わせを実施すれば、合計 1,000 件の回答を得ることができます。

仮に誤案内率が 10 パーセントであった場合、無作為抽出を前提とした 95 パーセント信頼区間は、概算でプラス又はマイナス 1.9 ポイントです。

この規模であれば、全体傾向の把握及び年度間比較に利用できる一定の精度が得られると考えます。

質問内容としては、10GBASE-T 対応ポートの必要性、カテゴリー6A 以上の LAN ケーブル、1GbE 機器が途中に存在する場合の速度上限、IPv6 IPoE の提供条件、レンタルルーターのポート構成及び市販ルーターを使用する場合の責任分界が考えられます。

また、高速回線の需要及び利用価値を評価するためには、利用者側のパーソナルコンピュータ及び計算環境も補完指標として把握する必要があります。

本評価レポート案では、主要な電気通信事業者がネットワークへの投資を維持しながら、AI、クラウド及びデータセンターへの投資を拡大する傾向が示されています。

しかし、AI を実際に利用し、開発し、検証する側の設備として、高性能なパーソナルコンピュータ、GPU、NPU、大容量メモリ、2.5GbE 又は 10GbE 対応 LAN 環境がどの程度普及しているかは把握されていません。

これはパーソナルコンピュータ自体を電気通信規制の対象とする趣旨ではなく、高速回線の需要及び利用価値を説明する補完指標として定点観測する趣旨です。

例えば、100GB の AI モデル、映像素材又は研究データを転送する場合、単純計算では 1Gbps で約 800 秒、10Gbps で約 80 秒を要します。

通信効率を 70 パーセントと仮定すると、1Gbps では約 19 分、10Gbps では約 1.9 分となり、1 回の転送で約 17 分の差が生じます。

この試算は通信の混雑、保存装置の速度及び相手側設備等を考慮しない単純な値ですが、大容量データを反復して扱う制作者、研究者及び中小事業者にとって、高速回線及び高性能パーソナルコンピュータが生産性へ影響することを示します。

次年度以降は、2.5GbE 又は 10GbE 対応端末の普及率、AI 処理装置を搭載した端末の普及率、ローカル AI の利用率、大容量アップロードの利用状況並びにクラウド処理とローカル処理の選択状況を、需要側の補完指標として調査することを求めます。

経済安全保障及び供給網の観点からは、クラウドサービスだけでなく、ルーター、スイッチ、無線アクセスポイント、ホームゲートウェイ、ファイアウォール、VPN 装置及び認証基盤についても実態把握が必要です。

通信機器の製造者別シェアだけでなく、設計主体、ファームウェア更新期間、SBOMの提供状況、遠隔管理機能、更新用署名鍵の管理主体、修理可能な地域、保守終了後の移行期間、代替供給者及び国内での修理可能性を調査すべきです。 国内企業のブランドであることだけで安全と評価せず、国内で設計を検証し、脆弱性へ対応し、更新し、修理し、代替調達できるかを評価することが合理的です。 国外企業の製品についても、国籍のみで一律に排除するのではなく、準拠法、親法人、遠隔保守権限、データ及びログの送信先、更新主体並びに供給停止時の代替性を共通の基準で評価すべきです。 法令及びガイドラインの遵守状況については、本評価レポートの結論が、電気通信事業法上の市場支配的事業者規制、接続、卸取引及び公正競争条件等について確認した結果であることを、より明確に表示することを求めます。 特定の禁止行為に該当する具体的事実が確認されなかったことは、当該企業又は企業集団について、個人情報保護、外部送信、決済、広告、共通 ID、委託先管理及びサイバーセキュリティを含む全ての法令及び統治上の問題が存在しないことを意味するものではありません。 通信、広告、決済、金融、会員 ID 及び小売サービス等が企業集団内で連携する場合には、価格及び回線品質だけでなく、情報管理、認証基盤、外部委託、外部 SDK、重大障害、行政指導後の改善状況及び再発防止体制も、利用者が事業者を選択する際の非価格的品质となります。 個別法人の法的責任を別の法人へ帰属させることは適切ではありません。一方、共通の ID、システム、データ基盤又は委託先を利用している場合には、法人単位の評価だけでは実質的なリスク及び競争力を把握できない可能性があります。 このため、企業集団単位についても、共同利用する認証基盤、データ連携の範囲、委託先管理体制、重大障害件数、情報管理上の事故件数及び再発防止措置を、集計可能な範囲で非価格的品质指標として把握することを提案します。 以上から、次年度以降の評価では、市場シェア及び月額料金に加え、10Gbps を含む速度階層別市場、利用端末までの実効性能、光コラボレーション事業者の技術的説明能力、利用者側の高性能パーソナルコンピュータ及び AI 利用環境、通信機器の供給網及び国内代替能力並びに企業集団における情報管理上の非価格的品质を評価対象に加えることを求めます。 競争政策の目的は、形式的に契約先の数が増えることだけではなく、利用者が安全で高品質な通信サービスを、十分かつ正確な情報に基づいて選択できる状態を確保することにあると考えます。 【個人 9】		
---	--	--

1-3 法人向けサービス市場に係る競争状況の分析（評価レポート（案）本文 第2章第1節4参照）

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見1-3-1 法人向けサービス市場において、ソリューションサービスがネットワークサービスの競争関係に与える影響について今後検証を深めるとの本レポート案の方向性に賛同。法人向けIoTサービスにおいてMNOがMVNOへの卸料金を下回る料金水準でサービスを提供した場合に公正な競争環境が損なわれるおそれがあることから、MNOとMVNOのイコールフットINGが確保されているかという観点から、提供主体別のIoTサービスの標準価格・提供価格・値引き率や大口案件におけるMNOの小売料金とMVNOへの卸料金との関係等を継続的に分析することを要望。併せて、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合には速やかに必要な措置を講じることを要望。		
- 法人向けサービス市場において、ネットワーク単体の提供からアプリ、IoT、SI等を組み合わせたソリューションでの提供が進展していることを踏まえ、ソリューションサービスがネットワークサービスの競争関係に与える影響について、今後検証を深めるとの本レポート案の方向性に賛同いたします。 - こうした市場環境において、ソリューションとセットでの調達においてもMNOが有力な調達先となる中、法人向けIoTサービスでは、回線数規模等に応じた相対契約により大幅な値引きが行われる場合があります。仮に、MNOがMVNOに提供する卸料金等を下回る料金水準で自らサービスを提供した場合、当該MNOから回線提供を受けるMVNOが価格面で対抗することは困難となり、MNOとMVNOとの間の公正な競争環境が損なわれるおそれがあると考えます。 - このため、MNOとMVNOとの間のイコールフットINGが確保されているかという観点から、IoT市場における競争状況について以下のような内容等を継続的に分析いただくことを要望いたします。 - 提供主体別のIoTサービスの標準価格、実際の提供価格及び値引き率 1案件当たりの回線数規模等 - 特に大口案件において、MNOによる小売料金とMVNOへの卸料金との関係 - なお、これらの検証を通じて、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合には、適時に問題が解決されるよう、制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見1-3-2 法人向けサービス市場ではネットワークがソリューションの一要素として調達される競争環境にあり、モバイルやISPを含むレイヤーをまたいだサービス・ソリューションを一括で要望される事例もある中、NTT東西が地域社会の活性化・地方創生に一層貢献していく観点から、モバイルが構成要素に組み込まれたサービス・ソリューションの提供について、活用業務の枠組みの中で実施可能とすることを要望。		
法人向けサービス市場について、レポート案でも評価されている通り、ネットワーク単体での提供に加え、アプリやIoT、SI等をセットにしたソリューションでの提供が増加しており、ネットワークはソリューションの一部として調達されています。実際のソリューションの提案にあたっては、数多ある構成要素（IoT/センサ、AIモデル、	○ NTT東西からの今後の活用業務に関する要望については、市場検証委員会において議論が行われているところであり、当該議論を踏まえて検討を行っ	無

アプリケーション等)をどの様に組み合わせるかが差別化の重要なポイントとなっており、ネットワークもそのソリューションの中の一要素で、アプリケーション等の技術要件に合致するサービスが選択されるものと認識しています。 このような競争環境に加え、人口減少や地域課題の複雑化が進展する中において、地域の課題解決を担うプレーヤーが充分でないこともあり、モバイルや ISP を含むレイヤーをまたいだサービス、ソリューションを NTT 東西に対して一括でご要望いただく事例もあり、当該サービス・ソリューションを NTT 東西が提案・提供できないことにより、お客様が当該課題の解決自体に時間や稼働を要したり、最悪の場合、課題解決を断念され、地域の活性化・地方創生の妨げとなっている可能性もあると考えています。 NTT 東西は、モバイルに全面的に進出する考えはありませんが、上記のようなご要望にお応えし、地域社会の活性化・地方創生に一層貢献していく観点から、第 10 回市場検証委員会(2026 年 5 月 27 日)での要望のとおりモバイルが構成要素に組み込まれたサービス、ソリューションの提供について、活用業務の枠組みの中で実施可能とさせていただきたいと考えています。 【NTT 東日本株式会社・NTT 西日本株式会社】	てまいります。	
意見 1-3-3 法人市場の検証を深めていくとの方針に賛同するとともに、NTTグループ各社の一体的な営業活動により現行の禁止行為規制の実効性が損なわれ公正競争環境に影響を及ぼす可能性があることから、令和 8 年度以降の評価方針における検討項目として、NTTグループによる法人向けソリューションサービスの提供及びグループ内連携が通信市場における公正競争環境に与える影響を検証する旨を、本評価(案)に明記することを要望。		
法人市場における NTT グループの一体的な営業に対する懸念を踏まえ、令和 8 年度検証以降、法人向けネットワークやソリューションの提供等の法人市場の検証を深めていくとの方針に賛同します。 法人向けサービス市場においては、ネットワーク単体でのサービス提供から、アプリケーション、IoT 及び SI 等を組み合わせたソリューションサービスの提供へと取引形態が変化しており、通信サービスとその周辺領域を一体として提供する重要性が高まっています。こうした市場構造の変化を踏まえれば、NTT グループ各社が連携して一体的な営業活動を行うことにより、現行の禁止行為規制の実効性が損なわれ、法人向け通信市場における公正競争環境に影響を及ぼす可能性について、継続的に検証することが必要と考えます。 このため、令和 8 年度以降の評価方針における検討項目として、NTT グループによる法人向けソリューションサービスの提供及びグループ内連携が、通信市場における公正競争環境に与える影響を検証する旨を、本評価(案)に明記することを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見 1-3-4 法人向けサービス市場について、ソリューションサービスが競争に与える影響など今後の調査及び評価方法等について引き続き検討を進めるとの方向性に賛同。巨大な顧客基盤や全国の自治体との強固な接点を持つ NTT 東西や IT サービス市場ランキング一位の NTT デ		

ータ等を有する NTT グループが一体的な事業運営やコンソーシアムを形成して販売を行う場合、公正競争に影響を及ぼす懸念があることから、民間企業や自治体等に対する事業者アンケート調査を実施し、企業グループごとやコンソーシアムごとの選好及び選好理由を問うなどして公正競争上の問題の所在を確認することが必要という意見。		
法人向けサービス市場について、通信サービス単体に加え、アプリや IoT、SI 等をセットにしたソリューションでの提供が増加していることを踏まえ、ソリューションサービスが競争に与える影響など、今後の調査及び評価方法等について引き続き検討を進めるとの方向性に賛同いたします。 法人向けサービス市場においては、多様なプレイヤーと連携してシステム開発やソフトウェア・ハードウェアの提供等を一体化したソリューションとしての競争へと移行しつつあります。 その提供においては、グループ内で一体的に販売を行う形態もあれば、複数の事業者がコンソーシアムを形成して一体的に販売を行う形態もあります。令和7年度に実施された法人利用者向けアンケート調査の結果により、調達に関する相談先として選定されることが受注の端緒として重要な要素であることが明らかとなっています。加えて、連携する各企業がそれぞれの事業分野で有する競争上の優位性も総合的に評価されることとなり、これらの要素が回線契約の獲得に大きく影響します。 このような競争環境において、公社時代から引き継いだ巨大な顧客基盤を基に全国の自治体との強固な接点を持つ NTT 東西や”IT サービス市場ランキング一位”※の NTT データ等を有する NTT グループが一体的な事業運営やコンソーシアムを形成して一体的に販売を行う場合は、法人向けサービス市場における公正競争に影響を及ぼす懸念があることから、民間企業や自治体等に対する事業者アンケート調査を実施することにより、企業グループごとやコンソーシアムごとの選好及び選好理由を問うなどして公正競争上の問題の所在を確認することが必要と考えます。 ※NTT データ 会社案内資料（2025 年）より引用 https://www.nttdata.com/global/ja/about-us/company-profile/ 【KDDI 株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見 1-3-5 法人向け市場においてネットワーク単体から SI・クラウド等をセットにしたソリューション提供への移行が進んでいる現状を踏まえ、令和8年度以降の方針改定において、主要電気通信事業者と主要 SIer・ITベンダとの連携・競合実態に関するアンケートの実施、及びネットワーク回線と上位レイヤ（SI/アプリ）のセット割引・bundle提供が回線市場の公正競争に与える影響の把握を、具体的な調査項目として明記することを提案。		
【提案】法人向けソリューション市場に関する次回調査方針の具体化 1. 対象箇所 第2章 第1節 4. (2)「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」（35 ページ）および「まとめ」（55 ページ） 2. 意見・改善案の具体的内容	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

法人向け市場において、ネットワーク単体から SI・クラウド等をセットにしたソリューション提供への移行が進んでいる現状を踏まえ、「まとめ」(55 ページ)に記載されている令和 8 年度以降の方針改定において、以下の具体的な調査項目を追加する旨を明記することを提案します。 (1) 法人向けソリューション提供における主要電気通信事業者と主要 SIer・IT ベンダとの連携・競合実態に関する定性的・定量的アンケートの実施。 (2) ネットワーク回線と上位レイヤ(SI/アプリ)のセット割引・ bundle 提供が、回線市場の公正競争に与える影響の把握。 3. 理由・背景 レポート(案)自体が「ソリューションサービスがネットワークサービスの競争関係に与える影響などの調査・評価方法を引き続き検討する」としているため、次回方針改定の具体的項目としてこれを明記することは、分析の方向性を明確化する上で極めて有効かつ容易な改善策です。 【個人 6】		
--	--	--

1-4 電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握（評価レポート（案）本文 第 2 章第 2 節参照）

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-4-1 通信設備の仮想化・クラウド化が進展する中で通信インフラとしてクラウドサービスを活用するケースが増加する一方、クラウド事業者側の障害やサービス条件の変更等が通信サービスへ影響を及ぼす可能性も指摘されていることから、利用者への安定的なサービス提供を確保する観点から、通信事業者とクラウド事業者の責任分担の在り方やリスク管理の枠組みについて十分な議論が必要という意見。併せて、今後の実態把握等における情報収集に当たっては、より効率的で適切な評価に資する進め方ができるよう引き続き連携することを要望。		
今後、通信設備の仮想化・クラウド化が進展する中で、通信インフラとしてクラウドサービスを活用するケースは増加すると考えられます。一方で、クラウド事業者側の障害やサービス条件の変更等が通信サービスへ影響を及ぼす可能性も指摘されております。 利用者への安定的なサービス提供を確保する観点から、通信事業者とクラウド事業者の責任分担の在り方やリスク管理の枠組みについて、十分な議論が必要であると考えます。 また、今後の実態把握等における情報収集にあたっては、より効率的で適切な評価に資するような進め方ができるよう、引き続き連携いただくことを要望いたします。 【KDDI 株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

意見 1－4－2 通信とクラウドの統合を見据えた公正競争と安全保障の観点から、電気通信事業者がネットワーク機能をパブリッククラウドへ移管する際の技術的相互運用性の確保や移行費用の不当な吊り上げ防止等に関するガイドラインを策定し競争検証の定量指標に追加すること、及び市場検証の評価項目に「主要通信設備のクラウド事業者依存度」「大規模障害時における責任分界・復旧プロセスの事前検証」を追加し継続的なモニタリング体制を構築することを要望。

総務省における電気通信市場の競争評価に関する精力的な取りまとめに敬意を表します。

本レポート案を踏まえ、世界的な通信とクラウドの統合（Telco-Cloud）トレンドを見据えた公正競争と安全保障の観点から、以下の 2 点について評価・検討内容への反映を強く要望いたします。

1. パブリッククラウド移行における「ロックイン防止」と公正な移行環境の整備

- ・理由・背景：本レポート案では通信事業者のクラウド利用について現状は限定的とされていますが、5G コアネットワークや将来の 6G 領域において、海外メガプラットフォーム（ハイパースケーラー）への機能依存が進むことが予測されます。特定のクラウド基盤へ過度に依存した場合、将来的な急激な値上げや不透明な仕様変更、他社基盤への移行（ポータビリティ）阻害による「ベンダーロックイン」が生じる懸念があります。これは欧州（BEREC 等）の最先端政策議論でも重大な課題として認識されています。

- ・要望事項：電気通信事業者が主要なネットワーク機能をパブリッククラウドへ移管・構築する際、技術的相互運用性の確保や移行費用の不当な吊り上げ防止等に関するガイドラインを事前に策定し、競争検証の定量指標に追加することを求めます。

2. クラウド依存型通信インフラにおける責任分界の明確化と継続的モニタリングの導入

- ・理由・背景：通信インフラがパブリッククラウド上で稼働する場合、メガプラットフォーム側で発生した障害が社会インフラである通信サービス全体に広範な影響を及ぼすリスク（単一障害点のリスク）が存在します。通信の秘密の保持、経済安全保障・サイバーセキュリティの観点からも、通信事業者とクラウド事業者との間の管理責任・補償基準の不透明さが課題となります。

- ・要望事項：市場検証の評価項目に「主要通信設備のクラウド事業者依存度」および「大規模障害時における責任分界・復旧プロセスの事前検証」を正式追加し、継続的なモニタリング体制を構築することを求めます。

【個人 5】

○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。

無

意見 1-4-3 電気通信事業者向けクラウドサービスの評価において、今後の定点観測指標として、特定のクラウド事業者への依存度（集中度）及びマルチクラウド化・バックアップ体制の整備状況、並びにクラウド事業者側の大規模障害発生時における責任分界点及び障害切り分け体制の構築状況を、評価方針に盛り込むことを提案。		
【提案】電気通信事業者向けクラウドサービスにおけるリスクモニタリング指標の定点化 1. 対象箇所 第2章 第2節 3.「電気通信事業者向けクラウドサービスの実態に関する評価」（38ページ） 2. 意見・改善案の具体的内容 パブリッククラウド利用の調査・評価において、「IP ネットワーク設備委員会等との連携」に加え、今後の定点観測指標として以下の項目を評価方針に盛り込むことを提案します。 (1) 特定のクラウド事業者への依存度（集中度）およびマルチクラウド化・バックアップ体制の整備状況。 (2) クラウド事業者側の大規模障害発生時における責任分界点および障害切り分け体制の構築状況。 3. 理由・背景 事業者アンケートの結果において「大規模障害の影響」や「責任分界点の曖昧さ」が上位のリスクとして挙がっていることから、これを単なる課題の列举に留めず、今後の定点観測項目として位置付けることで、制度・運用の改善に向けた PDCA サイクルが明確になります。アンケート項目の継続利用で対応可能なため、実施は容易です。 【個人6】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

1-5 研究開発への取組状況の把握（評価レポート（案）本文 第2章第3節参照）

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-5-1 NTT法改正によるNTT持株の研究の推進責務・普及責務の撤廃に伴い、基礎的・基盤的研究が後退し我が国の研究開発力や国際競争力の確保に支障が生じる可能性等の懸念を踏まえ、NTT持株における基礎的・基盤的研究の取組状況や研究開発成果の普及の態様について、国際競争力の強化、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保及び事業者間の公正競争の確保の観点から、引き続き継続的かつ十分な検証を行うことを要望。		
電気通信市場検証会議（第43回）（令和6年12月9日）においては、当社を含むNTTグループ殿の競合事業者より、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第20号）によるNTT持株の研究開発の推進責務・普及責務の撤廃に伴い、NTT持株殿においてリスクの高い基礎的・基盤的研究が後退し、我が国	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

の情報通信産業の研究開発力や国際競争力の確保に支障が生じる可能性、及び NTT 持株殿による研究開発成果の普及の態様によっては事業者間の公正競争に影響を及ぼす可能性等があるとの懸念が示されました。 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次答申」(令和6年2月9日情報通信審議会)においても、「重要な役割が期待される NTT が効果的に研究開発を行うことが我が国の国際競争力の強化を図る観点からも必要」、「研究の推進責務の有無にかかわらず、研究開発を継続的に推進していく考えとの表明があったことも踏まえ、総務省において、NTT の基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証していくことが適当である。その結果、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、総務省において、必要な対応の検討が求められる」とされています。 こうした経緯等を踏まえ、「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」(令和7年9月4日)において、「NTT 株式会社(以下「NTT 持株」という。)の基礎・基盤的研究への取組状況を含む研究開発競争の状況を把握し、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点から検証を行う」とされたものと理解しているところです。 同方針は、今般のものに限らず、今後行われる本件と同様の調査及び評価においても適用されるものと理解しています。その際には、同方針に基づき、NTT 持株殿における基礎的・基盤的研究の取組状況や研究開発成果の普及の態様について、国際競争力の強化、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保及び事業者間の公正競争の確保の観点から、引き続き継続的かつ十分な検証を行っていただくことを要望いたします。 【楽天モバイル株式会社】		
意見 1-5-2 令和6年改正 NTT 法により NTT の研究開発の推進・普及責務が撤廃されたが、本改正は国際競争力の強化や経済安全保障上の課題への対応等を目的として実施されたものであるため、各社の研究開発費の推移のみならず、当該改正がこれらの政策目的の実現にどのように寄与したかについても検証し、その結果を今後の制度運用に反映していくことを要望。		
日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第20号)(以下、「令和6年改正 NTT 法」という)により、NTT の研究開発の推進・普及責務が撤廃されましたが、本改正は、国際競争力の強化や経済安全保障上の課題への対応等を目的として実施されたものであるため、各社の研究開発費の推移のみならず、当該改正がこれらの政策目的の実現にどのように寄与したかについても検証すべきと考えます。 制度見直しの効果を適切に検証し、その結果を今後の制度運用に反映していくことを要望いたします。 【KDDI 株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

2. 電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査

2-1 経営・財務状況及び業務運営・組織体制の把握（評価レポート（案）本文 第3章第2節参照）

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2-1-1 NTTグループについて、組織再編やグループ内の機能集約等により事業会社間の連携が強化されており、各社がそれぞれの事業分野で有力な地位を有していることや、公社時代に形成された「特別な資産」や事業上の優位性が競争分野に利用されることを防止する政策的意義から会社を分離した歴史的経緯を踏まえると、今後もその業務所掌は厳格に規制すべきであるとして、組織再編の結果として公正競争に影響を及ぼすおそれがないか継続的に把握・検証することを要望。併せて、業務移管や組織再編による影響については競争上の問題が顕在化した後ではなく市場への影響が想定される段階から事前的な検証を行うことが望ましいとして、市場検証委員会において注視・検証することを要望。		
近年、通信市場の環境は大きく変化しており、AI、クラウド、データセンター等の成長分野への投資拡大や、グループ横断的な事業運営の重要性が高まっております。特に NTT グループについては、近年の組織再編やグループ内の機能集約等により、事業会社間の連携が強化されています。 NTT グループ各社は、現在もそれぞれの事業分野において有力な地位を有しています。例えば NTT ドコモは移動系通信市場において事業者別シェア 1 位であり、大規模な顧客基盤を有しており、NTT データは金融機関や政府機関等の社会的公共性の高い分野を含む SI、ソリューション市場において有力な事業基盤を有しています。さらに NTT 東西は、固定系通信市場において、他の電気通信事業者もその事業活動上利用せざるを得ないボトルネック性を有する加入者回線設備を保有しています。 NTT グループは、公社時代に形成されたボトルネック設備等「特別な資産」や、それを基にした顧客基盤等の事業上の優位性が、競争分野において利用されることを防止する政策的な意義により、データ通信事業、移動通信事業、地域通信事業等について、それぞれの事業特性を踏まえて会社を分離した経緯があります。 これら歴史的経緯や政策的意義を踏まえると、今後もその業務所掌は厳格に規制すべきであり、NTT グループの組織再編の結果として公正競争に影響を及ぼすおそれがないか、継続的に把握・検証することが必要と考えます。 また、業務移管や組織再編による影響については、競争上の問題が顕在化した後に検証するのではなく、市場への影響が想定される段階から事前的な検証を行うことが望ましいと考えます。組織再編等に伴う競争上の影響について、引き続き市場検証委員会において注視・検証いただくことを要望いたします。 【KDDI 株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

2-2 法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認

2-2-① 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認結果 (評価レポート(案)本文 第3章第3節1参照)

意見2-2-①-1 リードタイム検証は事業者間の相対比較にとどまり新規参入者にとっての所要期間の絶対水準を検証していないことから、当該観点を加えることを要望。併せて、接続約款への標準的な所要期間の規定、報告徴収による協議の所要期間の把握・公表、及び電気通信番号使用計画の認定に係る標準処理期間の設定・公表を検討し、少なくとも当該標準処理期間の設定・公表を実施することを要望。		
【要旨】 リードタイム検証は事業者間の相対比較にとどまり、新規参入者にとっての所要期間の絶対水準を検証しておりません。接続料には規制がありますが、時間には歯止めがございません。 【詳細】 固定電話(0AB-J)市場への参入において、NTT東西とのNNI技術的条件の検討、LNP等に係るシステム改修、工事条件の調整に、当社は1年以上を要しております。過度に長期の対応要求は、法第32条にいう接続の拒否と実質において異ならないのではないかと考えます。 「不当な優遇等に該当する事実は認められなかった」という評価は、すべての事業者が等しく長く待たされている場合にも成立いたします。相対比較は、絶対水準の是非を判断するものではありません。 事業者間協議それ自体に行政手続法第6条の標準処理期間を課すことが制度上困難であることは、承知しております。実現可能な手段として、次の三点を提案いたします。 ① 接続の申込みに対する回答期限及び技術的条件の協議に係る標準的な所要期間を、接続約款の記載事項(法第33条第4項)として規定させること。 ② 法第166条に基づく報告徴収により協議の所要期間を把握し、市場検証において公表すること。 ③ 電気通信番号使用計画の認定は行政庁の処分でありますから、行政手続法第6条に基づく標準処理期間を設定・公表すること。 このうち③は、貴省のご判断のみで直ちに実施可能と存じます。 【求める対応】 リードタイム検証に、新規参入者にとっての所要期間の絶対水準という観点を加えていただきたく存じます。あわせて上記①から③をご検討いただき、少なくとも③を実施していただきたく存じます。 【日本先進通信株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。 ○ なお、電気通信番号使用計画の認定に係る標準処理期間は設定、公表されています。	無

意見 2-2-①-2 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制について、光ファイバ回線や収容局設備及び中継回線等で供給制約が発生している状況において、NTTグループ内事業者と競争事業者との間で回線や設備の利用機会・提供時期・提供条件等に競争上問題となる差異が生じていないかを確認するとともに、中継回線を含む設備の容量確保及び設備増強が適切に行われているかについても、継続的な実態把握及び検証を実施することを要望。		
市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制については、現時点において違反に該当する行為が認められなかったとの検証結果が示されておりますが、公正な競争環境を確保するためには、引き続き実効的な検証を継続していくことが重要と考えます。 特に、法人向けサービスの基盤となる光ファイバ回線や収容局設備及び中継回線等については、近年、データセンター接続向け回線等を中心に、需要増加を背景とした中継回線を含む設備能力の逼迫や収容余力不足等による供給制約が発生しております。 このような供給制約が生じる状況において、NTT グループ内事業者と競争事業者との間で、回線や設備の利用機会、提供時期、提供条件等に競争上問題となる差異が生じていないかについて確認するとともに、データセンターの集積や今後の通信需要の増加を踏まえ、中継回線を含む設備の容量確保及び設備増強が適切に行われているかについても、禁止行為規制の観点から継続的な実態把握及び検証を実施していただくことを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見 2-2-①-3 法人市場の検証を深めていくとの方針に賛同するとともに、親子会社関係を利用した禁止行為規制の潜脱を懸念し、NTTドコモの完全子会社であり法人営業部門が移管されているNTTドコモビジネスはNTTドコモと実質的に一体と考えられNTTドコモに係る禁止行為規制が適切に機能しなくなるおそれがあることから、NTTドコモビジネスに対してもNTTドコモと同様の規律を課すことができるよう規律の在り方を見直すべきという意見。		
法人市場における NTT グループの一体的な営業に対する懸念を踏まえ、令和8年度検証以降、法人向けネットワークやソリューションの提供等の法人市場の検証を深めていくとの方針に賛同します。 なお、親子会社関係を利用して禁止行為規制が潜脱されることも懸念されます。例えば、NTT ドコモビジネス殿はNTT ドコモ殿の完全子会社であり、NTT ドコモ殿の法人営業部門が移管されていることを踏まえると、NTT ドコモ殿と実質的に一体と考えられますが、その結果、NTT ドコモ殿に係る禁止行為規制が適切に機能しなくなるおそれがあることから、NTT ドコモビジネス殿に対しても NTT ドコモ殿と同様の規律を課すことができるよう、規律の在り方を見直すべきと考えます。 【参考】 NTT ドコモ殿及び NTT ドコモビジネス殿によるモバイルネットワークを用いての一体的なサービス提供の例 「ネットワークスライシング技術を活用し、混雑時にも安定した通信を提供する法人向けモバイルネットワークサービス「5G スライシング」の提供を開始〜フィジカル	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

AI 時代を支える安定通信を多様なメニューでワンストップに提供〜」(2026 年 3 月 26 日) https://www.ntt.com/about-us/press-releases/news/article/2026/0326.html 【ソフトバンク株式会社】		
意見 2-2-①-4 法人営業におけるNTTグループの一体的な営業に対する懸念を踏まえ令和 8 年度検証以降に法人市場の検証を深めていくとした方針に賛同。特に、グループ内合併審査において、NTT ドコモビジネスとNTT データの合併等、NTT ドコモによるNTT データの子会社化等、NTT ドコモからNTT ドコモビジネス・NTT データ等への事業承継等が「規律の対象」とされておらず、外形的に取引関係が見えにくい法人向けサービス市場では有効に機能していない懸念があるとして、令和 8 年度に実施される法人向けサービス市場の分析と併せてこれらの課題についても検証を深めることを要望。		
本レポート案において「競争事業者に対するアンケート調査では、法人営業（民間企業へのサービス提供のほか、自治体等による入札を含む。）における NTT グループの一体的な営業に対する懸念（NTT データグループの完全子会社化に伴う将来的な懸念を含む。）が示されたことから、令和 8 年度検証以降、法人向けネットワークやソリューションの提供などの法人市場の検証を深めていくこととする」とした方針に賛同いたします。 特に、登録の更新（グループ内合併審査）においては、以下①～③に示すような「規律の対象」としていない事例があるため、競争上の懸念が残されています。これまでの個人向けサービス市場では有効に機能していても、外形的に取引関係が見えにくい法人向けサービス市場では有効に機能していない懸念があるため、令和 8 年度に実施される法人向けサービス市場の分析と併せて、これらの課題についても検証を深めるよう要望いたします。 ① NTT ドコモビジネスと NTT データの合併等 「現行の規律体系の下では、NTT ドコモビジネスと NTT データの合併等、現時点で市場支配力を有する電気通信事業者（NTT 東西又は NTT ドコモ）ではない電気通信事業者による合併等を登録の更新の対象とすることは困難である」 ② NTT ドコモによる NTT データの子会社化等 「株式保有による資本関係の変更に対しては、変更後も禁止行為規制が適用されるため、禁止行為規制の潜脱防止の観点から導入する「グループ内合併審査」の規律の対象とはしていない」 ③ NTT ドコモから NTT ドコモビジネス／NTT データ等への事業承継等 「市場支配力を有する電気通信事業者の電気通信事業を他の法人に承継等する場合は、禁止行為規制の相手方として当該他の法人を引き続き規律することが可能であることから、登録の更新の対象としていない」 【KDDI 株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

2-2-② NTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果 (評価レポート(案)本文 第3章第3節2参照)

意見2-2-②-1 サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果について、「具体的な事例は指摘されていない」との結論は、調査対象が主要な事業者に限定され被害が集中する中小・独立系事業者を捕捉できていないため、確認結果を改めるか、調査対象外の事業者における事例の不存在を意味しない旨を注記することを要望。併せて、評価方針別表にいう「一定規模以上の電気通信事業者」及び「NTT東西以外の主要なFTTH事業者」の具体的な基準を明記することを要望。		
【要旨】 「該当する具体的な事例は指摘されていない」との確認結果は、本意見書の提出により前提を失います。当社は該当する事例を有しております。確認結果を改めるか、調査対象が限定されている旨を注記していただきたく存じます。あわせて、評価方針別表にいう「一定規模以上」等の具体的な基準をお示しいただきたく存じます。 【詳細】 当社が有する事例は、次の二点です。 ① 光コラボの注文受付システム等へのアクセスが、フレッツ光回線からの PPPoE 接続 (NTT 東日本の NGN 網内からの接続) に限定されており、インターネット経由の汎用的なアクセスが認められません。なお、履歴の一括抽出ができない故障受付システムでは、インターネット経由が現に採用されております。 ② 当該システムにアクセスするための F T T Hアクセス回線使用料が、「他の用途にも利用可能」との理由で、卸先事業者の負担とされております。 ②については、令和8年6月1日付け本省回答において、NTT東西の運用として確認されております。①についても、同回答はインターネット経由のアクセスを認めない運用である旨を確認しております。なお、同回答は当該接続方式を「V P N」と記載しておりますが、当社が現に制約を受けておりますのは、フレッツ光回線からの PPPoE 接続による NGN 網内からのアクセスに限定される点でございます。 これらは、図表Ⅲ-3の確認項目のうち「サービス仕様に係る不当な差別的取扱い」及び「競争阻害的な料金の設定等」に該当し得るものと考えます。 確認結果が「事例なし」となったのは、確認の対象者が限定されているためと考えます。評価方針別表3は、確認対象者を「(2) NTT東西以外の主要なFTTH事業者」と定めております。また、禁止行為規制に係る別表1及び別表2は、確認対象者を「一定規模以上の電気通信事業者」と定めております。被害が集中するのは卸先の中小・独立系事業者であり、その多くはこれらに含まれておりません。確認の対象に含まれない者から事例が挙がらないのは当然であって、この確認結果は事例の不存在を示すものではないと考えます。	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。 ○ なお、本確認は、電気通信事業法及び関連ガイドラインに基づき、NTT東西を含む事業者を対象として実施したものであり、その結果として具体的な事例の指摘はなかったため、原案のとおりとします。	無

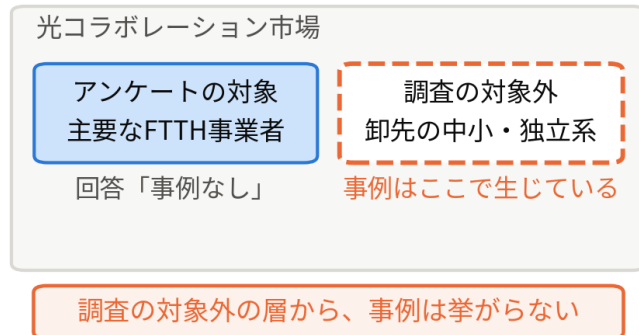


図1 アンケートの対象と、事例が生じている層

なお、「一定規模以上」及び「主要な」の具体的な基準は、評価方針及び本レポートのいずれにも示されておりません。確認結果は、当該基準により画された母集団からの回答に依拠するものでありますから、基準が示されない限り、読み手は当該結果の射程を判断することができません。評価方針1は「透明性をもって規制の遵守状況や競争環境を検証」することを掲げておられますので、確認対象者の選定の基準についても、これを明らかにしていただくことが趣旨に適うものと存じます。

また、評価方針2(4)は、調査及び評価の手法について「関係事業者等や利用者へのアンケート等の結果を用いる」としており、規模による限定を付しておりません。別表における限定は、方針本文の記載よりも狭いのではないかと存じます。

【求める対応】

主位的に、本件事例を確認対象に含めて当該確認結果を改めていただきたく存じます。予備的に、当該記述に「本確認結果は調査対象事業者からの回答に基づくものであり、調査対象外の事業者における事例の不存在を意味するものではない」旨を注記していただきたく存じます。後者は事実として正確であり、追加の調査を要しません。あわせて、評価方針別表1から別表3までにいう「一定規模以上の電気通信事業者」及び「NTT東西以外の主要なFTTH事業者」の具体的な基準を、評価方針又は本レポートに明記していただきたく存じます。

【日本先進通信株式会社】

2-2-③ 未指定事業者によるグループ内事業者への優先的な取扱い等についての確認結果 (評価レポート(案)本文 第3章第3節3参照)

意見2-2-③-1 未指定事業者によるグループ内事業者への優先的な取扱いについて、接続情報の取扱いのみならず、グループ内MVNOに対する端末供給条件、APN設定やキャリア設定等の端末利用環境、販売チャネルにおける取扱い及び販売実態等も含め、継続的に実態把握及び検証を実施することを要望。		
未指定事業者によるグループ内事業者への優先的な取扱いについて、現時点において制度見直しを要する具体的課題は見受けられないとの評価が示されておりますが、グループ内事業者への優先的な取扱いは、接続等業務に関して知り得た情報の目的外利用に限らず、端末供給条件、端末設定対応、販売チャネルにおける取扱い等の形でも現れ得るものと考えます。 このため、未指定事業者によるグループ内事業者への優先的な取扱いの有無については、接続情報の取扱いのみならず、①グループ内MVNOに対する端末供給条件、②APN設定やキャリア設定等の端末利用環境、③販売チャネルにおける取扱い及び販売実態等も含め、継続的に実態把握及び検証を実施していただくことを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見2-2-③-2 iOS端末にMNOが発行するSIMを挿入するとAPNの手動設定ができずMVNO利用には構成プロファイルの導入が必須となる上、iOSは構成プロファイルの一つしか適用できないためデュアルSIMによる複数MVNOの併用が事実上成立しないことについて、最終利用者が被る不利益を令和8年度以降の調査項目として実態把握し、MNOに対しAPNの手動設定を可能とする等の具体的な改善要請を行うことを要望。併せて、公正取引委員会との連携を図ることを要望。		
意見の要旨 iOS 端末に MNO が発行する SIM (MNO と同一の PLMN を用いるいわゆるライト MVNO 等を含む) を挿入すると、キャリア設定により APN の設定項目自体が利用できず、MVNO の利用には構成プロファイルの導入が必須となる。iOS は APN に係る構成プロファイルを同時に一つしか適用できないため、デュアル SIM による複数 MVNO の併用が事実上成立しない。 本件は参考 10 で既に指摘されている論点であるが、最終利用者が被る不利益は調査対象とされていない。令和 8 年度以降の調査項目として利用者側の実態を把握し、MNO に対する具体的な改善要請を行うべきである。 意見 1. 参考 10 (88 ページ) において、独立系 MVNO から「iPhone で APN 設定不要な SIM カードの提供」に関する指摘がなされ、KDDI から「Apple 社に申し入れを行う立場にはない」旨の回答があった上で、貴省は「引き続き注視を行う」とされている。しかし当該論点は令和 4 年度以降継続的に指摘されているにもかかわらず、事業者間の公正競争の観点からの記述にとどまっており、最終利用者が現に被っている不利益が調査対象とされていない。	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

2. 利用者の立場からは、以下の不利益が生じている。 (1) MNO が発行する SIM を iOS 端末に挿入した場合、当該 MNO のキャリア設定が適用されることにより「モバイルデータ通信ネットワーク」の設定項目自体が表示されず、利用者が自ら APN を入力することができない。このため MVNO を利用するには、当該 MVNO が配布する構成プロファイルの導入という追加の手順が必要となる。 (2) iOS は APN に係る構成プロファイルを同時に一つしか適用できない。したがって、物理 SIM と eSIM を併用して二つの MVNO を同時に利用する構成は事実上成立しない。これは MNO 同士の組合せや MNO と MVNO の組合せでは生じない制約であり、複数回線を保有する利用者が MVNO を選択することに対する明確な障壁となっている。 (3) Android 端末では APN の手動設定が可能であり、同一の MVNO サービスであっても端末の OS により利用者の選択肢に差が生じている。 3. 第3章第3節 10 において、法第 27 条の 3 の規制の在り方を中長期的に検討するための評価軸として「(b)利用者が選択可能な通信サービス等の状況」が設定されている。上記の制約は、端末側の要因により利用者が実際に選択可能なサービスの範囲が実質的に狭められている事例であり、当該評価軸に照らして把握されるべき事象である。乗換えの円滑化を制度面で進めても、端末側にこのような制約が残る限り、利用者のスイッチングコストは十分には低下しない。 4. 以上を踏まえ、以下を求める。 (1) 令和 8 年度以降の調査及び評価において、端末の OS に起因する APN 設定の制約が MVNO への乗換え及び複数回線の利用に与える影響について、移動系通信の利用者向けアンケート等を通じて実態を把握すること。 (2) MNO に対し、自社が発行する SIM を用いる MVNO についても、APN の手動設定を可能とし、又は当該 MVNO に固有のキャリア設定が適用されるよう、端末事業者との間で必要な調整を行うことを求めること。参考 10 における KDDI の回答は、MVNO からの要望を伝達する立場にとどまるというものであり、利用者利便の確保に向けた主体的な取組として不十分である。 (3) 本件がスマートフォンの OS の機能に係る事項でもあることに鑑み、公正取引委員会との連携を図ること。 【個人 13】		
---	--	--

2-2-④ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果 (評価レポート(案)本文 第3章第3節4参照)

意見2-2-④-1 NTT東西の活用業務の範囲の見直し(携帯電話による通信を構成要素に含むサービス・ソリューションの提供)については、特定の通信事業者が選ばれやすい環境が形成され同等性が確保されない可能性があるとの懸念を踏まえ、同等性の確保及びグループ・ドミナンスの排除を前提として公正競争への影響を慎重に検証した上で行うことを要望。併せて、市場検証委員会等の公開の場で競合事業者等から意見を聴取する機会を設けること、及び公表された条件によらず実施される活用業務においてNTT東西が都度行う比較・選定が公平な取扱い及び公正競争の確保に支障を及ぼしていないか今後十分に検証することを要望。		
参考11(P.89)＜②各種取引条件等の公平性担保＞において、NTT東西の活用業務に係る言及があります。 NTT東西殿の活用業務に関しては、市場検証委員会(第10回)(令和8年5月27日)において、NTT東西殿より、携帯電話による通信が構成要素に組み込まれたサービス・ソリューションの提供について、公正競争に支障がないものとして活用業務の枠組みの中で実施できるようにしていただきたいとの要望が表明されました。 当該要望に対し、当社を含む競合事業者からは、同委員会(第12回)(令和8年7月21日)において、例えば、表面上は提供されるサービス・ソリューションを比較しつつ、実質的には特定の通信事業者がこれにかかわることを前提として選定することや、NTT東西殿が相談の段階から特定の通信事業者の関与を念頭に置いた仕様化を行うこと等により、当該特定の通信事業者が選ばれやすい環境が形成され、通信事業者間の同等性が確保されない可能性があるなど、公正競争への影響について懸念が示されたところです。 また、一旦サービス・ソリューションの提供が開始されると、その後、公正競争上の懸念等が顕在化しても、当該サービス・ソリューションの利用者の保護や利便性等の観点から、事後的に当該サービス・ソリューションの内容等を見直すことが困難となることも想定されます。 したがって、活用業務の範囲の見直しについては、同等性の確保及びグループ・ドミナンスの排除を前提として、競合事業者から示された懸念を十分に踏まえ、公正競争への影響を慎重に検証した上で行うことを要望いたします。その際には、市場検証委員会等の公開の場において競合事業者等から意見を聴取する機会を設け、公正競争の確保に支障がないことを十分に確認した上で判断されることを要望いたします。 また、かかる観点から、「取引のうち、NTT東西が活用業務として実施する他社電気通信役務の契約媒介は、お客様からの個別要望に応じて提供するものであることから公表された条件によらないで実施しているが、お客様ニーズに合ったサービスをNTT東西がつど比較・選定することで、電気通信事業者の公平な取扱いを確保している」との記述に関し、他社による電気通信役務への契約媒介をはじめ、公表された条件によらず実施される活用業務については、NTT東西殿が都度行う電気通信役務の比較・選定が、電気通信事業者間の公平な取扱い及び公正競争の確保に支障を及ぼすことなく	○ NTT東西からの今後の活用業務に関する要望については、市場検証委員会において議論が行われているところであり、当該議論を踏まえて検討を行ってまいります。	無

実施されているかという観点から、今後十分に検証されることを要望いたします。 【楽天モバイル株式会社】		
意見 2-2-④-2 NTT東西が活用業務としてサービスを都度比較・選定することで公平な取扱いを確保しているとの記載について、比較・選定の対象・基準・手続及び結果の検証方法が明らかでなければ公平な取扱いを客観的に確認することは困難であるとして、活用業務が事後検証となることを踏まえ、具体的な評価基準及び検証に必要な記録を作成・保存し確認する枠組みをあらかじめ明確にすべきという意見。併せて、現時点では公正競争上の支障がないことが客観的に確認できる状況になく、モバイルが構成要素に組み込まれたサービス・ソリューションの提供を活用業務として指定すべきではないという意見。		
本評価（案）の参考資料 11（評価方針別表 4 関係）の＜②各種取引条件等の公平性の担保＞では、NTT 東日本及び NTT 西日本（以下、「NTT 東西」）殿がお客様ニーズに合ったサービスをつど比較・選定することで、電気通信事業者の公平な取扱いを確保していると記載されています。しかし、比較・選定の対象、基準、手続及び結果の検証方法が明らかでない場合、NTT グループ内外の事業者が公平に取り扱われていることを客観的に確認することは困難です。 令和 8 年度の制度改正に伴い、活用業務の検証が事後検証となることを踏まえると、本来業務の円滑な遂行及び公正な競争に支障を及ぼさないことを確認するため、具体的な評価基準並びに検証に必要な記録を作成・保存し、確認する枠組みをあらかじめ明確にすべきです。 また、第 10 回市場検証委員会において、NTT 東西殿の本来業務・活用業務から除かれる移動通信サービスについて、活用業務の枠組みの中でモバイルが構成要素に組み込まれたサービス・ソリューションの提供を実施可能とする要望が示されましたが、現時点では、公正競争上の支障がないことが客観的に確認できる状況ではなく、移動通信サービスを「活用業務として営むことができる役務」として指定すべきではないと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○ NTT東西の活用業務については、「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に基づき、必要な措置の実施状況等について引き続き検証を実施していく考えです。 ○ NTT東西からの今後の活用業務に関する要望については、市場検証委員会において議論が行われているところであり、当該議論を踏まえて検討を行ってまいります。	無

2-2-⑤ 令和 8 年度以降の確認項目について（評価レポート（案）本文 第 3 章第 3 節 5 参照）

意見 2-2-⑤-1 検証項目の見直しや効率的な情報収集・検証を行うこととされた点に賛同。NTTグループの共同資材調達の扱いについて、実施状況の報告・公表を事業年度経過後のまとめでの報告・公表とし、実施計画についても変更がある場合のみの報告・公表とすることを希望するとともに、今後も既提出の報告事項や公表資料等を活用する等、行政及び事業者双方の負担を踏まえた効率的な検証方法を継続して検討することを要望。		
昨今の競争環境や令和 7 年改正電気通信事業法・NTT 法の施行を踏まえ、検証項目の見直しや効率的な情報収集・検証を行うこととされた点について賛同いたします。 NTT グループの共同資材調達の扱いについては、評価レポート（案）において「効率的な情報収集・検証（公表法を含む。）を行うこととする」とされていることを踏まえ、これまで四半期ごとに報告・公表している実施状況は、事業年度経過後にまとめでの報告・公表とさせていただきたいと考えます。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ NTTグループの共同調達の実施状況については、「NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針」に基づき、NTT持株及びNTT東西において、四半期ごとの実施状況を	無

また、実施計画についても、これまでは毎年度報告・公表していましたが、今後は変更がある場合のみの報告・公表とさせていただきたいと考えます。 今後も他の検証事項を含め事業者から各種報告を求める際においては、既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、当該検証における行政及び事業者双方の負担を踏まえ、効率的な検証方法を継続してご検討いただきたいと思います。 【NTT 株式会社】	総務省に報告し、公表頂いております。 四半期ごとの実施状況報告は、これまで各四半期終了後2か月以内に行っているところ、評価レポートにおいて「効率的な情報収集・検証（公表法を含む。）を行う」とされたことや、事業年度経過後にまとめて四半期ごとの実施状況を報告・公表する運用に変更した場合でも指針に沿った取組は引き続き確保され、また、必要な検証が支障なく実施できることから、差支えないものと考えます。	
意見 2-2-⑤-2 検証項目の見直しや効率的な情報収集・検証を行うこととされた点に賛同。NTTグループの共同資材調達の扱いについて、実施状況の報告・公表を事業年度経過後のまとめでの報告・公表とし、実施計画についても変更がある場合のみの報告・公表とすることを希望するとともに、検証の必要性が低下していると考えられる項目や省略可能な項目等について報告の廃止・簡素化を検討することを要望。		
昨今の競争環境や令和7年改正電気通信事業法・NTT法の施行を踏まえ、検証項目の見直しや効率的な情報収集・検証を行うこととされた点について賛同いたします。 NTTグループの共同資材調達の扱いについては、年次レポート（案）において「効率的な情報収集・検証（公表法を含む。）を行うこととする」とされていることを踏まえ、これまで四半期ごとに報告・公表している実施状況は、事業年度経過後にまとめでの報告・公表とさせていただきたいと考えます。 また、実施計画についても、これまでは毎年度報告・公表していましたが、今後は変更がある場合のみの報告・公表とさせていただきたいと考えます。 その他、競争環境や市場環境の変化等に伴い、従来と比べて検証の必要性が低下していると考えられる項目や検証の趣旨に照らして省略可能な項目等についても、報告を廃止・簡素化いただくなど、検討いただきたいと思います。 【NTT 東日本株式会社・NTT 西日本株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ NTTグループの共同調達の実施状況については、「NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針」に基づき、NTT持株及びNTT東西において、四半期ごとの実施状況を総務省に報告し、公表頂いております。 四半期ごとの実施状況報告は、これまで各四半期終了後2か月以内に行っているところ、評価レポートにおいて「効率的な情報収集・検証（公表法を含む。）を行う」とされたことや、事業年度経過後にまとめて四半期ごとの実施状況を報告・公表する運用に変更した場合でも指針に沿った取組は引き続き確保され、また、必要な検証が支障なく実施できることから、差支えないものと考えます。	無
意見 2-2-⑤-3 令和8年度以降も「禁止行為規制関係」及び「NTTドコモの完全子会社化を踏まえ確認を開始した項目」についてこれまでと同様の検証を継続するとの基本的な方向性に賛同。「累次の公正競争条件関係」に係る各確認項目についても継続的に監督を行うとともに、具体的な懸念等が示された場合には適時に公開の場で検証を行い、競合事業者等から懸念等を丁寧に聴取した上で、必要な規律		

の整備その他の施策について迅速に検討することを要望。		
令和8年度以降も、「禁止行為規制関係」、「NTTドコモの完全子会社化を踏まえ確認を開始した項目」及び「累次の公正競争条件関係」の遵守状況を確認するものとされていますが、このうち、「禁止行為規制関係」及び「NTTドコモの完全子会社化を踏まえ確認を開始した項目」について、引き続きこれまでと同様の検証を継続するとの基本的な方向性に賛同いたします。 また、「累次の公正競争条件関係」に係る各確認項目のうち、「NTT東西によるネットワークの公正な提供」及び「独立した営業部門の設置」については、禁止行為をはじめとする規律が整備・運用され、これに基づき貴省による継続的な監督が適切に行われるものと理解しています。当該規律の潜脱を防止し、その実効性を確保する観点から、貴省により今後も継続的に監督行っていただくともに、具体的な懸念等が示された場合には、適時に公開の場で検証を行い、競合事業者等から懸念等について丁寧に聴取した上で、当該懸念等を払拭するために必要な規律の整備その他の施策について迅速に検討していただくことを要望いたします。 【楽天モバイル株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見2-2-⑤-4 本調査及び評価が情報通信市場の発展及び公正な競争環境の確保に資するものと考え検証には可能な限り協力していく一方、定点的に状況確認を行う事項や従来の検証で公正な市場形成に影響を及ぼしていないと評価される事項については、行政及び事業者双方の負担を踏まえ、公開情報による状況確認や簡易的なアンケート等の効率的な検証方法を継続して検討することを要望。		
- 当社は、本調査及び評価が、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を後押しする政策立案につながり、情報通信市場の発展及び公正な競争環境の確保に資するものと考えており、検証には可能な限り協力していく考えです。 - 他方で、定点的に状況確認を行う事項や、従来の検証で公正な市場形成に影響を及ぼしていないと評価される事項については当該検証における行政及び事業者双方の負担を踏まえ、公開情報による状況確認や簡易的なアンケート等、効率的な検証方法を継続してご検討いただきたいと思います。 【株式会社NTTドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等においては、公表情報や簡易的なアンケート等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的な検証に努めます。	無
意見2-2-⑤-5 <NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証>について、本評価（案）と令和6年度年次レポートの記載の整合関係及び具体的な考え方を示すことを要望。併せて、<独立した営業部門の設置>及び<顧客情報その他の情報の公平な提供>について、具体的な懸念が示されない限り検証を省略する方針では構造的な懸念を十分に把握できないおそれがあることから、現在の事業実態に即した確認項目に見直した上で定点的に確認する新たな検証項目・指標を設定し検証を継続すべきという意見。さらに、<NTT東西によるネットワークの公平な提供>について、コラボ提供と接続提供の間で運用ルールに差異が生じ競争条件の差につながるおそれがあることから、運用ルールの統一等を図るとともに、総務省においても運用面を含めた公正競争上の影響を継続的に確認・検証し必要な措置を講じることを要望。		

本評価（案）の【図表Ⅲ－５】の＜NTT 東西におけるネットワーク調達取引に関する検証＞では、「旧 NTT コミュニケーションズのネットワークが NTT ドコモに実質的に移管されていないこと」を理由として、具体的な懸念が示されない限り検証を省略するとされています。他方、「電気通信事業分野における市場検証（令和 6 年度）年次レポート」には「NTT コムのネットワークが NTT ドコモに移管された以降の直近 1 年間」という記載内容があるため、両記載の整合関係及び具体的な考え方を示していただくことを要望します。 また、本評価（案）の【図表Ⅲ－５】の＜独立した営業部門の設置＞及び＜顧客情報その他の情報の公平な提供＞についても、具体的な懸念が示されない限り検証を省略するとされています。しかし、NTT グループの一体的な営業及び顧客基盤の活用が進む中で、具体的な懸念が寄せられた場合にのみ検証する方針では、現在の事業実態に伴う構造的な懸念を十分に把握できないおそれがあります。 したがって、従来の確認項目を単に省略するのではなく、現在の事業実態に即した確認項目に見直した上で、一体的な営業の実態並びに顧客情報その他の情報の取扱いを定期的に確認する新たな検証項目及び指標を設定し、検証を継続すべきと考えます。 更に、本評価（案）の【図表Ⅲ－５】の＜NTT 東西によるネットワークの公平な提供＞について、FTTH アクセスサービスについては NTT 東西殿のシェアドアクセス回線を利用したサービス卸によりコラボでサービス提供する形態（以下、「コラボ提供」と、NTT 東西殿のシェアドアクセス回線と直接接続してサービス提供する形態（以下、「接続提供」）が存在しますが、両者は、アクセス区間において基本的に同一の設備を利用しているにもかかわらず、回線開通等に係る実際の運用において、手続や対応等の運用ルールに差異が生じているケースがあります。具体的には、コラボ提供は NTT 東西殿社内での調整等により一定の柔軟な対応が可能となる一方、接続提供は接続ルールに基づく運用が厳格に適用されるなど、提供形態によって実務上の取扱いに差異が生じている可能性があります。 こうした運用上の差異は、回線開通までの期間や利用者への対応等のサービス提供条件に影響し、結果として事業者間の競争条件の差につながるおそれがあります。 このため、アクセス区間において基本的に同一の設備が利用されていることも踏まえ、NTT 東西殿において、可能な限り運用ルールや取扱いの統一を図るとともに、合理的な理由により運用上の差異を設ける場合には、その内容及び理由を明確化・情報開示することが適当と考えます。 総務省殿においても、こうしたコラボ提供と接続提供との間における運用面を含めて公正競争上の影響を継続的に確認・検証し、その結果を踏まえて、必要に応じた適切な措置を講じることが必要と考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。 ○ なお、NTT ドコモビジネス（旧 NTT コミュニケーションズ）のネットワークについては、NTT ドコモに移管された上で、IRU により従前同様に NTT ドコモビジネスにおいて管理されているため、「旧 NTT コミュニケーションズのネットワークが NTT ドコモに実質的に移管されていない」と記載しております。 また、＜独立した営業部門の設置＞、＜顧客情報その他の情報の公平な提供＞及び＜NTT 東西によるネットワークの公平な提供＞については、接続ルールや禁止行為規制等の遵守状況として引き続き検証していくものと考えます。 無
--	---

意見 2-2-⑤-6 令和8年度以降も継続して検証する方針が示された各項目に賛同するとともに、「局舎スペースの利用」や「NTT東西における各種手続きリードタイム」等について、一般コロケーションが禁止行為規制の対象になったことも踏まえ、引き続きグループ内の不当な優遇がないか厳格に検証すべきという意見。併せて、「顧客情報その他の情報の公平な提供」について、加入電話等独占業務で獲得した顧客情報は法人市場を含む広範な事業領域の競争力の源泉となり得ることから、加入電話のマイグレーションのみに限定せず引き続き市場検証委員会で検証すべきという意見。また、「研究開発成果の開示」について、令和6年改正NTT法の政策目的（国際競争力の強化や経済安全保障上の課題への対応等）の実現にどのように寄与したかを検証すべきという意見。		
令和8年度以降も継続して検証する方針が示された各項目について賛同いたします。「局舎スペースの利用」や「NTT 東西における各種手続きリードタイム」等については、電気通信役務を提供する各事業者にとって公平性が重要であり、今般、一般コロケーションが禁止行為規制の対象になったことなども踏まえ、引き続きグループ内の不当な優遇がないかなど、厳格に検証すべきと考えます。 累次の公正競争条件関係において、「顧客情報その他の情報の公平な提供」については、加入電話等独占業務で獲得した顧客情報を想定しており、また契約者情報の利用については固定電話サービス移行円滑化委員会で検証することとしていることを理由に、具体的な懸念がない限り検証を省略することとされています。 この点、加入電話等独占業務で獲得した顧客情報は、固定系通信市場のみならず、法人市場を含む広範な事業領域における競争力の源泉となり得ることが想定され、この強固な顧客基盤を梃子に、NTT グループ各社で一体的な営業を行えば、公正競争への多大な影響が懸念されることから、本項目については加入電話のマイグレーションのみに限定すべきではありません。本項目については、引き続き市場検証委員会にて検証することが必要と考えます。 「研究開発成果の開示」については、令和6年改正 NTT 法により責務が撤廃されたことを理由に検証を終了するとされていますが、本改正は、国際競争力の強化や経済安全保障上の課題への対応等を目的として実施されたものであるため、当該改正がこれらの政策目的の実現にどのように寄与したかについて検証すべきと考えます。 【KDDI 株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

2-2-⑥ NTT グループの組織再編に係る対応等（評価レポート（案）本文 第3章第3節6参照）

意見 2-2-⑥-1 一般コロケーションを禁止行為規制の対象に規定すべきとの提言に賛同。併せて、規制対象の範囲を画するに当たり、NTT法上の「附帯業務」と「活用業務」を区分する客観的な指標（提供先の範囲、設備利用の排他性、売上構成比等）の整理が必要である旨を、提言に付記することを要望。		
【要旨】 一般コロケーションを禁止行為規制の対象に規定すべきとの提言に賛同いたします。あわせて、規制対象の外縁を画する前提として、NTT 法上の「附帯業務」と「活用業務」の区分の整理が必要である旨を提言に付記していただきたく存じます。	○ 一般コロケーションに関しては、評価レポートp. 50に記載のとおり、NTT東西と特定関係事業者間における一般コロケーションに取引での優遇を禁止する制度整備を行ったところとなりま	無

【詳細】 NTT データの完全子会社化に伴い、一般コロケーションの利用の公平性を担保する必要性が改めて顕在化したとのご認識に、同意いたします。 他方、保有する設備・空間を外部に活用させる業務は、定義上は「活用業務」に当たらずのものです。これが運用上「附帯業務」として届出を要しないまま扱われるとすれば、規制対象の範囲そのものが事業者側の説明に左右されることになります。 NTT 法上の業務区分が本レポートで決せられる事項でないことは承知しております。本意見は、禁止行為規制の実効性を確保する前提としての整理をお願いするものです。 【求める対応】 一般コロケーションを禁止行為規制の対象とする提言に賛同するとともに、その対象範囲を画するにあたり、「附帯業務」と「活用業務」を区分する客観的な指標（提供先の範囲、設備利用の排他性、売上構成比等）の整理が必要である旨を、提言に付記していただきたく存じます。 【日本先進通信株式会社】	す。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	
意見 2-2-⑥-2 法人向けサービス市場について、NTTデータはソリューション市場において市場支配的な状況にあるとはいえず、海外プラットフォームや新興AI企業等の影響力が強まっていることを踏まえ、NTTグループの法人営業一体化を検証するのではなく、日本の産業力・経済安全保障の強化等を目的とした、幅広いプレイヤー・市場を対象とした検証に見直すべきという意見。		
法人向けサービス市場について、「近年はネットワーク単体での差別化が困難となっており、アプリや IoT、SI 等をセットにしたソリューションでの提供が増加し、コンサルや上位レイヤサービス等のソリューション部分が重要視されている」と評価されたものと認識しています。 また、NTT データはソリューション市場において市場支配的な状況にあるとは言えず、海外プラットフォームや新興 AI 企業等の影響力が強まっていることを踏まえれば、NTT グループの法人営業一体化を検証するのではなく、日本の産業力・経済安全保障の強化等を目的とした、幅広いプレイヤー・市場を対象とした検証に見直すべきと考えます。 【NTT 株式会社】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見 2-2-⑥-3 NTTデータグループの完全子会社化に伴う情報遮断措置、特定関係法人に係る規律及び一般コロケーションに係る禁止行為規制等の制度整備は適切な対応であり、令和 7 年改正法等による規律の遵守状況を確認していくとの方向性に賛同。制度導入初年度から遵守状況を継続的に確認し規律の実効性を検証するとともに、法人向けネットワーク・ソリューション市場においてグループ内での情報連携・営業連携・設備利用等を通じて競争事業者との競争条件に実質的な差異が生じていないかについても継続的に確認・検証を行うことを要望。		
NTT データグループの完全子会社化に伴い、情報遮断措置、特定関係法人に係る規律及び一般コロケーションに係る禁止行為規制等の制度整備が実施されたことについては、公正な競争環境を確保する観点から適切な対応であり、令和 7 年改正法等による規律の遵守状況を確認していくとの方向性に賛同いたします。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

令和 7 年改正法等による新たな規律については、制度導入初年度からその遵守状況を継続的に確認し、規律の実効性について検証していくことが重要と考えます。 また、NTT データグループの完全子会社化を踏まえ、法人向けネットワーク・ソリューション市場においては、グループ内での情報連携や営業連携、設備利用等を通じて、競争事業者との競争条件に実質的な差異が生じていないかについても継続的に確認・検証を行うことを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】		
意見 2-2-⑥-4 公正競争確保のためのセーフガード措置等について、「NTT東西等のグループ内合併審査」「NTT東西の特定関係事業者の追加指定」「NTT東西の禁止業務等」に係る今後の運用について、市場検証委員会等の公開の場で引き続き透明性のあるモニタリング及び検証を行うとともに、公正競争への影響が生じるおそれがあると認められる場合には制度及び運用を適時適切に見直すことを要望。		
公正競争確保のためのセーフガード措置等について、NTT 東西殿が電気通信事業における公正競争を歪める行為を行うおそれについて競合事業者から懸念等を丁寧に聴取するとともに、当該懸念等を払拭するため、公開の場における検証・議論及び具体的な規律の整備が行われたことに対し、改めて御礼申し上げます。 「NTT 東西等のグループ内合併審査」、「NTT 東西の特定関係事業者の追加指定」、「NTT 東西の禁止業務等」に係る今後の運用については、市場検証委員会等の公開の場において、引き続き透明性のあるモニタリング及び検証を行うとともに、公正競争への影響が生じるおそれがあると認められる場合には、貴省において、制度及び運用を適時適切に見直していただくようお願いいたします。 【楽天モバイル株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見 2-2-⑥-5 禁止行為の相手方の指定解除に係る移動通信市場への影響力の評価に当たっては、定量的なデータや客観的な根拠に基づく検証を行い適時適切に判断することを要望。また、具体的な指定解除の検討については、契約数等の基準を下回り、組織再編等により制度潜脱のおそれが認められる等の具体的な事情があり競争事業者等から具体的かつ客観的な問題提起がなされている場合に限り、個別に移動通信ネットワーク市場への影響力を実質的に評価することが適当という意見。		
- 禁止行為の相手方の指定解除に係る移動通信市場への影響力の評価に当たっては、定量的なデータや客観的な根拠に基づく検証を行い、適時適切に判断をしていただきたいと思います。 - また、禁止行為の相手方の指定に当たっては、対象事業の「契約数等 5 万以上」であることが基準として設けられていますが、これは「事業規模が著しく小さいときについては、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいものとはならない」（「電気通信事業法第 30 条第 1 項及び第 3 項第 2 号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」2【基本的な考え方】②より抜粋）との考え方にに基づくものと理解しています。すなわち、原則としては、当該基準を下回った場合には、電気通信事業者間の公平な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす影響が大きいものではないことが推定されるものと考えます。 - したがって、具体的な指定解除の検討については、当該基準を下回り、例えば、	○ 禁止行為の相手方の指定及び解除に関しては、「電気通信事業法第 30 条第 1 項及び第 3 項第 2 号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」（令和 8 年 5 月）に基づき、事案ごとに判断するものであり、頂いた御意見については参考として承ります。	無

組織再編等により制度潜脱のおそれが認められる等の具体的な事情があり、競争事業者等から具体的かつ客観的な問題提起がなされている場合に限り、個別に移動通信ネットワーク市場への影響力を実質的に評価することが適当と考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】		
意見 2-2-⑥-6 NTTグループ内の組織再編に関する審査又は事前確認の対象には、合併・会社分割等に加え、株式取得その他の資本関係の変更も含めるべきという意見。併せて、NTTデータグループとNTTドコモビジネスの統合等を含む組織再編が競争環境に与える影響を考慮し、なし崩し的に組織再編が進むことのないよう競争事業者へのアンケート・ヒアリングを継続し事前検証を徹底すべきという意見。さらに、NTTグループ各社による法人営業の一体化やNTT東西の活用業務に係る規律緩和の要望、組織再編等を通じた戦略的な連携強化を一体として捉え、禁止行為規制の潜脱により実効性が低下しないよう、事前検証を徹底すべきという意見。		
本評価（案）の第3章 第3節 6の（2）確認結果において、「③ NTT 東西やNTT ドコモと NTT データが合併等した場合には、同一法人として禁止行為規制が適用されなくなるため、公正競争確保のための措置が確保できるかどうかを審査可能とする必要があるため、NTT 東西・ドコモのグループ内合併審査の対象に、NTT データが含まれるようにすべき」とされていますが、合併又は会社分割に限らず、株式取得等の資本関係の変更により、事業上又は組織上の一体性が実質的に高まる場合にも生じ得ます。 このため、グループ内の組織再編に関する審査又は事前確認の対象には、合併、会社分割等に加え、株式取得その他の資本関係の変更も含めるべきと考えます。 また、「⑤ 現行の規律では直接適用できない競争上の懸念への対応については、以下の点に留意しつつ、NTT データグループの完全子会社化に伴う環境変化について、一般の制度整備による効果の検証や、事業者アンケート等による定性的な検証を行い、懸念が顕在化した際には、より詳細な検証を行うべき」について、アプリケーション・ソリューションを担う NTT データグループ殿と、ネットワーク・法人営業を担う NTT ドコモビジネス殿の合併等は、法人向けネットワーク市場及びソリューション市場の競争関係に大きな影響を及ぼし得ます。また、ソリューション市場における優位性を梃子にした市場支配力の増大による禁止行為規制の実効性の低下等、現行規律では直接捕捉しにくい事象に関する懸念についても、実態に即した検証が必要です。 このため、市場検証委員会等において、競争事業者へのアンケート及びヒアリングを継続し、NTT データグループ殿と NTT ドコモビジネス殿との統合等を含む組織再編が競争環境に与える影響を考慮し、なし崩し的に組織再編が進むことのないよう、事前検証を徹底すべきと考えます。 更に、「⑥ 上記①～⑤に掲げる検証結果等を踏まえ、総務省において、以下の制度整備を行った。また、NTT グループの法人営業の一体化等の課題の有無については、法人市場の検証の中で、関係事業者の協力を得て検証を深めていくほか、令和7年改正法等による規律の遵守状況の確認を行っていくこととする」とされていますが、NTT データグループ殿、NTT ドコモビジネス殿及びNTT 東西殿による法人営業の一体化、NTT 東西殿の活用業務に係る規律緩和又は対象範囲の拡大に向けた要望、NTT 東西殿の子会社との間の統合その他の組織再編等を通じ、NTT グループ内で戦略的な連携強化が	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

進められている状況を一体として捉え、競争に与える影響を検証する必要があります。 特に、既存の禁止行為規制が個別法人を単位として適用される一方で、法人営業、ネットワーク及びソリューション提供の機能がグループ各社間で一体化又は移管される場合には、本来、規制上問題となり得る行為が、法人間の役割分担を通じて現行規律では捕捉しにくい形で行われる余地が拡大し、禁止行為規制を潜脱するインセンティブが高まるおそれがあります。その結果、形式的には規律が遵守されている場合であっても、既存の禁止行為規制の実効性が低下し、法人向け通信市場及び移動通信市場の競争関係に影響が生じる可能性があります。 したがって、今般の制度整備の実効性を確保するためには、NTT グループ内において、なし崩し的に戦略的な連携強化が図られることがないよう、事前検証を徹底すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
意見 2-2-⑥-7 法人向けサービス市場がソリューションベースの競争へ移行する中、巨大な顧客基盤や全国の自治体との強固な接点を持つNTT東西やITサービス市場ランキング位のNTTデータ等を有するNTTグループが一体で事業を展開し又はコンソーシアムを組成する場合、競争条件に影響を及ぼす可能性があることから、民間企業や自治体等を対象とした事業者アンケート調査により公正競争上の問題の所在を検証することが必要という意見。特に、AIや自動運転等の大規模実証事業においてNTTグループが受注上の優位性を発揮し受注が集中することで競争優位性が一層強化されるおそれがあることから、市場が固着化される前に早期の実態把握・検証が必要であり、検証の結果、行為規制等による対応のみで十分に機能しないと判断される場合には実効性のある更なる構造的措置を講じることが重要という意見。		
法人向けサービス市場においては、多様なプレイヤーとの連携の下、システム開発やソフトウェア・ハードウェアの提供等を組み合わせたソリューションベースの競争へと移行しつつあります。 複数の事業者がコンソーシアムを形成してサービスを提供するケースもみられますが、令和7年度に実施された法人利用者向けアンケート調査の結果によれば、調達に関する相談先として選定されることが受注の端緒として重要な要素であることが明らかとなっています。また、連携する各企業がそれぞれの事業分野において有する競争上の優位性も総合的に評価されるため、これらの要素が回線契約の獲得に大きな影響を及ぼすこととなります。 このような競争環境の下で、公社時代から引き継いだ巨大な顧客基盤を基に全国の自治体との強固な接点を持つNTT東西や”ITサービス市場ランキング一位”のNTTデータ等を有するNTTグループが、グループ一体で事業を展開し、又は中心となってコンソーシアムを組成する場合には、法人向けサービス市場における競争条件に影響を及ぼす可能性があります。 このため、民間企業や自治体等を対象とした事業者アンケート調査を実施し、企業グループごと又はコンソーシアムごとの選好状況やその理由を把握することにより、公正競争上の問題の所在を検証することが必要であると考えます。 また、人口減少・少子高齢化や産業構造の変化が進展する中、デジタル技術の活用	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

による省力化や地域活性化を通じた地域課題の解決が求められており、政府主導により AI や自動運転等の先進的ソリューションに関する各種実証事業が推進されています。このような大規模実証事業において、NTT グループが有する固有の強みが受注上の優位性として発揮される場合には、NTT グループが主導するコンソーシアムへの受注が集中する可能性があります。さらに、実証事業を通じて獲得した知見や実績の全国展開や他分野への横展開が進むことで、NTT グループの競争優位性が一層強化されることも想定されます。また、自治体含む法人顧客と NTT グループとの取引関係が長期化・固定化することにより、新規参入の障壁となる可能性もあります。 その結果、ソリューション提供における優位性が回線契約の獲得にも波及し、NTT グループの競争力がさらに強化されるという循環が形成されるおそれがあります。このような NTT グループの連携が公正競争に与える影響については、市場が固着化される前に早期の実態把握や検証が必要です。 特殊会社として政策的に構造分離された経緯があり現在も業務範囲規制を受ける NTT グループの組織においては、検証の結果、行為規制等による対応のみで十分に機能しないと判断される場合、実効性のある更なる構造的措置を講じることが重要であると考えます。 【KDDI 株式会社】		
--	--	--

2-2-⑦ 電柱利用の円滑化に関する取組状況（評価レポート（案）本文 第3章第3節8参照）

意見2-2-⑦-1 NTT東西による電柱の自己利用と他者利用との同等性確保について、運用見直しにより公平性確保に関する取組が進んでいると評価されたものと認識しており、今後もNTT東西とケーブルテレビ事業者との間で相互に進捗の確認を行い総務省へ報告していく考えを示すとともに、当該報告における取組の進展状況等を踏まえ、重複的な作業を伴うアンケート対応等の効率化を検討することを要望。		
NTT 東西による電柱の自己利用と他者利用との同等性確保については、NTT 東西がCATV 事業者からの要望に基づき実施してきた運用見直しにより、公平性確保に関する取組が進んでいると評価されたものと認識しており、今後においても、NTT 東西の運用見直しにより電柱利用の円滑化に取り組むとともに、NTT 東西とケーブルテレビ事業者との間で相互に進捗の確認を行い、総務省へもその内容を報告していく考えです。 当該報告における取組の進展状況等を踏まえて、重複的な作業が伴うアンケート対応等については、効率化も検討いただきたいと思います。 【NTT 東日本株式会社・NTT 西日本株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の市場検証等においては、公表情報や簡易的なアンケート等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的な検証に努めます。	無
意見2-2-⑦-2 電柱利用の円滑化に関する評価において、今後の確認事項として、添架不可とされた案件における理由（強度不足、スペース不足等）の詳細分類と改善対策の進捗状況、及び調査申請から回答・工事完了に至る標準リードタイムの遵守状況の定期的把握を、追記することを提案。		
【提案】電柱利用の円滑化における「受開注リードタイム」および「回答理由」の公表・注記の追加	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

1. 対象箇所 第3章 第3節 8. (3)「電柱利用の円滑化に係る取組状況に関する評価」(51 ページ) 2. 意見・改善案の具体的内容 電柱利用の円滑化に関する評価において、NTT 東西と日本ケーブルテレビ連盟等との協議・運用見直しの取組を評価するにあたり、以下の公表・検証項目を今後の確認事項として追記することを提案します。 (1) 添架不可(提供不可)とされた案件における理由(強度不足、スペース不足等)の詳細分類と、改善対策の進捗状況。 (2) 調査申請から回答・工事完了に至る標準リードタイムの遵守状況の定期的把握。 3. 理由・背景 電柱は固定系・CATV 事業者等にとって不可欠なボトルネック設備であり、提供可能率(98.02 パーセント)だけでなく、不可理由の透明化や手続期間の短縮が競争環境の整備に直結します。既存の事業者協議やアンケートの枠組みを活かして記載を補足できるため、容易に実施可能です。 【個人6】		
意見2-2-⑦-3 電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁について、長年据え置かれている電柱敷地使用料の改訂ルールの検討を要望。		
電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁について、電柱敷地使用料が長年据え置かれており、改訂ルールの検討を求めます。 【個人7】	○ 今後の情報通信行政の参考の御意見として承ります。	無

2-2-⑧ 通信関係の業界団体の価格転嫁の取組状況（評価レポート（案）本文 第3章第3節9参照）

意見2-2-⑧-1 販売代理店に対する手数料は出来高制のため労務費の価格転嫁の状況が見えにくく、多くの販売代理店がベースアップを行えていない懸念があることから、今後、販売代理店における価格転嫁の取組状況についても調査・評価されることを要望。		
当協会は「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会(第3回)」で、下記のように説明させていただきました。 「多くの販売代理店は、ベースアップを行えていない懸念がある。各キャリアの販売代理店に対する手数料は出来高制のため、労務費の価格転嫁の状況がみえにくい業界と言える。」 今後、販売代理店における価格転嫁の取組状況についても調査・評価されることを希望します。 【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

2-2-⑨ 電気通信事業法第27条の3に基づき講じられる措置の実施状況

(評価レポート(案)本文 第3章第3節10参照)

■法第27条の3の規制の在り方(総論)

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2-2-⑨-1 現時点で法第27条の3の規制を直ちに撤廃しないとの方針や、中長期的な規制の撤廃・緩和に向けて、市場環境等の変化を踏まえながら、設定した指標に照らして継続的に検討を行うとする方針に賛同する意見。		
・ 値引き等の誘引に頼った競争慣行(実質1円での端末販売やSIMのみキャッシュバック合戦等)は依然として継続しており、現段階での値引き規制撤廃は過当競争を再燃させ、モバイル市場における通信サービスの魅力向上や次世代インフラ(6G、AI等)といった未来への投資に向けた余力の減少に繋がることが懸念されます。そのため、現時点で法27条の3の規制を撤廃することを避ける方針に賛同します。 【株式会社NTTドコモ】 今般のレポート案において示された、法第27条の3に係る規制について、顕在化している課題への対応を図るとともに、中長期的な規制の撤廃・緩和に向けて、規制の最小化の可否を継続的に検証していくとの方向性に賛同いたします。 モバイル市場が公正・健全な競争環境を維持しつつ、事業者が通信サービスの提供を通じて適正な収益を確保し、その収益を原資としてネットワークやサービスへの継続的な投資を行い、その成果をお客様へ還元するという「好循環」を生み出せるよう、規制の撤廃・緩和を進めて頂く必要があると考えます。 今後、5G SAやミリ波、Beyond 5Gといった次世代通信技術の発展により、通信サービスが提供する価値はさらに高度化していくことが見込まれます。こうした価値をお客様に十分享受いただくためには、ネットワークの高度化のみならず、それに対応した端末やサービスの普及も不可欠であり、ネットワーク・端末・サービスを三位一体で発展させていくことが重要と考えます。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の規制の在り方の検討に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無

一方で、短期解約問題をはじめとするモバイル市場において顕在化している課題は、事業者による継続的な投資や健全な競争環境の維持に影響を及ぼし得るものであり、結果として、このような「好循環」の実現を阻害する要因となり得ます。

このため、市場環境や利用者・技術動向の変化を踏まえながら、制度の在り方について継続的に検証・見直しを行うことが適当であると考えます。

その上で、今後の規制の在り方の検討にあたって設定された4つの評価軸及び指標については、規制の効果のみならず、その副作用や市場の持続的な成長への影響も把握できるものとするのが重要と考えます。具体的には、諸外国における端末割引規制の在り方や端末価格・普及状況との比較といった国際的な視点も取り入れ、我が国の規律が国際的に見て過度なものとなっていないか検証いただくことを要望いたします。

とりわけ、通信料金と端末代金の「完全分離」に係る規律については、通信と端末が技術的に不可分となりつつあり、最新技術がもたらす価値をお客様に体感いただくためには対応端末の普及が不可欠であることから、通信料金を原資とした端末割引にも一定の妥当性があると考えます。

この点、韓国においては、2025年7月に端末流通法が廃止され、利用者保護に関する規律を電気通信事業法に移管しつつ端末割引規制が撤廃されるなど、諸外国では我が国と異なる対応も見られます。こうした諸外国の制度見直しの動向や市場への影響も継続的に調査・分析いただいた上で、継続利用を条件とする利益提供を一律に禁止する現行の端末割引規制についても、中長期的な検討課題として位置付けていただくことが重要と考えます。

【KDDI 株式会社】

現状の競争環境を踏まえ、電気通信事業法第27条の3の規制を直ちには撤廃しない方針に賛同します。

直ちに割引上限等を撤廃した場合、販売競争の過度な激化を招き、ホッピング・転売等を助長する懸念があります。こうした状況は、通信業界の健全かつ持続的な発展を阻害するおそれがあると考えます。

一方で、今後の中長期的な規制の撤廃・緩和に向けた検討においては、目指すべき市場の姿や政策の方向性を明確化した上で、海外市場の競争環境や規制動向等も含んだ多角的な指標に基づいて現状の市場・競争環境を分析・評価し、規制の在り方を検討することが適切と考えます。

なお、評価軸における利用者の理解・意識調査においては、単に絶対値のみをもって利用者の理解度を評価することは不适当であり、比較対象やベンチマーク等の基準を明確化した上で、客観的な指標に基づく検証が必要と考えます。また、同調査は、設問の表現や実施時期等によって回答結果が大きく変動する可能性があるため、調査設計及び結果の分析においては、こうした特性を十分に考慮することが必要と考えます。

【ソフトバンク株式会社】	
現在の市場環境や法第 27 条の 3 に基づく規制の効果等を踏まえ、現時点において直ちに規制を撤廃することは避けることが適当であるとの評価・考え方に賛同いたします。 今後の規制の在り方の検討にあたっては、撤廃・緩和を結論ありきで進めるのではなく、モバイル市場において目指すべき 4 つの目的（①事業者間の適正な競争環境の実現、②利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択、③利用者間の不公平の是正、④通信料金の高止まりの解消）の達成状況を継続的かつ多角的に検証し、これらの目的が達成され、その状態が将来にわたり維持されることを十分に確認する必要があると考えます。 また、利用者利益を持続的に確保するためには、端末代金の値引き等の誘引力に過度に依存することなく、多様な事業者が通信サービスの料金、品質及び付加価値によって公正に競争できる環境を確保することが重要であると考えます。 このため、今後の市場検証および規制の在り方の検討にあたっては、個別の指標が一定の水準に達したことのみに基づいて規制の緩和又は撤廃の可否を機械的に判断するのではなく、適正な競争環境が将来にわたり確保されるよう、利用者への直接的な影響に加え、MNO と MVNO 間の競争に与える影響についても MVNO を含む関係事業者から意見を聴取した上で十分に検証し、慎重に判断頂きますようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	
法第 27 条の 3 の規制については、直ちに撤廃することは適当ではないとの評価に賛同いたします。 過度な値引きや囲い込みの解消に一定の効果が認められる一方で、端末値引きに依存した競争慣行はなお継続していると整理されておりますところ、法第 27 条の 3 の今後の在り方については、過度な端末割引の誘引力に依存した利用者獲得競争を是正し、通信サービスの内容や品質による競争を促進するという制度の趣旨を踏まえつつ、利用者への影響、事業者間の競争環境及び MVNO を含むモバイル市場への影響を十分に検証したうえで、慎重に検討していただくことを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	
- 現在の市場環境を踏まえ、現時点において直ちに規制を撤廃することは避けることが適当であるとの本レポート案の評価・考え方に賛同いたします。 - 今後、規制の緩和・撤廃により MNO による過度な利益提供や囲い込みが拡大した場合、接続料の上昇等によりコストが増加する中、MVNO は事業構造上、大幅な利益提供を継続的に行うことは困難であり、市場から淘汰されるおそれがあります。 - このため、規制の在り方を検討する際にあたっては、MVNO を含む競争環境への影響を定量的に把握し、適正な競争環境が将来にわたり確保されることを十分に検証した上で、慎重に判断いただくことを要望いたします。	

【株式会社オプテージ】		
意見 2-2-⑨-2 今後の中長期的な規制の撤廃・緩和に向けた検討においては、利用者が自らのニーズに合った通信サービスを選択できる環境の構築・維持が引き続き重視されるべきであり、利用者がMVNOの特徴を正しく理解し適切に比較・検討できる環境整備を進めることを要望。		
今後の中長期的な規制の撤廃・緩和に向けた検討においては、法第 27 条の 3 の規制導入当時に目指した、利用者が自らのニーズに合った通信サービスを選択できる環境が構築・維持されているか、という観点が続くべきと考えます。 モバイル市場においては、端末価格や通信料金の低廉性を重視する利用者だけでなく、分かりやすい料金体系、自身の利用実態に適したデータ容量、充実したサポート体制などを重視する利用者が存在します。MVNO は、料金面のみならずそれぞれの特色を活かしたサービスやサポートを提供することで、こうした多様な利用者ニーズに応える選択肢の一つとして、市場において一定の役割を果たしてきました。今後も MVNO が多様な利用者ニーズに応える選択肢としてその役割を果たし続けることは、利用者が自らのニーズに合った通信サービスを選択できる環境を維持するうえで、非常に重要であると考えます。 事業者自身による創意工夫の継続を前提としつつ、総務省におかれましては、携帯電話ポータルサイトの活用や情報発信の充実等を通じて、利用者が MVNO の特徴を正しく理解し、適切に比較・検討できる環境整備を進めていただきたいと思います。 その上で、多様な事業者による特色あるサービスの提供が今後も継続されるためには、事業者間で公正な競争が働いていることが不可欠です。今回設定された指標に基づく制度の効果検証や市場評価を通じて市場の状況を継続的に注視いただき、公正な競争が十分に機能していない懸念が認められる場合には、利用者利益及び競争促進の観点から、その是正に向けた必要な措置を検討いただくことを要望いたします。 【JCOM 株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 利用者が通信サービスを適切に比較・検討できる環境整備や制度の効果検証等に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無
意見 2-2-⑨-3 検証に活用する意義に乏しいデータについて事業者の意見も踏まえつつ簡素化を図る方針に賛同。様式の削減・統合や報告頻度の低減などにより、行政と事業者双方の運用コスト・負担の削減を図ることを要望。		
・ 検証に活用する意義に乏しいデータについては、事業者の意見も踏まえつつ簡素化を図る方針に賛同します。報告項目は年々増加傾向にあり、当社を含めた各事業者は報告に係る業務に多くの稼働を要している状況です。様式の削減や統合、報告頻度の低減などにより、行政と事業者双方の運用コスト・負担の削減を図っていただきたいと思います。 【株式会社 NTT ドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 2-2-⑨-4 法第27条の3では長期利用者への優遇が制限され、一部の新規契約者に利益提供が集中し、長期利用者が優遇されにくい不公平な状態にあることから、長期利用者への優遇が柔軟に実施できるよう規制の緩和を検討することを要望。		

長期利用者（ロイヤルカスタマー）への還元は他業界の商慣習としても本来あり得るものでありますが、モバイル通信業界では制限されている状況です。MNP 等の一部の新規契約者に利益提供が集中し、長期利用者が優遇されにくい不公平な状態を是正するため、「継続利用割引」を柔軟に実施できるよう、規制の緩和を検討いただきたいと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】	○ 本評価レポート案に記載のとおり、長期利用者への還元等を含む継続利用に係る規制の在り方等については、今般設定した指標に照らして、今後見直しを検討することが適当であると考えます。	無
法第 27 条の 3 は「2 年縛り」等の不当な期間拘束を防ぐことで電気通信事業者間の適正な競争環境を整備しておりますが、他業界で行われているような長期利用者や優良顧客への優遇を一切認められていない（※）ことによる契約の長短や利用額の多寡を踏まえた消費者間の不公平についても考慮すべきと考えます。 ※施行規則第 22 条の 2 の 17 第 6 号、6 か月超の契約者に対する継続利用割引の上限は一律・年 1 か月分の利用料相当額。 今後、適正な競争と長期利用者や優良顧客への優遇措置とのバランスについての議論が行われることを希望します。 【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】		

■顕在化している課題への対応

短期解約問題		
意見 2-2-⑨-5 分割での利益提供を最長1年間実施できるようにする規制の見直しに賛同。更なる規制の見直しについて検討することや、実効性や柔軟性を確保できる制度設計を要望。		
- 新規契約のホッピング行為を行う者が利益提供の恩恵を多く受けており、利用者間の不公平が生じている状況は解決すべき課題と考えます。現行のスイッチングコスト規制（違約金規制等）の下では、事業者の自主的努力のみでホッピングを防止するには限界があるため、分割での利益提供を最長 1 年間実施できるようにする規制の見直しに賛同します。 - 一方で、販売現場での競争対抗上、結果的に継続利用を求めず、現状と同様に契約時での一括での利益提供に収れんしてしまうことを懸念する有識者からの指摘もあったところです。今回の規制見直し後においても、ホッピング行為が依然として存在する等、規制見直しの効果が限定的なまま不健全な市場競争が継続する場合には、「新規獲得を条件とする利益提供上限額（現行 2 万円）の引き下げ」など、さらに直接的な規制対応についても継続して検討いただきたいと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本評価レポート案に記載のとおり、新規契約を条件とした利益提供における継続利用条件の緩和によって、利益提供の設計に一定の柔軟性が認められることにより、短期解約問題に対する一定の抑止効果が期待されるものと考えられるところ、今般の規制の見直しにより柔軟な対応が可能になった後も事業者が一括での利益提供を選択する場合は、短期解約問題はあくまでも事業者自身の事業戦略の結果に過ぎない	無

最長 12 か月間の分割による乗換え特典の付与を可能とする方向性は、短期解約問題への実効的な対策となりうるものであり、その方向性に賛同いたします。

一方で、利益提供期間が最長 12 か月に限定されていることを前提とすれば、分割利益提供の具体的な設計においては過度な制約を設けるべきではないと考えます。各事業者の経営判断に基づく柔軟な施策実施が可能となる制度とすることは、事業者の創意工夫による多様なサービス・施策の創出を促し、ひいては利用者への提供価値の向上と事業者間の健全なサービス競争の促進につながるものと考えます。分割利益提供に関する具体的なルールについては、今後、関係者の意見を聴取しながら検討が行われるものと認識おりますが、当社としては、一括利益提供及び前半傾斜型の利益提供に加え、後半傾斜型利益提供についても、一定の制約を設けた上で許容いただくことを要望いたします。

後半傾斜型の利益提供に設ける一定の制約の例として、以下のような客観的かつ明確な基準を設けることも考えられ、これにより過度な囲い込みを防止しつつ、ホッピング対策の実効性を高めることが可能と考えます。

<分割利益提供に関する基準例>

- ・ 各月の利益提供額について、最大額が最小額の 2 倍を超えないこと。
- ・ 施策対象期間の後半に付与される利益提供額の合計が、利益提供総額の 3 分の 2 を超えないこと。
- ・ 利益提供を行わない月を設けず、対象期間を通じて毎月継続して利益提供を行うこと。

【KDDI 株式会社】

短期解約（ホッピング）問題は、これまでの制度改正に伴い顕在化した、喫緊に対処すべき問題であると考えています。

本問題については、MNO による自主的な取組も重要ではあるものの、自主的な取組のみでは対策として限界もあるため、規制による見直し（継続利用条件の緩和）をすすめる方針に賛同します。

具体的な見直しの内容については、短期解約の抑止策として実効性をより高める観点から、以下のような制度設計とすることがより効果的と考えます。

- ・ 継続利用期間：事業者が提供した利益提供の回収には本来 3 年程度の期間※を要することも踏まえ、2 年～3 年のより長期間の設定を可能とすること
- ※2 万円の利益提供を前提として ARPU 及び営業利益率を基に試算
- ・ 利益の付与方法：分割付与に限定せず、契約から一定期間経過後の付与や後半傾斜型の付与等、事業者による柔軟な設定を可能とすること

また、短期解約の抑止策としては、継続利用条件の緩和に加え、短期解約時における違約金上限の引き上げも有効な手段と考えます。具体的には、少なくとも違約金が享受した利益提供額を上回る等、ホッピングを目的とした利用者にとって経済的メリットが生じない仕組みを可能とすることについても、今後の状況を踏まえ検討が必要

と考えられます。そのため、事後検証においては、まず自主的な対策や今般の規制の見直しを踏まえた対応について、MNO において必要な取組を尽くしているか検証することが適当であり、必要な取組を尽くしたとしてもなお、問題があるとの評価に至った場合に、更なる規制の見直しを検討することが適当であると考えます。その際、規制の見直しにより柔軟な対応が可能になった後も事業者が一括での利益提供を選択する場合には、事業者においてその理由を含めて丁寧な説明が求められると考えます。また、制度設計の詳細については、関係者と協議しながら進めることが適当であると考えます。

- 制度設計の詳細に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。

と考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
本評価レポート案 109 頁の案 1 につき、端末代金の値引き等の利益の提供は対象外となりましたが、転売ヤー対策としては有効と考えますので、今後必要性の検証等、議論が行われることを希望します。 また、案 2 の違約金の引き上げについても、短期解約問題の対策として有効と考えますので、今後も引き続き検討が行われることを希望します。 【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】		
意見 2-2-⑨-6 今回の規制の見直しは短期解約の抑止に一定の効果が期待できる一方、利用者のスイッチングコストを高め合理的なサービス選択を阻害する可能性があることから、MNP 数の推移や利用者意識等を確認し、見直しによる影響を継続的に検証することを要望。		
新規契約（乗換えを含む）を条件とする利益提供について、通信サービスの利用に連動した分割での利益提供に限り、最長 1 年間にわたる利益提供を可能とする方向で見直すことは、利益提供のみを目的とした短期解約を抑止する上で、一定の効果が期待できるものと考えます。 一方、最長 1 年間にわたる利益提供が広く実施された場合には、利用者のスイッチングコストを高め、利用者の合理的な通信サービスの選択を阻害する可能性があることから、見直しによる影響を継続的に検証することが重要です。 特に、「MNO と MVNO 間の競争に与える影響」の検証に当たっては、MNO と MVNO のシェアだけでなく、MNO と MVNO 間の MNP 数の推移、利益提供の実施状況、解約・乗換え行動等の利用者意識を確認し、最長 1 年間にわたる利益提供が、利用者による合理的なサービス選択や、多様な事業者間の適正な競争環境の確保が阻害されていないか、十分に検証することを要望いたします。 また、新規契約を条件とする最長 1 年間の分割利益提供終了後に、料金プランの変更等に伴う既存の料金割引その他の利益提供施策が適用されることにより、個々の施策としては規律の範囲内であっても、全体として利用者の乗換えを長期間抑制するような実質的な囲い込み施策がおこなわれていないかについても、併せて確認することを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本評価レポート案に記載のとおり、今般の規制の見直し後の検証については、一定期間内の解約やMNPの数・割合の推移、MNO・MVNO間の競争に与える影響等について適宜フォローすることが適当であると考えています。	無
意見 2-2-⑨-7 今回の規制の見直しにより、利用者が割引額・割引期間等を正確に理解しないまま契約することが懸念されることから、利用者が容易かつ正確に理解できるよう事業者が明確に説明・表示することをガイドライン等に明記することを要望。併せて、不当な競争を引き起こすものでないか、モバイルスタックテストにおいて検証することを要望。		

新規契約（乗換えを含む）を条件とする通信料金割引について最長 1 年間にわたり実施することを認める方向性が示されたことにより、通信料金プランにおける割引後の料金のみが強く訴求され、利用者が割引額、割引期間、割引終了後の料金等の契約内容を正確に理解しないまま契約締結する懸念があります。 このため、事業者が当該割引を実施する場合には、割引の適用条件、割引額、適用期間及び割引終了後の料金等について、利用者が契約前に容易かつ正確に理解できるよう明確に説明・表示することを求めるなど、利用者の合理的なサービス選択を確保するために必要な措置をガイドライン等に明記することを要望いたします。 また、MNO と MVNO 間の適正な競争環境を確保する観点からは、モバイルスタックテストにおいては当該通信料金割引を利用者料金に適切に反映頂き、MNO の設定する料金が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないか検証頂きますようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○ 本評価レポート案に記載のとおり、通信料金は通信サービスの対価であるため、通信料金割引により利用者が契約内容を誤解することがないように、消費者保護ルールに則り、割引の提供条件（割引期間や割引額等）を明示して案内することが適当であると考えます。ガイドライン等への明記に関する御意見については、参考として承ります。 ○ モバイルスタックテストに関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無
・ 新規契約を条件とする通信料金割引については、利用先や利用時期に一定の制約があるポイント還元等と比較して、利用者が経済的メリットを明確に認識しやすく、強い訴求力を有すると想定されることから、移動系通信市場の競争状況に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えます。 ・ このため、MNO と MVNO との適正な競争環境を確保する観点から、モバイルスタックテストにおいて、新規契約を条件とする通信料金割引額については、当該料金プランの新規加入者数で平均して算出する等、新規契約者を対象とした検証につながる制度を検討いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見 2-2-⑨-8 利益提供の分割付与は 1 回の利益提供額が通信料金を上回らない範囲で均等に付与することを原則とし、分割期間は 6 か月程度とする規律を設けることを要望。		
短期解約問題への対応については、利用者の正当な乗換えや事業者間競争を不当に阻害しないよう配慮しつつも、乗換え特典を目当てに短期間で乗換えを繰り返す行為（ホッピング）の抑止のため、短期解約者の手元に利益が残る競争構造を解消することを優先して検討すべきと考えます。 仮に乗換え特典の分割付与を認めることとする場合、分割期間の前半に利益提供額を集中させると一括で利益提供を行う場合と実質的に大きな差がなくホッピング行為の抑止につながらないおそれがあり、分割期間の後半に利益提供額を集中させると利用者に対する囲い込み（ロックイン）効果が生じ公正な競争環境を阻害するおそれがあります。 ホッピング抑止と公正な競争環境の確保の両立を図るため、乗換え特典の分割付与は、1 回の利益提供額が通信料金を上回らない範囲で、分割期間を通じて均等に付与することを原則とする規律を設けていただくことを要望いたします。	○ 本評価レポート案に記載のとおり、今般の規制の見直しは、短期解約問題への対処としての有効性と過度な囲い込み行為の防止とのバランスを考慮し、乗換えから一定期間経過後に特典を付与することは引き続き禁止した上で、分割での利益提供に限り、最長 1 年間実施できるように見直すことが適当であると考えます。また、必要最小限の規制としつつも規制の潜脱につながらないように、関係者と協議しながら、詳細な制度設計を進めることが適当である	無

また、分割期間については、最長 12 か月では月次均等付与を行った場合であっても利用者に対する囲い込み効果が生じ公正な競争環境を阻害するおそれがあることから、「競争ルールの検証に関する報告書 2023」において「長期にわたって利用者を拘束しない期間」と整理されている 6 か月程度（最長 6 か月）が妥当であると考えます。 なお、現行ルールを見直した後は、見直しによる効果（ホッピング抑止効果や短期解約の発生状況、利用者の囲い込み効果が起きていないか等、MVNO を含むモバイル市場の競争環境への影響）の検証に加えて、MNO による自主的な取組の状況について検証を行い、短期解約を助長する施策や今般の制度見直しの趣旨を逸脱する運用が行われていないかを、短期的のみならず中長期的な視点で継続的に検証を実施いただくことを要望いたします。 あわせて、SIM のみ契約に対する利益提供についても、現行の上限額（2 万円）がホッピング行為を助長する要因となっていないか検証を行い、その結果を踏まえて上限額の妥当性について検討すべきと考えます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	と考えます。 ○ 規制の見直し後の検証に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	
意見 2-2-⑨-9 今回の規制の見直しの効果を検証し、問題がある場合には、違約金の引き上げや利益提供の上限額の引き下げによる規制の見直しを検討することが適当とされたことに賛同。分割利益提供により実質的なスイッチングコストが高まることが懸念されることから、MNP 数や利用者の解約行動等を把握し、公正な競争が阻害されていないか十分に検証することを要望。		
- 参考 13「専門委員会のとりのまとめ 2026（案）」において、今後、規制見直しの効果を検証し、問題がある場合には「通信サービス解約時の違約金の引き上げ」や「利益提供の上限額の引き下げ」による規制の見直しを検討することが適当とされたことに賛同いたします。 - 一方、分割利益提供の期間中に他社へ乗り換える場合、利用者は将来受けられる利益を放棄することとなり、実質的なスイッチングコストが高まることが懸念されることから、MNP 数、利益提供の実施状況、利用者の解約・乗換え行動等を把握し、利用者による合理的なサービス選択や、MNO・MVNO を含む多様な事業者間の公正な競争が阻害されていないか十分に検証いただくと共に、過度な囲い込みが認められる場合には、最長 1 年間とする期間の妥当性を含め、制度の見直しを検討いただくことを要望いたします。 - なお、検証にあたっては、分割利益提供と料金プランの変更等に伴う料金割引を連続して適用する等により、実質的に利用者の乗換えを長期間抑制する囲い込み行為となっていないかについても、確認いただくことが重要と考えます。 【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本評価レポート案に記載のとおり、今般の規制の見直し後の検証については、一定期間内の解約やMNPの数・割合の推移、MNO・MVNO間の競争に与える影響等について適宜フォローすることが適当であると考えています。	無
意見 2-2-⑨-10 乗換え特典の分割付与による違法行為防止効果は薄く、外国人や反社会的勢力によるホッピング及び回線の無断譲渡への対策として、特に外国人に対して個人番号カードによる電磁的認証及び記録を徹底する必要があるという意見。		
53 頁 2(a)「短期解約問題」について、「最長 12 か月間、分割して乗換え特典を付与できるよう現行ルールを見直すことが適当」としている。我が国において直近で極めて	○ 本評価レポート案に記載のとおり、新規契約を条件とした利益提供におけ	無

深刻な事態となっているのは、外国人や反社会的勢力によるホッピングおよび回線の無断譲渡であるため、特に外国人に対して個人番号カードによる電磁的認証および記録を徹底する必要がある。分割特典化による違法行為防止効果は極めて薄い。 【個人 1】	る継続利用条件の緩和によって利益提供の設計に一定の柔軟性が認められることにより、短期解約問題に対する一定の抑止効果が期待されるものと考えます。 ○ 認証及び記録の徹底に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	
意見 2-2-⑨-11 今回の規制の見直しについて、実質的な不当な囲い込みに繋がっていないか、見直し後の運用状況について事後検証を行う旨を本評価レポートに追記することを提案。		
【提案】電気通信事業法第 27 条の 3(短期解約対策)におけるスイッチングコスト配慮の明記 1. 対象箇所 第 3 章 第 3 節 10. (2)「検証の結果・評価」(53 ページ) 2. 意見・改善案の具体的内容 短期解約(ホッピング)対策として、乗り換え特典の付与条件を最長 12 か月間分割して付与できるよう現行ルールを見直す方針(53 ページ)について、以下の配慮・確認事項を評価文言に追記することを提案します。 「最長 12 か月の分割付与を認める見直しにあたっては、乗り換えの円滑化(スイッチングコストの不当な引き上げ防止)という従来の規制趣旨とのバランスに十分配慮し、実質的な不当囲い込みに繋がっていないか、見直し後の運用状況について事後検証を行う。」 3. 理由・背景 短期解約対策の必要性は理解されるものの、分割付与の容認が事実上の拘束(引き留め)として機能し、利用者の自由な事業者選択を阻害するリスクが懸念されます。評価文言に「スイッチングコストへの配慮と事後検証」の 1 文を加えることで、消費者保護・競争促進という法律本来の目的との調和を図ることができます。 【個人 6】	○ 本評価レポート案に記載のとおり、今般の規制の見直しは、短期解約問題への対処としての有効性と過度な囲い込み行為の防止とのバランスを考慮し、乗換えから一定期間経過後に特典を付与することは引き続き禁止した上で、分割での利益提供に限り、最長1年間実施できるようにするものです。今般の規制の見直し後の検証については、本評価レポート案の参考13「専門委員会とりまとめ2026 (案)」において、一定期間内の解約やMNPの数・割合の推移、MNO・MVNO間の競争に与える影響等について適宜フォローすることが適当である旨記載しており、スイッチングコストの観点も本検証の中で確認することができると考えられることから、原案のとおりとします。	無
端末購入プログラムにおける残価率算出ルール		
意見 2-2-⑨-12 各社の裁量を排除しつつ、本来の市場価値からの乖離を抑制する方向で見直すとの方向性に賛同。見直し案の検討に当たっては、事業者間での算出方法の統一、実際の市場実態との乖離幅の縮小、実務上の運用負担軽減等を考慮することを要望。		

・ 現行ルールでは事業者の裁量が存在し、買取等予想価格の引き上げ余地が生じており、ルールの形骸化・規制の潜脱が発生している状態であるため、事業者の裁量を排除し、事業者間の公正競争を担保する見直しの方針に賛同します。 ・ 見直しの具体化にあたっては、「事業者間での算出方法の統一」、「実際の市場実態（中古買取価格等）との乖離幅を狭めること」、現場や行政の「運用のフィジビリティ（実効可能性）」の3点のバランスを十分に考慮した算出ルールを検討いただきたいと考えます。 ・ 具体的には、例えば、以下のような観点に留意した検討が必要と考えます。 - 客観的な基準を基にした事業者共通のグループ分け - 買取等予想価格の残価率算出に用いる分子・分母の参照元の統一 - 買取等予想価格の残価率算出に用いる実績参照機種の事業者裁量の排除 - 買取等予想価格の残価率における更新頻度・時期の統一 【株式会社NTT ドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 見直し案の詳細検討に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無
端末購入プログラムにおける残価率算出ルールについて、各社の裁量を排除しつつ、本来の市場価値からの乖離を抑制する方向で見直すとの方向性に賛同いたします。これは、規制の潜脱を防止し、事業者間の公平な競争環境の確保に資するものであると考えます。 一方で、具体的な残価率算出ルールの設計にあたっては、本来の市場価値との乖離を抑制するとともに、事業者・行政双方における実務上の運用負担軽減にも配慮した制度設計が重要と考えます。 機種ごとに残価率を算出する方法は、中古市場における取引量が十分でない機種において算出結果が不安定となるリスクや事業者・行政における管理・算出の事務負担やシステム対応等の運用負担も大きく現実的ではありません。 このため、残価率算出にあたっては、運用負担が過大となる機種ごとの算出ではなく、OS 別（iOS／Android）×価格帯別（高価格帯／中価格帯／低価格帯）を基本とした区分設定とすることが運用負担と市場実態のバランスを取る上で適当と考えます。 さらに、残価率の信頼性を確保する観点から、中古流通量が少なく、算出結果に過度な影響を及ぼすおそれのある機種を、客観的な基準により除外することが必要と考えます。この点、「買取台数〇台以上/月の機種を対象」といった基準では、何台以上とするのが妥当なのか検証が困難であるため、例えば、上記区分ごとにRMJ 殿の買取実績が多い上位〇%を算出対象とするなど、買取台数上位の機種を算出対象とすることが合理的であると考えます。 なお、端末市場を取り巻く環境は、端末価格の高騰や新たなデバイスの登場など、今後も変化することが想定されるため、制度導入後においても運用状況や市場環境の変化を踏まえながら、必要に応じて算出方法を継続的に見直す柔軟な運用を要望いたします。		

【KDDI 株式会社】	
現行の端末購入プログラムにおける残価率算出については、各社の裁量によるグルーピング等によって多様なパターンが存在し、運用が著しく煩雑化していることから、各社の裁量を排除する方針に賛同します。 具体的な算出方法としては、全事業者・全機種一律の端末平均利用期間に応じた低減モデル（内閣府 消費動向調査における端末利用の実態（平均使用年数約 4.3 年＝約 52 か月）を踏まえたモデル）が最も適当と考えます。主な理由は以下のとおりです。 ・各社裁量による個別設定余地が抑制され、事業者及びメーカー間の公正競争に資すること ・経過期間に応じた買取価格の適正化、利用者の予見可能性が向上すること ・算出方法の簡素化・透明化により、行政及び事業者双方の運用負担が軽減すること なお、全機種一律のモデルにおける実際の市場価値との乖離については、以下の点から影響は限定的であり、本モデルを否定する理由としては乏しいものと考えます。 ・将来の買取価格を算出するモデルである以上、現行制度も含めていかなる算出方法でも一定の乖離は生じるものであり、利用者にとっては端末購入プログラムを利用せず一般中古業者へ売却する選択肢も確保されていること ・現行制度の割引上限についても、利用者ごとに価値は異なるにもかかわらず、分かりやすさと競争の透明性を優先して一律の上限を設定していること（個別の経済価値に応じた柔軟な設定を認めた場合、過度な利益提供競争や制度の潜脱につながるおそれがあることから、あえて一律の基準を設けることで競争の適正化を図っている） 今後の具体的な見直し案の検討に当たっては、利用者利益の確保、事業者間の公平性の確保及び制度の分かりやすさ等の観点を十分に踏まえた制度設計とすることを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	
事業者の裁量により残価を引き上げる余地のある算出ルールは、法第 27 条の 3 に基づく利益提供規制の潜脱につながり、MNO と MVNO との間の公正な競争環境を歪めるおそれがあると考えます。このため、残価率の算出に当たっては、残価率算出における各社の裁量を排除しつつ、本来の市場価値からの乖離を抑制する観点から、詳細な見直し案を今後検討することが適当であるとの方向性に賛同いたします。 詳細な見直し案の検討に当たっては、機種ごとの市場価値を適切に反映する観点から、例えば、次のような算出ルールとすることが考えられます。 ① 機種ごとの算出を原則とし、RMJ が公表する買取平均額等、客観的な市場データを参照する。 ② 先行する同型機種がない端末又は中古市場における流通量が少なく、市場データ	

が十分に得られない端末に限り、客観的に類似性が認められる機種種の市場データを参照できることとする。 なお、類似機種を参照する場合には、OS、発売時の価格帯、発売時期、容量、通信仕様等の客観的な基準に基づく機種群別の標準参照表を、総務省又は中立的な第三者において整備・公表し、事業者が任意に参照機種を選択することができない仕組みとするなど、算出過程の客観性及び透明性を確保することが重要と考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】		
意見 2-2-⑨-13 算出方法の見直し案の検討を待つことなく、グループ化しなくても算出可能な機種についてはグループ化による残価率の算出を認めない見直しを行うことや、新たな算出方法の検討に当たっては、客観性・透明性を確保しつつ、中古端末市場の実態を適切に反映した残価率設定が可能となる仕組みとすることを要望。		
グループ化した残価率の算出により、本来の市場価値が低い一部機種種の残価率が大きく引き上げられるなど、規制の潜脱につながる事例が指摘されているところ、現行のグループ化による残価率算出は事業者による裁量の余地が大きい制度となっており、新たな算出方法の検討が完了するまでこれを維持した場合、その間も規制潜脱が継続するおそれがあることから、制度の実効性及び公正な競争環境の確保の観点から適当ではないと考えます。 このため、新たな算出方法の見直し案の検討を待つことなく、グループ化しなくても算出可能な機種についてはグループ化による残価率の算出を認めない（ただし、データ不足の機種についてのみ、先行同型機種や類似機種種の残価率を参照し、その参照が困難な場合はグループ化により残価率を算出しその残価率を当該機種のみ採用する等の例外措置を認める）見直しを行うことを要望いたします。 そのうえで、今後の新たな算出方法の検討にあたっては、自動車業界等の他業界における取組も参考としながら、参照する中古端末価格や残価率の算出方法について客観性及び透明性を確保するとともに、中古端末市場の実態を適切に反映した残価率設定が可能となる仕組みとすることを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 算出ルールは通信市場だけでなく端末市場にも大きな影響を及ぼすものであり、当該ルールの見直しについては、引き続き関係者の意見を聞きながら検討を進めることが適当であると考えます。	無
意見 2-2-⑨-14 端末購入プログラムの利用実態を規制の在り方を検討する際の指標として把握することに賛同。検証の結果、過度な囲い込みにつながっていることが確認された場合には、利用者への説明・周知方法の改善等を含め必要な措置を速やかに講じることを要望。		
・ 端末購入プログラムの利用実態を規制の在り方を検討する際の指標として把握することについて賛同いたします。 ・ 特に、端末購入プログラムについて、通信サービス契約を継続しなければ経済的なメリットを十分に享受できないと利用者が認識しているのであれば、実質的な囲い込みにつながっている可能性があるため、その利用実態や利用者の認識について十分に検証いただくことを要望いたします。 ・ さらに、検証の結果、端末購入プログラムが利用者の合理的なサービス選択を阻害するなど、過度な囲い込みにつながっていることが確認された場合には、利用者への説明・周知方法の改善等を含め、必要な措置を速やかに講じていただくことを	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 端末購入プログラムの利用実態等の検証や、検証を踏まえた措置に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無

要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見 2-2-⑨-15 部品価格の高騰や急速な技術進化が進む中、過去の限定的なデータに基づく端末の残価設定や過度な独自規制は技術革新の適正な評価を妨げ市場競争の硬直化やユーザーの選択肢縮小を招くリスクがあることから、予見可能性の向上や運用の簡素化を図りながら各社の技術革新や端末特性が適正に評価されるバランスの取れた算出ルールへの見直しを要望。		
【要旨】 部品価格の高騰や急速な技術進化が進む中、過去の限定的なデータに基づいた端末の残価設定や過度な独自規制は、技術革新の適正な評価を妨げ、端末メーカーや販売代理店の事業継続を脅かし、市場競争の硬直化やユーザーの選択肢縮小を招くリスクがある。特に、現行の端末購入プログラムにおける残価率算出基準となっている RMJ の取引実績データは、市場全体の規模に対して限定的であり、半年に一度の更新によるタイムラグなど、統計的な信頼性や即時性に課題が残る。これらを踏まえ、過去のデータに過度に依存せず、予見可能性の向上や運用の簡素化を図りながら、各社の技術革新や端末特性が適正に評価されるバランスの取れた算定ルールへの見直しを求める。日本の通信産業の国際競争力維持と最先端イノベーションの享受に向け、適切なガイドラインの再検討が不可欠である。 【該当箇所】 (p. 53) ② (b) 【意見】 現在、世界的なメモリ部品の価格高騰などにより、スマートフォンの製造コストをはじめとする市場環境は大きく変化しております。このように変化が激しく、今後の予測が困難で技術進化が早い業界において、過去の限られたデータに基づいて、将来の端末価値を決めることは、各メーカーの技術革新や多様な端末の特徴が適正に評価されないリスクを生みます。結果として、市場競争の硬直化を招き、ユーザーの選択肢を狭めることにつながることを懸念されます。 また、過度な端末販売方法の規制は、過去の官製不況のように端末メーカーのビジネス継続を大きく脅かす恐れや販売代理店の事業にも多大な影響があるため、通信事業者のみならず、通信業界全体へ波及効果を慎重に見極めたうえで、バランスの取れたルールであるべきと考えます。日本独自のルールが次々と追加されて、グローバルな競争環境と異なる特異な環境となることを強く危惧いたします。 中でも、通信事業者が販売する端末に関する「端末購入プログラムにおける端末の残価率算出ルール」は、一般社団法人リユースモバイル・ジャパン（以下「RMJ」）が集計する中古端末の取引実績を継続して基準としています。しかし、RMJ が保有するデータは国内のスマートフォン流通市場全体の規模と比較してきわめて限定的であるほか、データの更新頻度も半年に一度にとどまり、公表までに大きなタイムラグが生じ、直	○ 本評価レポート案に記載のとおり、残価率算出にあたっては、MNOの裁量を排除しつつ、本来の市場価値からの乖離を抑制することが最も重要であり、この方向性に沿って詳細な見直し案を今後検討する必要があると考えます。算出ルールは通信市場だけでなく端末市場にも大きな影響を及ぼすものであり、見直し案の詳細については、引き続き関係者の意見を聞きながら検討を進めることが適当であると考えます。	無

近の取引実態を適時に反映できない点など、統計的な信頼性や客観性の観点で課題が残存しております。 残価算出ルールのあり方については、過去の専門委員会等の場においても、客観性・透明性の確保や事業者の過度な運用負荷軽減の観点から「一律の残価率設定」が検討の俎上に上り、市場実態の反映や規制潜脱防止の観点から慎重な判断がなされた経緯があることは承知しております。 しかしながら、過去に議論された経緯を踏まえた上でなお、将来の残価を正確に予測することは困難であり、上記の課題を解消するためには、市場競争やイノベーションを阻害しない現実的な解決策が求められます。 Google としては、過去の限定的な実績データに過度に依存するのではなく、予見可能性の向上とオペレーションの簡素化・明確化を図りつつも、同時に「各メーカーの技術革新や多様な端末の特性（本来の市場価値）が適正に評価される」ような、客観的かつバランスの取れた算定ルールのあり方について、改めて検討を深めていただく価値があると考えます。 本件はあくまで「端末と回線の完全分離」規制の下での算定ルールの見直し提案で、まずは顕在化している残価算定における市場課題を解決し、その上で規制全体の見直しを行うことが重要です。日本の通信産業全体が今後も国際的な競争力を維持し、国民が常に最先端のイノベーションを享受できるよう、適切なガイドラインの見直しが必要であることを望んでおります。 【Google 合同会社】		
法第27条の3における特定関係法人の規律		
意見2-2-⑨-16 特定関係法人を規制対象外とする場合には、不当なグループ内優遇による規制の潜脱行為を防止するため、ガイドラインにおいて潜脱に該当する行為類型を列挙し業務改善命令の対象となりうることを明示すること等に賛同。併せて、未指定事業者についてもグループ内優遇の有無等を継続的に検証し、迅速に事後検証を行う仕組みを導入する旨を、評価レポートに明示することを要望。		
- 特定関係法人（グループ内 MVNO 等）を法第 27 条の 3 の規制対象外とする場合には、親会社である MNO がグループ会社を迂回ルートとして利用し、高額割引の原資の拠出など不当な支援等を提供する規制の潜脱行為（不当なグループ内優遇）が発生することを防止する、実効性のある担保措置が重要と考えます。 - 潜脱行為を防止するため、法第 27 条の 3 運用ガイドラインにおいて、規制の潜脱に該当する行為類型を列挙し、該当する場合には電気通信事業法の業務改善命令の対象となりうることを明示することや、事後検証を迅速に行う仕組みを導入することに賛同します。 - なお、グループ内優遇については、「専門委員会とりまとめ 2026(案)」において、市場検証委員会の検証状況を注視することが適当である旨が記載されていることを踏まえ、より実効性を担保するため、その趣旨を評価レポート（案）にも明示いただきたいと考えます。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本評価レポート案に記載のとおり、規制の潜脱防止については、他事業者からの検証要望を受け付け、該当事業者に対して説明を求めることや、グループ内優遇の有無について総務省への報告を求めること等が考えられ、また、市場検証委員会における法第30条の未指定事業者に係る確認等については、その検証状況を、利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会において注視することが適当であ	無

(評価レポート(案)への追記案) 53 頁 868 行目～ (略) 潜脱防止のため、法第 27 条の 3 運用ガイドラインにおいて、規制の潜脱の考え方を明記し、また本委員会において、法第 30 条の未指定事業者についてもグループ内優遇の有無等を継続的に検証することにより、潜脱が疑われる行為が発生した場合に迅速に事後検証を行う仕組みを導入することが適当である。 【株式会社 NTT ドコモ】	と考えることから、原案のとおりとします。	
意見 2-2-⑨-17 規制の潜脱防止を前提とした上で規律対象を見直す方向性に賛同する意見。		
法第 27 条の 3 における特定関係法人の規律について、規制の潜脱防止を前提とした上で、MNO の特定関係法人であることを理由として一律に規律対象としている現行ルールを見直すとの方向性は、2019 年の制度導入以降の市場環境や競争環境の変化を踏まえたものであり、賛同いたします。 【KDDI 株式会社】 本見直しは、制度導入当時の市場環境やシェアの推移等の変化を踏まえたものであり、モバイル市場における競争の活性化にも資するものと考えられることから、賛同いたします。 当社はこれまで、規制の枠組みの中で創意工夫を重ね、利用者の多様なニーズに応えられるようサービスを提供してまいりました。今後も、関係法令及びガイドラインの趣旨を踏まえつつ、利用者の利便性向上と事業者間の公正な競争の促進に一層貢献していく所存です。 【JCOM 株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 2-2-⑨-18 法第27条の3は本来全事業者に公平に適用されるべきで、MNOの特定関係法人を規律の対象外とする方針に反対。仮に規律を見直す場合においても、潜脱性を有する事例が生じた際には速やかに解消を図るとともに、現行の規律へ戻すことを必須とすべきという意見。		
電気通信事業法第 27 条の 3 は、公正競争や利用者保護を目的とした小売サービスに関する規制であることから、本来は、事業規模にかかわらず当該サービスを提供する全事業者に公平に適用されるべきであり、MNO の特定関係法人である MVNO（以下、「特定関係法人 MVNO」）も例外とすべきではないと考えます。 したがって、特定関係法人 MVNO を規律の対象外とする方針に反対します。 仮に特定関係法人 MVNO が規律の対象外とされた場合、MNO からの支援を受けて、実質的に規律を潜脱する形で過度な利益提供・期間拘束等が実施され、競争上の歪みが生じるおそれがあります。加えて、モバイル及び固定の両サービスを提供する MVNO に	○ 本評価レポート案に記載のとおり、電気通信事業法第27条の3 導入当初からの事情の変化や、同条の規制の対象サービスのシェアの推移、同条の規制の最小化の方針に照らせば、規制の潜脱防止を前提とした上で、特定関係法人を同条の規律の対象外とすることが適当であると考えます。	無

おいては、MNO では実施が制限される水準や条件でのセット割引等の実施により、固定市場の競争環境にも悪影響が波及するおそれがあります。 上記のような懸念に対し、事後検証のみで対応することは、問題行為の特定に時間を要し、是正措置が講じられる時点では既に市場環境や利用者行動に重大な影響が及んでいる可能性が高いため、不十分と考えます。事実として、過去の料金割引サービス等の設計上の違反事例においては、是正に至るまで相応の期間を要することが多く、事後検証のみでは規律自体が機能不全になることは明らかです。 以上を踏まえ、公正な競争環境の確実な担保に向け、特定関係法人 MVNO に対しても、現行どおり規律の対象とすることを強く要望します。 仮に規律を見直す場合においても、規制の潜脱性を有する事例が生じた際には、速やかに事象の解消を図るとともに、当該事例の発生をもって現行の規律へ戻すことを必須とすべきです。 【ソフトバンク株式会社】	○ 潜脱性を有する事例への対応に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	
意見 2-2-⑨-19 MNOによるグループ内MVNOへの優遇等により独立系MVNOとの公正な競争環境が歪められることのないよう、継続的な市場検証を通じてMNOとグループ内MVNOとの取引条件や利益提供の状況等を把握するとともに、規律の潜脱を実効的に防止できる仕組みを整備することを要望。		
特定関係法人である MVNO を法第 27 条の 3 の適用対象外とするに当たっては、MNO によるグループ内 MVNO への優遇等により、独立系 MVNO との間の公正な競争環境が歪められることのないよう、十分な実効性をもって潜脱防止が担保されていることが必要であると考えます。 このため、総務省による継続的な市場検証を通じ、MNO とグループ内 MVNO との間の取引条件や利益提供の状況等を把握するとともに、潜脱行為が疑われる場合には、覆面調査を含む実態調査を行い、問題が確認された場合には速やかに是正を求めるなど、規律の潜脱を実効的に防止できる仕組みを整備することを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】 ・ 特定関係法人である MVNO を法第 27 条の 3 の適用対象外とするにあたっては、独立系 MVNO との公正な競争環境を確保するための実効性ある措置を講じることが重要と考えます。 ・ 現時点でも、一部グループ内 MVNO のみが eSIM 転送機能を提供している等、MNO グループと独立系 MVNO における利用者の利便性に大きな差異が生じている状況のなか、仮に MNO との取引条件や利益提供等において、グループ内 MVNO が有利に取り扱われた場合には、独立系 MVNO との競争条件の差がさらに拡大し、公正な競争が阻害されるおそれがあります。 ・ このため、潜脱防止の仕組みの検討に当たっては、総務省による継続的な市場検証を通じ、MNO とグループ内 MVNO との間の取引条件や利益提供の状況等を継続的に把握・確認し、独立系 MVNO との間のイコールフットイングが確保されているか十分	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 規律の潜脱を防止する仕組みの整備に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無

に検証いただくことを要望いたします。 また、潜脱行為やグループ内 MVNO への優遇が疑われる場合には、その実態を速やかに確認し、必要な是正措置を講じることができる実効的な仕組みを整備いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見 2-2-⑨-20 特定関係法人を通じて MN0 が直接実施できない高額な端末割引等を行うグループ内優遇が発生しないよう担保する必要があることから、潜脱行為が疑われる事案が発生した際に迅速かつ実効的な事後検証を行うことができる仕組みを整備することを要望。		
MNO の特定関係法人に係る規律の見直しにあたっては、MNO と MNO の特定関係法人との間におけるグループ内優遇が生じないことを十分に担保する必要があると考えます。 特に、MNO が事業法第 27 条の 3 により直接実施できない高額な端末割引やキャッシュバック等を MNO の特定関係法人を通じて実施した場合、短期間で利用者獲得効果を発揮し、モバイル市場の競争環境に大きな影響を与える可能性があります。 仮に MNO の特定関係法人に係る規律の見直しが行われ、事後的に問題行為が認定され是正措置が講じられたとしても、一度歪められた競争環境を完全に回復することは容易ではなく、その間に競争上の優位性が固定化されてしまうことが懸念されます。 また、このような行為が事実上容認される状況となった場合には、他事業者にも同様の手法が波及し、モバイル市場全体として過度な販売競争が再燃するおそれがあります。 このため、MNO の特定関係法人に係る規律を見直す場合には、潜脱行為が疑われる事案が発生した際に、迅速かつ実効的な事後検証（検証の結果によっては MN0 の特定関係法人を再指定する）を行うことができる体制を整備することが不可欠であり、競争上の影響が拡大する前に必要な対応につなげることができる仕組みを整備していただくことを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
その他		
意見 2-2-⑨-21 廉価端末の基準については慎重に検討すべきであり、現時点では見直す必要はないとする方針に賛同する意見。		
値引き上限額の引き上げについては、値引き等の誘引に頼った競争慣行からの脱却という観点から、慎重に検討すべきと考えます。そのため、現時点では廉価端末の基準を見直す必要はないとする方針に賛同します。 【株式会社 NTT ドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 2-2-⑨-22 円安の影響やメモリ高騰を背景とした端末の値上げが行われていることを踏まえ、廉価端末の定義の 4 万円以下までの引き上げを要望。		
当協会は「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会（第 3 回）」で、廉価端末の定義を 4 万円以下まで引き上げることを提案させていただきました。	○ 本評価レポート案に記載のとおり、過度な値引き等の誘引に頼った競争慣行からの脱却等を根拠に現行ルール	無

その後、円安の影響やメモリ高騰を背景とした端末の値上げがさまざまなメーカーにおいて行われており、改めて物価高の対策としても本件をご検討いただくことを希望します。 【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】	の維持を求める関係者が多いことから、現時点では、廉価端末の基準を見直す必要はないと考えます。一方で、端末価格が高騰している状況も踏まえ、利用者の選択肢への影響について引き続き注視していくことが適当であると考えます。	
--	--	--

■その他

意見 2-2-⑨-23 NTTグループが市場のほとんどを独占しており、公平な競争原理を求めるのであれば、事業をサービスや地域で分割し肥大化を防ぐべきであり、また、すべての人への通信の権利を保障すべく低額化とネットワーク維持に努めるべきであるという意見。		
「行き過ぎた囲い込み」と有るが、docomo など、その最たるものではないのか。 NTT コミュニケーションズ、NTT を取り込み、市場のほとんどを独占してしまっている。 これでは かつての財閥解体前の 独裁企業そのものだ。 公平な競争原理を求めるなら、事業をサービスや地域で 分割し、肥大化を防ぐべきだ。 現に、NTT は これまで有った低・中速の低額サービスを次々 打ち切り、月額一万円近くの光サービスに 顧客を誘導している。 今 通信網がほぼ全域に発達した日本において必要なのは、すべての人への通信の権利を保障すべく、低額化とネットワーク維持に努める事である。 人ならぬ AI のネットワーク利用で 通信帯域を消耗させ 儲けを上げる事ではない。 【個人 4】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見 2-2-⑨-24 一般利用者全体を規制するのではなく、問題を生じさせている主体・行為を特定し直接対応することを求める意見。		
【要旨】 本意見は、評価レポート案が電気通信事業法第 27 条の 3 の規制に「競争制限的な側面」があり、目的に見合った「必要最小限」の規制とすべきとしていることを踏まえ、一般利用者全体を先に規制するのではなく、問題を生じさせている主体・行為を特定し、そこへ直接対応することを求めるものである。ホッピングについては、①通信業界関係者、②その関連契約者、③それ以外の一般利用者に分け、短期解約、利益提供、平均契約継続期間等を調査・公表し、①②を除いた③だけでも規制を必要とする規模の問題が残るか検証すべきである。業界内部の反復的な受益が相当規模存在する場合には、一般顧客向け販促制度から分離した透明な従事者用回線制度を検討する。利益提供上限は抜本的に見直し、公開された価格・値引き・還元競争を回復すべきである。端末政策は国内の正常な中古流通を守りつつ、内外価格差による商業的海外流出へ直	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

接対応し、使用済み端末は国内で再資源化・再利用する。残価設定型販売は残価率だけでなく広告、契約、返却、査定、撤回権まで検証し、補償込みレンタルを併設する。特典分割は業界関係者自身の平均利用期間を上限とし、一般利用者の平均利用期間における実質還元額・負担額を表示する。さらに、客観的原価に基づく低容量・低価格の基礎プランを全 MNO に義務付け、MNP 転出時の料金や契約管理手続による転出・利用上の不利益も検証すべきである。

【意見】

通信市場を、国民と将来のための自由競争へ戻すことを求める

※各項目の【該当箇所】には、資料に印字された本文頁を記載し、確認の便宜のため括弧内に 141 頁 PDF 上の頁も併記する。

I 基本理念

1 競争こそ利用者の利益

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 2 頁・15 頁・52～53 頁（PDF6 頁・19 頁・56～57 頁）

規制すべきは「競争」そのものではなく、公正な競争や利用者利益を損なう行為・構造である。

評価レポート案は、電気通信事業法第 27 条の 3 について、モバイル市場の競争促進と、利用者が自らのニーズに合った通信サービスを選択できる環境の構築を目的とする一方、同条の規制には「競争制限的な側面」もあることから、達成すべき目的に見合った「必要最小限」のものとなるよう規制の在り方を検討するとしている（評価レポート案本文 52～53 頁、PDF56～57 頁）。また、同レポート案の基本的な目的自体も、公正競争を確保するため、規制の遵守状況や競争環境を透明性をもって検証し、規制の内容や手法を不断に見直すことにある（同本文 2 頁、PDF6 頁）。以下の意見は、この「必要最小限の規制」と不断の見直しという考え方を前提に、規制対象をより直接的かつ実態に即したものに改めることを求めるものである。

生活インフラである携帯電話市場の制度を考える上で、最も大切にすべきものは契約自由の原則である。必要な時に契約する自由、契約しない自由、契約相手を選ぶ自由、そして期間の定めのない契約を終了する自由、または、より良い条件を提示する事業者へ移る自由は、市場競争の根幹である。

利用者が動くから事業者は競争する。競争するから料金が下がり、還元が増え、サービスが改善され、新しい商品や販売方法が生まれる。ところが、現在の案は逆方向へ進んでいるように見える。高額還元を受けて短期間で乗り換える者がいるから還元を制限する。端末を安価に取得して転売する者がいるから端末値引きを制限する。短

期解約があるから解約時の負担や長期の特典分割を認める。その結果、利用者は競争によって本来得られたはずの利益を失う。

行政が価格や還元額を画一的に制限すれば、各事業者が独立して価格を決定しているとしても、結果として各社の販売条件は一定範囲へ収束する。法的な意味での談合又はカルテルは成立していないかもしれない。しかし、本来自由競争で決まるべき価格や値引きの幅を外部から制限し、価格競争を弱めるという結果には類似する面がある。

行政の役割は、競争の結果を横並びにすることではない。契約、価格、値引き及び販売促進の自由を最大限認め、その外側に、真に問題となる行為を対象とした強固な規制を置くべきである。

通信会社が営利企業である以上、利益を得る営業を行うこと自体は当然である。そして、どのような施策で勧誘し、どのような料金でどのようなサービスを提供するかは、法令に反しない限り、各通信会社が自ら決定すべき事項である。例えば、ホッピングが業績に悪影響を与えているとしても、義務ではない高額の還元で勧誘しているのは通信会社自身である。その施策によって業績が悪化したのであれば、まず施策設計の是非が問われるべきであり、各社の料金や還元方法等の設計変更によって対処すべき領域である。

これとは別に、行政が法規制によって対応すべきなのは、公正な競争又は利用者利益を損なう行為・構造である。業界内部の利益相反的な受益構造、非公式な有償仲介等の不透明な取引慣行、商業的転売・海外流出等については、それぞれの実態を把握し、自由競争を妨げない必要最小限の規制によって、可能な限り行為・主体へ直接対応すべきである。

II 現状評価——ホッピングを行っているのは誰か

2 一般利用者と通信業界関係者を分けて実態を把握すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 53 頁（PDF57 頁）

評価レポート案では、乗換えがしやすい環境を「悪用」して乗換え特典を目当てに短期間で乗換えを繰り返す行為をホッピングとして問題視している。一方で、短期解約には通信品質への不満等を理由とするものもあり、「ホッピング目的かどうかは特定困難」であることも明記している。その上で、最長 12 か月間、乗換え特典を分割して付与できるよう見直すことを提案している（評価レポート案本文 53 頁、PDF57 頁）。

目的の特定が困難であるならば、一般利用者全体に長期間の特典分割という新たな拘束を認める前に、まず、短期解約と高額還元の反復取得を実際に行っているのが一体誰なのかを明らかにすべきである。レポート案自身が掲げる「必要最小限」の規制とするためにも、規制対象となる主体と行為の実態把握が先である。

最も重点的に検証すべき属性の一つは、通信業界従事者である。通信業界従事者は、販売施策を日常的に取り扱い、どの事業者、店舗、時期、条件で高い還元を受けられるかを把握しやすく、契約手続も熟知している。一般利用者が偶然有利な施策を発見する場合とは異なり、制度を熟知する者が継続的に高額な還元を捕捉しやすい構造が存在する。

通信契約は比較的短期間で他社へ乗り換えることが可能であり、還元額が通信料金に比して大きい場合もある。施策を把握しやすい業界関係者には、通信料金を抑えつつ、利用可能な還元を効率的に取得しようとする経済的誘因が働きやすい。

もし、一般顧客向けに設定された高額還元を業界関係者が反復して受け続けているのであれば、その実態は単なる一般向けの顧客獲得競争だけでは説明しにくい。一般顧客向け販促制度を介した事実上の「第二の報酬」又は福利厚生に類する性格を持っていないか、実態を確認する必要がある。

私自身、販売現場における販売員との会話から、販売員自らが3か月や6か月といった期間でMNPを繰り返して還元を受けている旨の体験談とともに、乗換えを勧められることが何度もあった。これは私個人の経験にすぎないが、販売員から同様の話を繰り返し聞いており、逆に長期間同じ契約を維持しているという話を聞いた記憶はない。

私は、仕組み上、短期間の乗換えが発生すること自体は制度設計上予測すべきことであり、公開された条件に従った乗換えそのものを直ちに批判すべきとは考えていない。しかし、ホッピングを政策上の問題とするのであれば、有効な対応を立案するためにも、規制の在り方を決定する前に、まず、ホッピングを主に行っているのが誰なのかを特定すべきである。そのために行政が属性別の実態を調査すべきである。

そのためには、少なくとも、次の三類型に区分した統計を示すべきである。

① MNO、販売代理店、店舗運営会社、派遣労働者、業務委託先、再委託先等、通信サービスの販売・提供に従事する通信業界関係者

② 家族割、セット割、請求・支払グループその他事業者が保有する契約情報上、①の通信業界関係者本人と同一グループに属する一般契約者

③ ①及び②のいずれにも該当しない一般利用者

②は、通信業界関係者本人の知見や情報が通信契約行動に反映される可能性のあるグループである。よって、①及び②を③の一般利用者によるホッピングと一括して集計するのではなく、それぞれ独立した区分として示し、ホッピング全体に占める③の一般利用者の割合を検証できるようにすべきである。

3 業界内部の受益構造と利益相反の可能性を検証すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁）

通信従事者が販売制度や割引条件を熟知していること自体は当然のことである。また、公開された一般顧客向け施策を、その条件に従って利用すること自体も正常な経済活動である。まして、勤務先事業者とは異なる事業者との契約は、契約相手である事業者から見れば通常の一般顧客との契約であり、自社との雇用・委託関係を前提とした特別な契約ではない。

実際の販売現場には、複数の通信事業者を取り扱う販売代理店、時期又は担当によって複数事業者の販売業務に従事する派遣労働者、複数事業者が同一売場で販売活動を行う家電量販店等が存在する。このような環境では、他社の料金、還元条件、販売時期及び乗換え施策を継続的に把握することが販売業務そのものと密接に関係する。また、他社からの MNP 獲得が販売実績となる環境では、顧客に乗換えを提案すること自体が業務上の動機となる。このような情報環境及び販売上のインセンティブが、従事者本人又は前記②の関連契約者の契約行動に影響し得ることは十分に想定される。

しかし、ホッピング及び高額還元が通信市場の問題として扱われ、その是正を理由として一般利用者への利益提供や契約の自由を制限しようとするとき、通信業界従事者自身及びこれに付随する受益層が一般顧客向け還元制度の相当な受益者となっているのであれば、これは単なる一般消費者によるホッピングとは異なる問題を含む。

A 社関係者が B 社へ、B 社関係者が A 社へ乗り換え、それぞれが一般顧客向け還元を取得すれば、個々の事業者からは「他社から獲得した顧客」であっても、業界全体では販促費が内部関係者間を循環する。この実態を確認しないまま、一般利用者への還元を制限することは、問題の本質を誤る。

すなわち、業界内部の者が一般顧客向け販促制度から継続的に経済的利益を受ける一方、その費用及び弊害を理由として一般利用者全体への還元規制が行われるのであれば、業界内部の受益構造と、一般利用者に対する規制の必要性を主張する立場との間に、利益相反的な構造が存在しないかを検証する必要がある。

特に、業界内部の還元取得を直接切り分けることなく、一般利用者を含む市場全体への規制によって問題を処理することが、結果として内部関係者への直接的な制度対応を回避する機能を果たしていないかについても検証すべきである。仮に、業界内部の還元取得に対する直接的な制度対応を避けるために、一般利用者を含む市場全体への規制を用いる意図があるとすれば、そのような趣旨で法規制を利用することは許されるべきではない。そのような疑念を生じさせないためにも、まず属性別データを公表し、問題の主体を客観的に明らかにすべきである。

一般利用者への規制を強化する前に、短期解約者及び高額還元取得者に占める①通信業界関係者及び②関連契約者の割合を調査し、これらを分離した後にも、③の一般利用者だけで現在想定されている規制を必要とする規模のホッピング問題が残るのかを明らかにすべきである。

行政は少なくとも、過去 1 年間に契約された回線について、次の事項を①通信業界関係者、②関連契約者、③一般利用者に区分して調査、公表すべきである。

- 契約件数 - 回線契約の締結を契機として何らかの経済的利益が提供された件数 - 経済的利益の金額帯別件数及び総額 - 各区分が契約件数、利益提供件数及び利益提供総額に占める割合 ここでいう経済的利益は、回線契約単体に対するキャッシュバック、ポイント等だけに限定すべきではない。端末購入、オプション、固定通信、電気その他、回線契約と同時又は付随して締結された契約を条件として増額・追加された利益提供についても含め、それぞれの名目及び金額を区分して集計すべきである。法令上の回線単体の利益提供上限だけを集計しても、実際に一件の契約を契機としてどの程度の経済的利益が提供されているのかは把握できない。 また、過去 1 年間に解約された回線について、①通信業界関係者、②関連契約者、③一般利用者ごとに、契約継続期間の平均日数及び契約継続月数ごとの件数・割合を調査、公表すべきである。これにより、各属性で平均的な利用期間がどの程度異なるのか、また特定の契約継続期間に解約が集中していないかを確認できる。 調査開始後の行動だけを対象とすると、調査の実施が周知された後、事業者が従事者に契約維持期間等に関する社内指導を行うなど、調査を意識した対応によって契約行動が変化する余地がある。また、調査対象者自身が調査結果を意識して行動を変える可能性もある。その結果、従前の実態が把握できなくなったり、統計を恣意的に変化させたのではないかと疑念を生じさせたりしないよう、可能な限り調査開始前の過去実績を遡って検証すべきである。公表に当たっては、個人を識別しない集計データとすれば足りる。 Ⅲ 通信業界関係者を一般顧客向け販促制度から分離する案 4 通信従事者を一般顧客向け還元制度から分離し、透明な従事者向け制度を検討すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁） 調査の結果、通信従事者による反復的な利益取得が相当規模存在するのであれば、一般利用者への規制を強化する前に、通信従事者を一般顧客向け販促制度から分離する制度を検討すべきである。 自社回線だけを対象としても問題は解決しない。勤務先事業者の回線を他社に転出して MNP 還元を受け、一定期間後に再び勤務先事業者へ戻ることも可能であり、また、複数事業者を扱う販売現場も存在する。この構造に実効的に対応するためには、制度を設けるなら全 MNO を横断した仕組みとする必要がある。		
--	--	--

対象は MNO の一部社員だけではなく、MNO の役職員、販売代理店、店舗運営会社、派遣労働者、委託先、再委託先その他通信契約・販売に係る業務へ従事する者を個人単位で登録することが考えられる。

登録期間中は、全 MNO の一般消費者向け回線の契約者となることはできず、一般顧客向けキャッシュバック、ポイント、端末値引きその他の販促利益を受けることも認めない。その代替として、希望する登録者には、各 MNO について一般利用者に認められている契約可能回線数を上限として、一般消費者向け契約とは別の「従事者用回線」を利用できる制度を設ける。

利用プランは各 MNO の一般消費者向けプランと同一又は同等の選択肢から選べるようにする。従事者用回線については、利用者本人に通常の利用料金を請求するのではなく、その回線を提供した MNO が当該従事者の所属事業者へ利用料金を請求し、事業者間で精算する仕組みとすることが考えられる。所属事業者が負担した通信サービスの経済的価値については、従事者に対する現物給与その他の経済的利益としてどのように評価するかを明確化し、税及び社会保険上の取扱いを制度として整理すべきである。

一般向け料金等を経済的価値の基準とし、利用する回線数やプランに応じて本人の税・社会保険上の負担にも適切に反映される仕組みとすれば、一般利用者と同一契約可能回線数の上限を認めても、必要性の低い回線が無秩序に利用する誘因は抑えられると考える。

一般顧客向け販促制度を介して通信従事者が反復的に経済的利益を受けている実態が相当規模存在するのであれば、その部分を一般利用者によるホッピングと同一に扱うべきではない。一般顧客向け販促制度を介した事実上の「第二の報酬」又は福利厚生に類する受益を一般利用者のホッピング問題から分離し、一般向け還元の反復取得を遮断する代わりに、必要な通信サービスは透明な従事者向け制度として正規に提供の方が健全である。

IV 端末価格・転売問題の現状評価

5 内外価格差を利用した商業的海外流出を本丸として把握すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 52～54 頁（PDF56～58 頁）〔利益提供・端末販売に関する評価部分〕

端末転売の中で特に問題となるのは、内外価格差を利用した端末の商業的な海外流出である。

国内流通に回るのであれば、供給量の増加は買取価格や中古価格を低下させる要因となり、消費者の購入選択肢も広がる。一方、内外価格差を利用した輸出需要が国内向けに販売された端末を継続的に吸収する状態では、国内市場に残る供給量が減少し、

一般利用者の入手機会を狭めるとともに、国内中古価格や買取価格を高止まりさせる要因となり得る。内外価格差によって商業的な転売利益が成立する限り、販売時の割引額だけを規制しても、転売目的の購入への根本的な対策にはならない。商業的な海外流出を切り離して初めて、国内の需要と供給に応じた価格形成が正常に機能する。

6 安価な端末を国民へ提供すること自体は守るべきである

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 52～54 頁（PDF56～58 頁）〔利益提供・端末販売に関する評価部分〕

スマートフォンは、今や通信サービスを利用するために事実上不可欠な機器である。一方、高性能端末は10万円を大きく超える場合もあり、バッテリー等の経年劣化や技術進歩によって、数年単位で買替えの必要が生じる場合もある。

数年ごとに高額な端末代金を負担できる国民ばかりではない。だからこそ、「1円端末」に象徴される安価な端末提供が支持されてきた。1円という価格そのものを守る必要はない。しかし、国民が低い負担で十分な性能の通信端末を利用できる環境は、重要な消費者利益である。それを転売対策のために失わせてはならない。

7 最新端末を広く使える社会は、将来への投資でもある

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 52～54 頁（PDF56～58 頁）〔利益提供・端末販売に関する評価部分〕

さらに、iPhone等の先端的な端末を幅広い国民が日常的に利用できることには、家計負担を超えた意味がある。

AI、高性能カメラ、各種センサー、位置情報、新しい通信技術等を、多数の国民が実際に手にして使う。その日常利用の中から、新しいアプリ、サービス、利用方法、事業の発想が生まれる。

先端技術を一部の者しか利用できない国と、多くの国民が日常的に使いこなす国では、新しい産業が生まれる土壌も異なる。最新端末へのアクセスを、単なる端末販売政策ではなく、将来のデジタル産業を育てる基盤として捉えるべきである。

V 端末問題への直接的な対応

8 国内の正常な中古流通は維持し、商業的海外流出へ直接対応すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 52～54 頁（PDF56～58 頁）〔利益提供・端末販売に関する評価部分〕

通信各社間の競争により安価に提供された端末を、国内で利用し、所有、譲渡、売却、中古流通させること自体は有益である。値引き・還元の上限によって新品価格が需要や在庫に応じて下がる余地まで狭めれば、その影響は中古市場にも波及し、市場による価格の下方調整を鈍らせるおそれがある。国内の正常な中古流通まで転売対策の名の下に制限すべきではない。

問題なのは、内外価格差を利用して端末を継続的に取得し、特に最新・高額端末を商業的に国外へ流出させることである。この問題に対して国内利用者への値引きを制限するのは、規制対象を取り違えている。

市場による適正な国内売価形成と、国民が最新端末を利用する機会を確保するため、一定の最新・高額端末の商業的輸出について、内外価格差による転売利益が実質的に生じないように、直接的な措置を講ずるべきである。具体的には、主要な仕向国に限らず各国の販売価格を把握できる仕組みを整え、輸出時負担金その他の経済的措置によって、販売又は転売のため国外へ搬出することによって内外価格差による転売利益が生じない仕組みとすることが考えられる。

9 スマートフォンを「都市鉱山」と位置付け、最終処分を国家的な資源政策として管理すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 52～54 頁（PDF56～58 頁）〔端末販売・端末購入プログラムに関する評価部分〕

最新端末の海外流出規制と、使用済み端末の資源回収は目的を異にする。

最新端末の海外流出を管理する目的は、国民が最新端末を国内で利用できる機会を確保し、国内市場における適正な価格形成を実現することにある。

一方、使用済み端末の回収は、端末に含まれる有用資源を国内で再資源化し、再利用するための政策である。スマートフォンには金、銀、銅その他の有用金属・重要鉱物が含まれている。資源の多くを海外へ依存する日本にとって、国内に蓄積された膨大な数の電子機器は「都市鉱山」である。

したがって端末政策を、販売時点だけで終わらせてはならない。国内では所有、売却、譲渡、修理、中古流通を自由にし、可能な限り長く端末として利用する。そして最終的に端末として利用できなくなった段階では、国又は指定された回収制度へ引き渡し、有用資源を国内で再資源化し、再利用する仕組みを構築する。

例えば最終所有者が指定窓口へ端末を引き渡した場合、一定額の資源返還協力金を支給することも考えられる。これは単なる中古端末の買取りではない。死蔵、不適正

処分又は資源の国外流出を防ぎ、国内の資源循環に供したことに対する政策的な対価である。

10 残価設定型端末販売は、残価率だけでなく取引全体を検証すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁）

評価レポート案は、端末購入プログラムについて、業界団体が公表する中古市場の買取実績を参照して残価率を算出する現行ルールの下で、一部機種の残価率が「本来の市場価値」から大きく乖離しているケースがあるとして、残価率算出ルールの見直しを提案している（評価レポート案本文 53～54 頁、PDF57～58 頁）。

残価率が本来の市場価値から乖離することには、適正な価格設定という観点から検証すべき問題がある。一方で、利益提供規制の下で残価設定型プログラムが強い販売促進手段として用いられるようになったこととの関係も含め、制度全体を検証すべきではないか。

利用者保護の観点からより重要なのは、残価率という一つの数値だけではなく、広告、説明、契約、返却及び査定各段階において、利用者に不利益な取扱いがないかを検証することである。

現在の返却型購入プログラムでは、「月額1円」「2年間総額24円」等、利用者が極めて低額で二年間端末を利用できると認識するに十分な広告が行われる例がある。販売現場でもレンタルに近いものとして説明されることがある一方、契約上は高額な端末を長期分割で購入し、一定時期に返却し、さらに査定基準を満たした場合に残債の支払いが免除される。

利用者が認識する取引と法的・経済的実態に乖離がないか、広告から返却・査定までを一体として検証すべきである。特に、価格その他の取引条件を実際より著しく有利であると一般消費者に誤認させる表示を禁止する景品表示法第5条第2号（有利誤認表示）との関係も踏まえ、表示される低額負担と、返却・査定条件を含めた実際の負担との関係を確認すべきである。

11 二年間の通常使用で生じる劣化は「通常品」として査定すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁）

スマートフォンは毎日携帯し、操作し、充電を繰り返す商品であり、バッテリーその他の経年劣化は避けられない。

二年前後で返却することを当初から予定する契約である以上、正常な使用によるバッテリー性能低下、軽微な擦り傷その他合理的に予測できる経年変化は、残価設定時に当然織り込み済みのものとみなし、通常品として査定すべきである。

正常に使用した結果として生じる劣化を二年後の査定で不良品扱いし、追加負担を利用者へ求めるのであれば、返却を前提とした当初の価格表示との整合性に疑問が生じる。故意、重大な過失、改造等と通常使用による経年劣化を明確に区別すべきである。

12 返却査定には独立性と撤回権が必要である

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁）

返却の申込時点では査定結果や追加負担額が確定していないにもかかわらず、その後の査定結果にかかわらず申込みを撤回できないのであれば、利用者は将来の査定結果を事業者側に委ねたまま返却を確定させることとなり、いわば白紙委任に近い申込みとなる。返却後、経済的利害を有する事業者側が端末を査定し、その判断によって追加負担が決まる仕組みとしては、公平性に重大な疑問がある。

査定基準未達とする場合には、その理由及び客観的な根拠を利用者へ示した上で、メーカーその他の独立した第三者へ再査定を申し立てる制度を構築すべきである。

加えて、利用者が査定結果を受け入れない場合には、返却を撤回して端末の返還を受け、残債を従前どおり支払う選択権を保障すべきである。少なくとも、追加負担によって経済的利益を受ける事業者自身の判断だけで最終確定すべきではない。

13 残価設定型販売を行う場合には、補償込みレンタルも必ず併設すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁）

残価設定型プログラムは、一定期間後に端末を返却することによって低い負担で最新端末を利用できることを強く訴求する販売方法である。返却を前提として利用する消費者にとって、その経済的実態はレンタルに近い。

そこで、通信事業者が残価設定型プログラムを提供する場合には、同一機種について、通常使用による経年劣化及び一定の事故等を補償に含むレンタル契約も必ず併設し、利用者が契約時に自由に選択できるようにすべきである。

レンタルには一律の最低利用期間を設けず、利用者が任意の時点で返却できる仕組みとすべきである。同一機種を同一期間利用し同一時点で返却する場合、返却される端末の市場価値は、残価設定型購入であるかレンタルであるかという契約形式だけで変わるものではない。加えて、レンタルでは端末の所有権は事業者側に留まり、返却

後の端末の残存価値も事業者側に帰属する。このため、補償込みレンタルの利用者負担は、同一期間・同一返却時点における残価設定型プログラムの実質負担額と同等とすべきである。

通常使用によるバッテリー劣化、軽微な傷その他合理的に予測される経年変化はレンタル料金へ織り込み、盗難・紛失等については保険その他の補償制度によって対応する。虚偽の盗難申告等によって保険者を欺き、保険給付を受け、又は本来負担すべき端末代金等の支払を免れる行為については、詐欺罪その他既存の刑事法令によって対処すべきである。

一方、この制度は、通常の一括・分割による購入を妨げるものではない。

残価設定型販売を選択肢として残すのであれば、返却前提の利用者に対して、残価設定型と補償込みレンタルの双方を同じ画面・同じ説明の中で比較可能に提示し、利用者自身がどちらの契約形態を選ぶか判断できるようにすることが、取引の透明性向上にもつながる。

VI 通信契約・販売施策に関する諸問題

14 「通常の利用」の期間を事業者側の実態からも検証すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 53 頁（PDF57 頁）〔ホッピング・短期解約に関する評価部分〕

総務省は、短期解約者のいわゆるブラックリストの問題について、認定電気通信事業者は電気通信事業法第 121 条第 1 項により「正当な理由」がなければ電気通信役務の提供を拒否できず、利用者が「短期解約を行ったことがある」という事実のみでは、役務提供を拒否できる「正当な理由」には該当しないとの考え方を示している。これは、サービス利用意思を伴わない契約その他の具体的な問題行為への別の対策まで否定するものではないが、少なくとも契約期間が短いという事実それ自体と、不適切な契約行為とは区別して考えるべきことを示している。

一方、現在は一部の MNO で、一定時期以降に新規契約された個人回線について、契約から 1 年以内の解約に契約解除料を設定する制度が導入されている。こうした制度の存在自体と総務省の上記見解は直ちに矛盾するものではないとしても、「短期」という期間を契約者に経済的不利益を与える基準として用いるのであれば、その期間設定には客観的な説明が必要である。

そもそも通信契約は生活上重要なインフラであり、必要な時に必要な期間使用するものである。期間の定めのない契約について、何か月以上であれば「通常の利用」であると一律に評価することには慎重であるべきである。通話量やデータ通信量による評価も適切とは限らない。電話番号を維持するために契約を続ける場合など、利用量が少なくても契約目的は正当だからである。

そのため、「通常の利用期間」を先に定めるよりも、短期間で終了しても制度上成立する料金設計を目指す方が合理的ではないか。契約受付、本人確認、SIM 発行等に費用がかかるのであれば契約事務手数料として明示して回収し、事業者が販売戦略として無料にしたのであれば、その費用を自ら負担する判断をしたものと考えるべきである。将来継続利用された場合に得られるはずだった通信料金や利益は、当然に保障された収入ではない。

期間の定めのない契約について、一日で解約すること自体を直ちに不正視すべきではない。事業者が「通常の利用」という概念を用い、又は一定期間を解約時の経済的不利益の基準として用いるのであれば、その合理性を前記の属性別実利用期間によって説明すべきである。

特に、制度や販売施策を日常的に取り扱う通信業界関係者自身の平均契約継続期間は、期間基準を設計する上で重要な参照値となる。一般利用者に対し、通信業界関係者自身の平均的な利用期間を大きく超える継続を事実上求め、これを下回る解約に経済的不利益を課すのであれば、その合理性を客観的に説明すべきである。

15 利益提供上限を抜本的に見直すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 52～53 頁（PDF56～57 頁）

評価レポート案は、現時点で直ちに法第 27 条の 3 の規制を撤廃することは避けることが適当とする一方、中長期的には規制の撤廃・緩和を進める観点から評価軸を設定し、「規制の最小化の可否」を検討するとしている（評価レポート案本文 53 頁、PDF57 頁）。したがって、現行上限を当然の前提として固定化するのではなく、実際にどの弊害を防止しているのか、規制によってどの消費者利益が失われているのかを検証し、抜本的な見直しを行うべきである。

キャッシュバック、ポイント、端末値引き等をどこまで行うかは、本来、各事業者の販売戦略である。

還元を増やす事業者、料金を下げる事業者、通信品質へ投資する事業者、それぞれが競争すればよい。還元した結果、事業者の利益が減少するのであれば、それも経営判断である。事業者の収益を確保するために、行政が消費者の受けられる利益を一律に制限する必要はない。

また、新製品発売後も旧製品の価格が十分下がらず、在庫や需要に応じた価格競争まで阻害されるのであれば、消費者保護とは相反する。

還元を規制しても、その金額だけ通信料金が下がる保証はない。還元が消え、料金も端末価格も下がらないのであれば、失われるのは消費者利益だけである。

16 利益提供規制が販売市場を地下化させていないか検証すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 52～53 頁（PDF56～57 頁） 評価レポート案は、端末代金の値引き等の誘引力に頼った競争慣行がなお継続しているとの関係者意見を、現行規制を直ちに撤廃しない理由の一つとして挙げている（評価レポート案本文 52～53 頁、PDF56～57 頁）。しかし、競争慣行が継続しているのであれば、その実態が公開された市場で行われているのか、それとも規制によって一般利用者から見えにくい販売経路へ移ったのかを区別して検証する必要がある。 利益提供規制の強化後、従来のようにチラシ、ウェブ、SNS 等で広く販売施策を広告するのではなく、店頭等の限定された場でのみ高額な還元を提示する販売方法が増えていないか、実態を検証する必要がある。私自身の経験でも、店頭でしか具体的な施策を案内しない、電話では回答しない、オンライン上に条件を残さないといった対応に接することがある。 問題なのは、規制上限との関係で公開広告に掲載しにくい高額還元が実際には残り、公開すれば規制違反又はその疑いが容易に把握されるため、店頭、口頭その他記録の残りにくい経路へ移行する誘因を制度が生じさせていないかという点である。利益提供規制によって高額還元そのものが消滅したのか、それとも一般利用者から見えない形へ移っただけなのかを調査すべきである。 さらに検証すべきなのが、俗に「手配師」などと呼ばれる、契約者を販売店等へ送り込む非公式な有償仲介者の存在である。販売代理店等が販売目標の達成等を目的として、このような仲介者へ対価を支払い、高額還元を伴う案件へ多数の契約者を集めている実態が存在するのであれば、極めて不健全である。 規制によって公開された広告が減少する一方、販売施策そのものは残り、その集客が閉鎖的な経路と有償仲介へ移行しているのであれば、規制によって競争が健全化されたとはいえない。むしろ販売条件が一般利用者から見えにくくなり、情報を得られる者と得られない者との格差を拡大させる。 販売事業者等又は契約者から対価を受け、非公式に契約者をあっせんして利益を得る行為については、その実態を調査し、必要な規制を検討すべきである。 利益提供の上限規制を撤廃又は抜本的に見直し、誰でも見ることのできる広告の下で、各社が堂々と価格、値引き及び還元を競争する市場へ戻す方が健全であると考え 17 特典の分割付与は業界関係者自身の平均利用期間を超えず、通常利用時の実質還元額・負担額を明示すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 53 頁（PDF57 頁）		
--	--	--

評価レポート案は、ホッピング目的かどうかの特定が困難であると認めながら、短期解約への対応として「最長 12 か月間」、乗換え特典を分割付与できるよう見直すことを提案している（評価レポート案本文 53 頁、PDF57 頁）。分割付与そのものを全面的に否定する必要はないが、「12 か月」という期間を先に固定するのではなく、まず属性別の実利用期間を把握し、その実態から付与期間の上限を設計すべきである。

契約時点で総額が確定した加入特典を毎月少額ずつ付与し、受取りのために長期間契約を継続させることは、実質的な転出抑止となり、表示された還元額と実際に受け取れる利益との乖離を生じさせる。

電気通信事業法第 27 条の 3 第 2 項第 2 号は、契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件を禁止対象に置いている。分割還元についても、この規定の趣旨を踏まえ、形式上「特典」であることだけでなく、受取りのための期間拘束が MNP を不当に妨げる効果を持たないかという観点から設計すべきである。

特典の分割付与を認める場合、その最長付与期間は、前記調査によって把握した①通信業界関係者自身の平均契約継続期間を上限とすべきである。制度及び販売施策を熟知する業界関係者自身が平均的に利用する期間を超えて、③の一般利用者にだけ特典受取りのための継続を求めるのであれば、その必要性を特に厳格に説明すべきである。

契約時に確定した特典を分割する場合、各回の付与額は、少なくとも当該回線について契約時点で確定している当月の月額固定料金その他の固定的支払額以上とすべきである。契約初月に契約事務手数料その他の固定費が発生する場合には、初回付与額についてこれも考慮する。

特典の分割付与は、契約時に確定していた総額を月単位に分けるものである。初回は契約時、二回目以降は各月の月初に満額付与し、当該月の利用日数を理由として日割り、減額又は失効させるべきではない。

付与された還元については、利用者が、(ア) 当月の通信料金、契約事務手数料その他の請求への値引き充当、又は (イ) ポイント、キャッシュバックその他の方法による受取り、を選択できるようにすべきである。会計・税務上は、料金そのものの値引きと支払手段としてのポイント利用を区別して整理すべきである。

さらに、広告又は契約時に特典の総額を表示する場合には、分割付与の条件及び各回の付与時期・金額だけでなく、通常の利用において実際に受け取ることのできる還元額と実質的な負担額を併せて表示することを義務付けるべきである。標準ケースには、前記調査によって把握した③の一般利用者の平均契約継続日数を用い、その期間だけ利用して MNP 転出した場合を示すことが適当である。

その表示では、各月ごとに少なくとも、月額料金その他の請求額、各種割引額、当月の特典付与額、料金値引きへの充当額、ポイント・キャッシュバック等として別途受け取る額及び実支払額を明示し、平均利用期間までの累計支払額、累計還元額及び

最終的な実質負担額を示すべきである。契約事務手数料、必須オプション、端末代金、工事費その他契約時点で算定できる固定的な費用・利益も含めるべきである。

また、平均利用期間で MNP 転出した場合に契約解除料その他の固定的負担が発生する場合はこれを含め、端末代金、工事費、返却義務、プログラム利用料その他の支払義務が転出後も残る場合には、全ての支払義務が終了するまでの支払予定及び総額も示すべきである。これにより、広告上の最大還元額ではなく、通常の利用において実際に受け取る還元額と負担額を、利用者が契約前に把握できる。

この表示を単なる概算にとどめず、利用者が契約内容を変更せず、従量通信、国際通信その他利用量に応じる費用が増加していない場合には、契約時点で確定した固定料金について、提示した月別金額及び総額を超えて請求できない仕組みを検討すべきである。これは、契約手続き時の設定誤りや、セット割等の適用漏れなど事業者側の事務処理に起因する齟齬によって、契約時に説明された金額を超える負担を利用者へ転嫁しないためである。利用者が後からプランやオプションを変更した場合は、その時点で新たな支払予定と上限額を提示すればよい。

18 社会インフラとして、行政が基準を定める低容量・低価格の基礎プランを義務付けるべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 15 頁・52 頁（PDF19 頁・56 頁）〔利用者の選択環境・競争促進に関する評価部分〕

スマートフォン利用者には、月数 GB 程度の比較的少ないモバイルデータ通信量しか利用しない層も多い。低容量を名称上掲げるプランが存在するだけでは十分ではなく、大容量・無制限プランと比べて、最低限の通信利用に見合った実質的に低廉な料金となっているかが重要である。

携帯通信が社会生活に不可欠なインフラとなっていることを踏まえ、総務省が最低限の通信利用を確保するための「基礎的料金プラン」の要件を定め、すべての MNO にその提供を義務付けるべきである。例えば、高速データ通信を月 1GB 程度利用でき、容量超過後は低速化又は通信停止とし、利用者の明示的な申込みなしに追加料金が自動的に発生しないものとする。また、家族契約、固定通信、電気、クレジットカードその他の付帯契約を条件とせず、単独で契約できるものとするべきである。

この基礎プランの料金上限は、単に「低廉」といった抽象的な基準や恣意的な固定額によるのではなく、各 MNO の接続会計その他の客観的な原価資料を基礎として、一回線当たりの基礎的なネットワーク費用、標準的な低容量通信に対応する費用、請求・顧客管理等の小売業務に必要な合理的費用及び適正な利潤を反映し、総務省が定期的に算定・公表する仕組みとすることが考えられる。料金上限への適合は、家族割、固

定通信とのセット割、指定クレジットカード等による割引を適用しない単独契約時の料金で判定すべきである。

この基礎プラン以外の料金については、各事業者が自由に設計し、料金、容量、通信品質、付加サービス等で競争すればよい。社会インフラとして最低限必要な通信についてのみ客観的な基準を設け、その外側では料金設定の自由と競争を最大限尊重する制度が望ましい。

19 MNP 転出時の役務提供期間と料金請求を整合させるべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 52～53 頁（PDF56～57 頁）〔利用者の乗換え・契約解除に関する評価部分〕

MNP 転出では、転出先への切替えによって旧事業者の役務提供が月途中で終了し、その後も旧事業者の役務を月末まで利用し続けることを利用者が選択することは実質的にできない。それにもかかわらず旧事業者の月額料金を一か月分満額請求する取扱い、利用者に MNP 転出を思いとどまらせ、又は月末近くまで先送りさせる経済的な抑止効果を持ち得る。

電気通信事業法第 27 条の 3 第 2 項第 2 号は、契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件を禁止対象に置いている。したがって、形式的に「解約金」という名称を用いているか否かだけでなく、MNP 転出によって利用者に生じる経済的不利益が、実質的に契約解除を妨げる効果を持つかという観点から検証すべきである。

役務提供そのものが月途中で終了する以上、月額料金及びその月に適用される各種割引については、同一の基準で役務提供期間に応じて計算することを基本とすべきである。基本料金は満額請求する一方、MNP 転出を理由として当月の割引だけを全額失効させるなど、事業者により有利な部分だけ異なる計算方法を用いることは、実質的な転出障壁となり得る。

民法第 548 条の 2 第 2 項は、定型約款について、取引の態様及びその実情等に照らして信義則に反し相手方の利益を一方的に害する条項を契約内容から排除する規律を置いている。また、消費者契約法第 10 条は、消費者の権利を制限し又は義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項を無効としている。MNP という取引の態様及び実情に照らし、利用者が月末まで役務提供を受ける選択肢を持たないにもかかわらず、役務提供を受けられない期間を含む一か月分の料金を一律に負担させる条項が合理的なのか、これらの定型約款・消費者契約上の規律との関係も含めて検証すべきである。

比較・検証に当たっては、前記の③一般利用者の平均契約継続日数を用い、その平均日数が経過する日が月初 2 日となるよう仮想の契約開始日を調整した統一的なモデ

ルケースを用いることも考えられる。これは平均契約継続日数そのものを変更するものではなく、月初 1 日に特殊な料金計算が行われる場合を避けつつ、月初直後に役務提供が終了した場合の満額請求、割引、分割特典及び契約解除料の取扱いを同一条件で比較するためのものである。

形式的な「解約金」の有無だけでなく、MNP によって利用者に生じる経済的不利益の総額と転出抑止効果を評価すべきである。

20 契約管理上の手続によって、利用者が求めている経済的不利益を生じさせる取扱いも検証すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 15 頁・52 頁（PDF19 頁・56 頁）〔利用者の選択環境・利用者利益に関する評価部分〕

通信契約では、料金プランや回線そのものだけでなく、代表回線、請求グループ、支払方法等の管理上の設定変更によって、利用者が意図していない経済的不利益が生じる場合がある。

例えば NTT ドコモは、一括請求サービスの代表回線変更後、支払方法を請求書払いへ変更し、口座振替又はクレジットカード払いを利用するためには、新代表回線契約者から改めて申込みが必要であると案内している。また、請求書払いへの変更に伴い、条件によって請求書等発行手数料や請求書取扱事務手数料が発生し得る。

利用者が求めているのが代表回線の変更だけであるにもかかわらず、従前の支払方法まで一旦失効させることにより、再設定までの間に手数料が発生し、支払方法に連動する割引、ポイントその他の利益にも影響が生じるのであれば、その必要性和合理性を検証すべきである。

事業者がオンライン手続を提供・推奨するのであれば、手続そのものを完了できることだけでなく、その手続に伴って自動的に変更される契約条件、料金、割引、ポイント、手数料その他の経済的影響を、確定操作の前に具体的かつ容易に理解できる形で示すべきである。

また、利用者が変更を求めている既存の支払方法を維持できるのであれば継続し、技術上又は契約上それが困難である場合でも、代表回線変更等と同時に新たな支払方法を選択・設定できる仕組みとすべきである。

約款にその取扱いを記載していることのみで利用者への不利益を当然に正当化するのではなく、民法第 548 条の 2 第 2 項及び消費者契約法第 10 条が定型約款・消費者契約における一方的な不利益条項を制限している趣旨も踏まえ、取引の実情に照らした必要性、合理性及び説明の十分性を検証すべきである。

継続的な料金回収を要するサービスにおいて、利用者が変更を求めている有効な支払方法を一旦失効させる必要性は判然とせず、早急な改善が望まれる。

VII まとめ 21 規制の量ではなく、規制する場所を変えるべきである 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文2頁・15頁・52～54頁（PDF6頁・19頁・56～58頁） 現在の問題は、規制が足りないことではない。 規制する場所が違うのではないか。 一般利用者が乗り換えるから、乗換えを不利にする。 還元を受けるから、還元を制限する。 安く端末を買うから、値引きを制限する。 転売されるから、国内販売価格を高くする。 この方法を続ければ、制度は複雑になり、正常な利用者の利益だけが少しずつ失われていく。 そうではなく、 契約は自由にする。 MNPも自由にする。 価格競争も自由にする。 値引き・還元も自由にする。 国内での端末所有・売買・中古流通も自由にする。 その自由の外側で、 業界関係者及びこれに付随する受益を一般利用者のホッピング統計から分離する。 業界内部への一般向け還元の反復取得を遮断し、その代わり必要な通信・福利厚生は透明な従事者向け制度として提供する。 業界内部の利益相反的な受益構造を調査する。 非公式な有償仲介を規制する。 国内の正常な中古流通を守りながら、内外価格差を利用した商業的海外流出へ直接対応する。 不透明な残価型販売と一方的査定を規制し、残価設定型販売を行う場合には補償込みレンタルも比較可能な選択肢として併設する。 分割特典について、拘束期間の上限と通常利用時の実質還元額・負担額の表示を制度化する。 社会インフラとして最低限の通信を確保するため、客観的な原価資料を基礎とした低容量・低価格の基礎プランを全MNOに義務付ける。 契約解除を不当に妨げる料金・特典設計を検証する。 約款や契約管理上の手続によって、利用者が求めている経済的不利益を一方的に生じさせる取扱いを検証する。		
--	--	--

最後は都市鉱山として有用資源を国内で再資源化し、再利用する。 この方向へ政策を転換すべきである。 通信政策の目的は、通信事業者を競争から守ることではない。 国民が安価で質の高い通信を利用でき、最新技術へアクセスでき、その利用から新しい発想、サービス、産業が生まれる環境を作ること。そして限りある資源を次の世代へ循環させることである。 自由競争を規制するための制度ではなく、自由競争を守るための規制へ。 評価レポート案自身が、第 27 条の 3 の規制には競争制限的な側面があり、目的に見合った必要最小限のものとすべきであるとしている。であるならば、まず問題を生じさせている主体と行為を特定し、その部分へ直接対応し、それでもなお一般利用者全体への規制が必要なのかを検証する順序とすべきである。 ホッピング対策を契機として、通信料金、利益提供、端末販売、業界内部取引、海外流出及び資源循環を個別の問題として継ぎ足すのではなく、国民全体の利益と日本の将来を見据えた制度へ抜本的に再構築することを求める。 【個人 17】		
---	--	--

3. まとめ（評価レポート（案）本文 まとめ参照）

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 3-1 令和 7 年改正法等による規律の遵守状況の確認を含めた調査及び評価を実施する方針に賛同。NTT東西によるモバイルSIMを組み込んだソリューションサービスの提供の要望は、令和 7 年度改正法で規定整備された業務範囲規制（移動通信業務等の禁止）の緩和を求めるものであり、NTT東西の市場支配力の移動系通信市場への波及、業務範囲規制の連鎖的緩和、提供主体の妥当性といった懸念が存在することから、公正競争確保と市場の健全な発展の観点からNTT東西によるMVNO事業を認めるべきではないという意見。併せて、市場検証委員会等において競争事業者を含めた丁寧な議論を進めることを要望。		
令和 8 年度以降の市場検証において、NTT データグループの完全子会社化の検証結果を踏まえて整備した規律を含む令和 7 年改正法等による規律の遵守状況の確認を含めた調査及び評価を実施する方針に賛同いたします。 令和 8 年 5 月 27 日の市場検証委員会において、NTT 東西より、モバイル SIM を組み込んだ自動運転バス向けソリューションサービスの提供を許容するよう要望がありましたが、これは単なる活用業務の要望にとどまらず、令和 7 年度改正法により初めて NTT 法に規定整備された業務範囲規制（移動通信業務等の禁止）の緩和を求める要望であり、業務範囲規制の在り方に関わる重要な論点であることから、慎重な検討が必要と考えます。 NTT 東西の業務範囲は、これまでの NTT の在り方をめぐる累次の議論を経て制度化し、維持されてきたものであり、本要望についても慎重な検討が必要です。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ NTT東西からの今後の活用業務に関する要望については、市場検証委員会において議論が行われているところであり、当該議論を踏まえて検討を行ってまいります。	無

NTT 東西は、公社時代から引き継いだ「特別な資産」と「巨大な営業・顧客基盤」を有し、電気通信市場において構造的優位性を保持していますが、NTT 法に基づく政府保有会社としての業務範囲規制は、こうした民間企業の経営努力では獲得し得ない当該優位性による公正競争への影響を考慮し、ISP 事業・移動通信事業等が禁止されているものと理解しております。

特に、自動運転をはじめとする公的プロジェクトの入札では、「特別な資産」と「巨大な営業・顧客基盤」、「自治体との強固な接点」を背景に、NTT 東西の実績が顕著であることにも留意が必要です。

今回の NTT 東西の要望は、以下のとおり「市場支配力の波及」、「業務範囲規制の連鎖的緩和」、「提供主体の妥当性」の 3 つの懸念が存在します。

懸念①：NTT 東西の市場支配力が移動系通信市場へ波及

- ・不可欠設備と巨大な営業・顧客基盤を持つ NTT 東西が移動通信に参入すると、支配的地位が移動系通信市場へ波及し、公正競争を歪めるおそれがある。
- ・特に今後成長する IoT 市場において多様なプレイヤーの競争から生まれるイノベーション等を阻害するおそれがある。

懸念②：業務範囲規制の連鎖的緩和

- ・仮に自動運転分野における移動通信役務提供を認めた場合、NTT 東西による移動通信役務の全国展開の歯止めは効かず、他 IoT 分野においても同様に認められるおそれがある。

懸念③：移動通信役務の提供主体の妥当性

- ・当該役務・サービスは NTT ドコモ等のグループ会社でも提供可能である。
- ・NTT 東西自身が提供する場合、「ローカル 5G」でも実現可能であることから、NTT 東西自身が MVNO としての提供主体となり、移動通信事業として提供する必然性は乏しい。

以上のように、NTT 東西が仮に MVNO 事業者として他地域・他分野へ事業を拡大することとなれば、他社排除によるイノベーション阻害等を含め、公正競争への影響が懸念されます。公正競争確保と市場の健全な発展の観点から、NTT 東西による MVNO 事業を認めるべきではないと考えます。

今後、市場検証委員会等において NTT 東西の要望に関する実態把握及び影響分析を行う上で、競争事業者を含めた丁寧な議論を進めていただくことを要望いたします。

【KDDI 株式会社】

4. その他

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 4－1 接続作業単金（立会費）、端末設備（主装置）マニュアルの非開示、及び役務に不可避免的に付随するシステムの利用料は、いずれも本レポートで検証されておらず規制の間隙となっていることから、これらを令和 9 年度の「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」の検討項目に明記することを要望。併せて、附随システムの利用料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」の検証対象に含まれるか否かについて見解を示すことを要望。		
【要旨】 接続作業単金（立会費）、端末設備（主装置）マニュアルの非開示、及び役務に不可避免的に付随するシステムの利用料は、いずれも本レポートで検証されておりません。令和 9 年度の年次計画に検証項目として明記していただきたく存じます。 【詳細】 (ア) 作業単金（立会費）。約款上 6,706 円／時であるところ、貴省がお示しになった NTT 東西の労務費（法定福利費込み約 34,639 円／日）の時給換算は約 4,329 円であり、その差の内訳は示されておりません。算定根拠は 1999 年の「接続料の算定に関する研究会報告書」に依拠しております。 (イ) 端末設備（主装置）のマニュアル非開示。利用者が購入し所有する機器の技術情報を製造者が留保する運用は、ネットワークと端末の分離という経緯に照らして検証を要すると考えます。 (ウ) 附随システムの利用料。光コラボ事業者向けシステム、DC 利用者向けシステム、双方向 LNP 申込システム等がこれに当たります。接続料及び卸料金には「能率的な経営の下における適正な原価」の規律が及ぶ一方、その役務を利用するために不可避免的に必要なシステムの利用料には、この規律が及んでおりません。回線 1 本当たりの単価が規制されていても、システム利用料が定額で課されれば、契約数の少ない事業者ほど 1 回線当たりの負担は重くなります。規制の間隙であると考えます。	○ 参考の御意見として承ります。	無

定額のシステム利用料 12,500円／月の
1回線あたり負担（税抜）

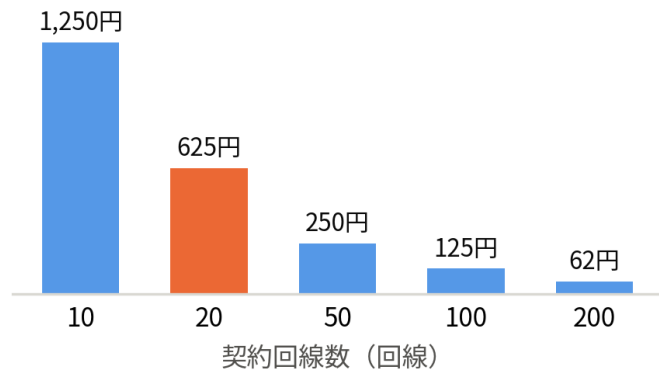


図4 定額のシステム利用料が1回線に及ぼす負担

なお、本レポート p. 46 は、令和8年度以降の確認項目について「競争事業者から具体的な懸念が示された場合等においては、これらに限らず検証を深めることとする」とされており。また、p. 43 では、競争事業者へのアンケートにおいて法人市場に係る懸念が示されたことを受け、令和8年度検証以降、当該市場の検証を深めることとされており。本意見は、この取扱いにいう「具体的な懸念」として提出するものでありますので、同様のお取扱いをいただきたく存じます。

【求める対応】

(ア)から(ウ)を、令和9年度の「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」の検討項目に明記していただきたく存じます。あわせて、(ウ)が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」の検証対象に含まれるか否かについて、貴省のご見解をお示しいただきたく存じます。あわせて、本意見をもって、p. 46 にいう「競争事業者から具体的な懸念が示された場合」に該当するものとしてお取り扱いいただきたく存じます。

【日本先進通信株式会社】

意見4-2 「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会」の構成員に関する質問。

123 頁「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会」の主任が東京大学教授など、東京大学関係者に偏重している。ネットワーク構築に携わる現場を理解しているものや、たたき上げで我が国の IT に貢献してきたものを選定していないのはなぜか。

○ 本件は、令和7年度評価レポート（案）について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。

無

【個人3】		
意見4-3 成案公表時に赤字で示されたデータ(2025年度末時点の情報)が更新される際、データの変化が評価や分析の結論に影響を与えていないかを明確にするため、分析や評価文言に修正・追加が生じた場合は新旧対照表又は補足注記を併記すること、及び主要指標の更新前後の動向変化の有無を評価の文言に簡潔に反映することを提案。		
【提案】データ更新(赤字部分)に伴う評価内容の整合性確保と変更履歴の明記について 1. 対象箇所 第1章およびレポート全体(成案公表時に2025年度末時点の情報に更新予定とされている赤字部分) 2. 意見・改善案の具体的内容 成案公表時に赤字で示されたデータ(2025年度末時点の情報)が更新される際、データの変化によってレポート(案)に記載された評価や分析の結論に影響が生じていないかを明確にするため、以下の対応を行うことを提案します。 (1) データ更新に伴い分析や評価文言に修正・追加が生じた場合は、成案公表時に新旧対照表または補足注記を併記すること。 (2) 数値の更新前後における主要指標(MNO・MVNOシェア、FTTHシェア、HHI等)の動向変化の有無について、評価の文言に簡潔に反映すること。 3. 理由・背景 パブリックコメント募集段階のデータから成案化時点で数値が更新される場合、読者や事業者が評価の客観性や妥当性を検証できるよう、データ更新が評価結論に与えた影響を明確に示すことが透明性の観点から不可欠であるためです。本文の修正や補足注記の追加のみで対応可能であり、比較的容易に実施いただけます。 【個人6】	○ 参考の御意見として承ります。 ○ なお、成案公表時には、赤字部分のデータ更新に伴い評価や分析の結論に影響が生じる場合には本文に適切に反映することとしており、新旧対照表や補足注記の併記については、成案の可読性・簡潔性の観点から行わないこととしたため、原案のとおりとします。	無
意見4-4 電波の割り当て制度における不公正な既得権益構造こそが電気通信市場の健全な発展を阻害している最大の要因であるとして、放送事業者が利用する周波数帯を含めた完全な電波オークション制度の毎回実施の法定化、電気通信事業者と放送事業者の間の電波利用料の格差の是正、及び放送・通信インフラに対する外資規制の厳格化と罰則強化を、次期調査・評価方針及び政策に反映することを要望。		
1. はじめに：本評価レポートにおける根本的な「競争基盤」の議論の欠落について 本評価レポート(案)においては、電気通信事業分野、とりわけ移動系通信市場や固定系通信市場における事業者間のシェアの推移、端末割引規制(電気通信事業法第27条の3)等を通じた末端の販売競争に関する詳細な調査と評価が行われている。末端市場における公正競争の確保や消費者保護への取り組みについては一定の評価をするものである。	○ 参考の御意見として承ります。 ○ なお、本件は令和7年度評価レポート(案)について意見募集を実施するものであるところ、頂いた電波割当制度や放送事業者に係る規制の在り方等に関する御意見は本意見募集の対象外です。	無

しかしながら、電気通信事業の競争力を根本から決定づける最重要のインフラである「電波（周波数）」の割り当て制度と、それに伴うコスト負担の著しい不均衡、ひいては放送事業者と通信事業者間の不公正な既得権益構造について、本レポートは全く触れていない。電気通信市場の健全な発展と、日本人全体の利益（情報通信コストの適正化および情報の公正さの享受）を阻害している最大の要因は、電波という国民の共有財産が「オークション（競争入札）」という透明かつ公正な手段を経ずに、長年にわたり一部の既存メディア（テレビ局等）に極めて安価で独占されている実態にある。本レポートが真に「適正な競争関係の確保」を評価するのであれば、通信事業者のみに重い負担を強いる現状の電波行政の歪みと、放送事業者が温存している既得権益の打破、そして電波オークションの全面導入に向けた評価と提言を盛り込むべきである。

2. 電波割当における競争の欠如と米国との著しい格差

米国（連邦通信委員会：FCC）をはじめとする先進各国においては、公共の財産である電波の割り当てに際して、最も高い金額を提示した事業者に利用権を付与する「電波オークション（周波数入札）」が毎回実施されている。これにより、電波の経済的価値が市場原理によって適正に評価され、技術革新を促すとともに、新規参入による健全な競争環境が担保されている。また、オークションによって得られた莫大な収益は国庫に納められ、国民全体に還元されている。

翻って日本の現状はどうであろうか。総務省の恣意的な判断が入り込む余地のある「総合評価方式（比較審査方式）」が長らく維持され、正常な競争メカニズムが働いてこなかった。2025年の法改正により、一部の高い周波数帯（26GHz帯等）においてようやく「価額競争」が導入されたものの、その対象は極めて限定的であり、肝心の「既存のテレビ局（放送事業者）が長年占有している優良な周波数帯（プラチナバンド等）」には全くメスが入っていない。

移動系通信事業者（MNO）は巨額の設備投資に加え、年間数百億円規模の電波利用料を国に納付し、過酷な競争環境の中で通信インフラを維持している。一方で、同じ電波を利用する既存の地上波テレビ局が負担する電波利用料は、その売上規模に対して極めて少額（1局あたり数億円程度）にとどまっている。この不公正なコスト構造は、最終的に通信利用者の「携帯電話料金の高止まり」という形で国民に転嫁されている。本レポートで通信料金の適正化を議論するのであれば、まずこの「放送と通信の不公正なコスト負担と既得権益の構造」を解体し、放送事業者に対しても通信事業者と同等の競争条件とコスト負担（オークションを通じた市場価値の支払い）を求めるべきである。

3. 既存メディアの既得権益化と新規参入阻害がもたらす「偏向報道」と「虚偽報道」の蔓延

現在、日本の電気通信・放送分野において最も憂慮すべき問題は、オークション制度の不在によって新規参入が事実上不可能となっている結果、既存のメディア（特にテレビ局等の放送事業者）が完全な既得権益と化している点である。

通常の自由競争市場においては、消費者のニーズに応えられない企業、あるいは消費者を欺くような悪質なサービスを提供する企業は淘汰される。しかし日本の放送業界は、電波という独占的な特権を与えられ、外部からの競争圧力が遮断されているため、情報の受け手である国民よりも、自社や特定スポンサーの利益、あるいは特定の政治的イデオロギーを優先する構造が定着している。その結果、テレビ放送において偏向報道や、事実に基づかない虚偽報道・印象操作が日常的に行われているにもかかわらず、そのメディアが市場から退場させられることはない。

これは単なる「番組の質」の問題にとどまらず、民主主義の根幹である「国民の知る権利」と「情報の公正さ」を著しく毀損する重大な問題である。電波が国民の共有財産である以上、それを利用する事業者は、公正な競争を通じて常にその資格を問われなければならない。米国のように定期的なオークションを通じて電波の利用権を更新・再配分する仕組みがあれば、国民の信頼を失い、競争力を失ったメディアは淘汰され、より公正で有益な情報を提供する新たなプレイヤー（通信と放送を融合させた新たなプラットフォーマーなど）が参入できる。既存メディアの既得権益を守り続ける現在の制度は、日本人全体の利益を大きく損なっていると断言せざるを得ない。

4. 外資規制の形骸化と情報安全保障の危機

さらに重大な懸念は、放送法等で定められている「外資規制（外国人等の議決権割合を20%未満とする）」が実態として機能しておらず、形骸化していることである。

過去にも一部の放送局で外資規制違反が発覚した事例があるが、株式市場を通じた間接的な支配や、番組制作会社・スポンサーを通じた外国資本・外国エージェントの介入に対し、現在の総務省の監視体制は極めて甘いと言わざるを得ない。日本には外国資本が実質的に影響力を行使していると疑われるテレビ局が存在し、それらの局において、日本の国益を損ない、他国を利するような偏向報道が繰り返されている状況は、安全保障上の深刻な脅威である。

本来、外資規制は「国民の財産である電波が外国の利益のために悪用されることを防ぐ」ための防波堤である。しかし、既得権益化し、競争に晒されない既存メディアは、コスト削減のために安易に外国資本の制作物に依存し、あるいは特定国のプロパガンダの温床となっている。

電気通信事業者に対しては、経済安全保障の観点から厳格なインフラの安全性やデータの国内管理（クラウドサービスの利用に関する懸念等、レポート第2章第2節にも記載の通り）が求められているにもかかわらず、国民の世論形成に直接影響を与える放送事業者に対して、実効性のない外資規制と甘い監視しか行われていないのは完全なダブルスタンダードである。

電波の割り当てにおいては、透明なオークション制度による「経済的競争」を導入すると同時に、安全保障の観点から「外資の完全排除」と「情報の公正さを担保するための厳格な監査・ペナルティ（電波停止・免許剥奪を含む）」を両輪として機能させるべきである。

5. 「情報の公正さ」を含めた日本人全体の利益を実現するための提言

本レポートの「まとめ」においては、令和 8 年度以降の評価方針の改定について触れている。今後の電気通信事業分野の競争政策は、単なる「通信キャリア間の契約数競争」や「端末の割引額の調整（27 条の 3）」といった枝葉末節の議論から脱却し、通信・放送を含めた「電波の利用」という根幹の競争環境を抜本的に改革する方向へ舵を切らなければならない。

私は、日本人全体の利益（公正な通信環境と、偏向のない公正な情報空間の享受）を実現するために、以下の点を次期調査・評価方針および政策に強く反映させることを要求する。

第一に、既存の放送事業者（テレビ局等）が利用しているすべての周波数帯を含め、「完全な電波オークション制度（入札制度）」を毎回実施することを法定化すること。既得権益と化した電波の独占を許さず、通信事業者（MNO/MVNO）や新規のインターネット配信事業者等が、放送用電波の帯域を買い取り、より国民のニーズに合った高度な通信サービスや新しいメディアサービスを提供できる完全な自由競争環境を構築すべきである。オークションによって事業者が淘汰される「正常な競争」が導入されれば、虚偽を放送し国民を欺くメディアは自然と退場を余儀なくされる。

第二に、電気通信事業者と放送事業者の間にある「電波利用料の著しい格差」を即時是正すること。

通信事業者が負担している莫大な電波利用料に見合うよう、放送事業者に対してもオークションを通じた市場価値ベースでの課金を義務付けるべきである。これにより国庫は潤い、その財源を国民生活の向上や、次世代の通信インフラ（Beyond 5G/6G）の研究開発投資（本レポート第 2 章第 3 節関連）に充当することが可能となる。

第三に、放送・通信インフラに対する「外資規制」を厳格化し、違反に対する罰則を強化すること。

現在のように「発覚しても軽微な指導で済ませる」のではなく、外資規制を実質的に潜脱している放送事業者や、日本の国益を損なう虚偽報道を繰り返すメディアに対しては、電波法・放送法に基づき、即座に免許を取り消し、その電波帯域をオークションに再出品する冷徹なシステムを導入すべきである。情報の公正さと国の安全保障を

守るためには、甘い身内意識を捨て、市場原理と厳格な法適用の両面からメディアを監視する必要がある。 6. 結び 「電気通信事業の健全な発達」と「国民の利便の確保」は、公正かつ過酷な競争環境の中でこそ実現される。現在の日本は、一部の放送事業者が競争から保護され、既得権益の胡座の上で偏向報道を垂れ流す一方で、通信事業者は過剰な規制と重いコスト負担に苦しめられている。 総務省は、既存メディアへの忖度を捨て、すべての電波利用をフラットな競争環境（オークション）に晒すべきである。それこそが、情報通信コストを適正化し、質の高いサービスを生み出し、何より「公正で偏りのない真実の情報」を国民に提供するための唯一の道である。本評価レポートが、真の意味で「日本人全体の利益」に資する競争政策の第一歩となるよう、抜本的な加筆と政策転換を強く要望する。 【個人 8】		
意見 4－5 通信の秘密や個人情報の保護を強化する方針に賛成しつつ、規制強化に当たっては、同意確認画面のUI・UXをシンプルにするようガイドラインを設けること、中小・スタートアップ企業への技術的・財政的支援を講じ公正な競争環境を維持すること、及び海外事業者への実効性ある法執行とデータの取扱いに関する国際的な枠組みの構築を日本政府が主導することを要望。		
通信の秘密や個人情報の保護を強化する方針には大いに賛成します。しかし、規制を強化するにあたっては、以下の 3 点について利用者の利便性や産業の発展に配慮した慎重な制度設計を求めます。 第 1 点：ポップアップ確認の乱発防止（形骸化の懸念）利用者保護を目的とした「同意確認（確認ボタン）」が画面上に乱発されると、利用者は内容を読まずに機械的に同意するようになり、かえってセキュリティリスクが高まります。事業者に対し、確認画面の UI や UX（表示方法）をシンプルかつ直感的にするようガイドラインを設けてください。 第 2 点：中小やスタートアップ企業への政府のバックアップセキュリティ基準の厳格化に伴い、システム対応費用の負担から、新規参入や中小企業のサービス開発が阻害される懸念があります。これを防ぐため、政府による技術的、財政的な支援（バックアップ体制）をセットで講じ、公正な競争環境を維持してください。 第 3 点：ルールをすり抜ける海外事業者への対策と国際連携国内事業者に厳しいルールを課す一方で、海外の違法な事業者や不適切な事業者が規制をすり抜けて利益を上げることは防がねばなりません。実効性のある法執行を行うとともに、データの適切な取り扱いに関する新しい国際的な枠組み（国際法や二国間協定など）の構築に向け、日本政府が主導権を握って動くことを強く要望します。	○ 本件は、令和 7 年度評価レポート（案）について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。今後の情報通信行政に対する御意見として承ります。	無

【個人 10】		
意見 4－6 電気通信事業分野における競争評価の対象を、従来型の回線・卸・ISP・MNO/MVNO中心の市場分析にとどめず、クラウド、AI、データセンター、API、ID基盤、法人向けSI・ソリューション、CDN・エッジセキュリティ基盤、ソフトウェア供給連鎖、経済安全保障上の依存リスク等を含む「上位レイヤー体型競争」へ拡張し、これらを令和 8 年度以降の評価項目に追加することを要望。		
< 第 1 意見の概要 > 本意見は、総務省「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」（以下「本レポート案」という。）に対し、電気通信事業分野における競争評価の対象を、従来型の回線・卸・ISP・MNO/MVNO 中心の市場分析にとどめず、クラウド、AI、データセンター、API、MCP、ID 基盤、法人向け SI・ソリューション、CDN、DDoS 防御、WAF、DNS、Zero Trust、ソフトウェア供給連鎖まで含む「上位レイヤー体型競争」へ拡張すべきことを述べるものである。 本レポート案は、電気通信事業法第 167 条の 3 に基づき、毎年、電気通信事業者間の競争状況及び規制遵守状況を調査・評価し、その結果を公表する制度に基づくものであり、透明性ある規制 PDCA の基盤として重要である。特に、法人向けサービス市場において、ネットワーク単体での提供から、アプリ、IoT、SI 等をセットにしたソリューション提供へ競争軸が移っていること、また電気通信事業者向けクラウドサービスについて、仮想化・コンテナ化・パブリッククラウド利用の実態把握を開始している点は高く評価する。 しかし、本レポート案は、クラウド・AI・ソリューション市場が電気通信市場の競争構造に及ぼす影響を認識しつつも、なお「電気通信事業者間」の競争評価に主眼が置かれている。上位レイヤ事業者、クラウド事業者、AI 基盤事業者、API プラットフォーム、データセンター事業者、ID・認証基盤事業者、CDN・エッジセキュリティ事業者が電気通信競争に与える構造的影響の評価は不十分である。 < 第 2 電気通信事業法第 167 条の 3 の趣旨 > 令和 7 年の電気通信事業法改正により、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等が同法第 167 条の 3 に規定され、総務大臣が毎年、競争状況や規制の遵守状況を調査・評価し、その結果を公表する制度が導入された。 これは、技術革新が著しく、市場環境の変化が速い電気通信事業分野において、規制を固定的に運用するのではなく、透明性をもって競争環境を検証し、必要に応じて規	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

制内容、事前規制・事後規制の手法を含む規制の在り方を不断に見直すための制度である。

したがって、同条に基づく評価は、従来の通信回線市場のシェア、卸条件、指定電気通信設備、禁止行為規制の遵守状況のみを確認するものにとどまってはならない。通信ネットワークがクラウド、AI、データセンター、アプリケーション、API、ID 認証、端末、IoT、MCP 等と不可分になっている現代においては、電気通信事業者間の競争は、もはや通信レイヤ単独では完結しない。

国会審議においても、市場環境の変化に応じた継続的検証の重要性は確認されてきた。令和 4 年 6 月 10 日の参議院総務委員会において、金子恭之総務大臣は、携帯電話市場をめぐる環境は常に変化しており、政策や制度について不断にその効果を検証していくことが重要である旨を答弁している。この考え方は、携帯電話料金・端末販売・囲い込み規制に限られない。現在の競争上の中心問題は、通信料金そのものから、通信、クラウド、AI、SI、セキュリティ、データセンター、API を束ねた垂直統合型・上位レイヤー体型の競争へ移っている。

<第 3 本レポート案の評価すべき点>

従来型の電気通信市場分析に加え、法人向けサービス市場、電気通信事業者向けクラウドサービス、研究開発への取組状況、NTT データグループ完全子会社化に伴う法人市場への影響等を取り上げている点で、従来より一歩進んでいる。

特に、法人向けサービス市場において、ネットワーク単体での提供から、アプリや IoT、SI 等をセットにしたソリューションでの提供が増加していること、法人顧客の調達において、調達相談先が実際の調達先となる割合が高いことを認めている点は重要である。これは、競争の焦点が、回線品質・価格だけではなく、提案力、SI 能力、クラウド連携、セキュリティ、AI 活用、データ連携、運用代行まで含む複合的能力に移っていることを示す。

また、電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握において、仮想化技術等の発達により、仮想化した機能のクラウド移管やクラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が進展しつつあり、ネットワークを構成する設備や機能の変化とともに、これらを提供する事業者の影響力が拡大し得ると整理している点も重要である。

さらに、日本のパブリッククラウド市場が、生成 AI 活用、クラウドマイグレーション、クラウドネイティブ化を背景に拡大し、PaaS/IaaS 利用率では AWS、Microsoft、Google

が上位を占めることを明記している点、またパブリッククラウド利用の懸念として、クラウド事業者側の大規模障害、急な値上げ・大幅値上げ、障害時の切り分け困難、責任分界点の曖昧化が挙げられている点は、電気通信市場の競争評価上、極めて重要な事実である。

<第4 不足している視点：上位レイヤによる競争支配>

もともと、本レポート案は、クラウド・AI・ソリューションの重要性を認識しながらも、これらを本格的な競争評価の中心に据えるには至っていない。

第一に、クラウド事業者は、単なる外部委託先ではなく、通信機能そのものの提供者になりつつある。5G コア、RAN、MEC、IMS、監視、認証、ログ、セキュリティ、AI 分析等がクラウド上で提供される場合、クラウド事業者は電気通信事業者の競争条件を実質的に左右する。クラウド事業者の価格、障害、API 変更、リージョン配置、データ転送コスト、認証方式、サポート条件は、通信事業者のサービス品質・価格・新規参入可能性に直接影響する。

第二に、生成 AI 及び AI API の普及により、通信ネットワークは単なるデータ伝送路ではなく、AI 推論、RAG、エージェント連携、MCP、データセンター、GPU 資源と一体化しつつある。今後、企業・自治体・医療・金融・教育等の法人向け通信需要は、単なる VPN や広域イーサネットではなく、AI 利用環境、データ連携、セキュリティ、監査ログ、クラウド接続を含む総合サービスとして調達される。

第三に、API 及び MCP 等のエージェント接続基盤は、今後の法人向けサービス市場における競争条件となる。特定のクラウド、AI API、ID 基盤、データ形式、監査ログ形式にロックインされれば、通信事業者・SIer・利用企業の乗換可能性は大きく低下する。これは従来の回線卸・番号ポータビリティ・端末販売規律とは異なる、新しいロックインである。

第四に、データセンター及び GPU 資源の集中も、電気通信競争に影響を与える。AI・クラウド・エッジ処理が進むほど、ネットワーク品質はデータセンター配置、相互接続、ピアリング、トランジット、電力、冷却、GPU 調達に依存する。通信市場の競争評価は、今後、データセンター・クラウド相互接続・AI 計算資源の集中度も把握すべきである。

<第5 CDN・エッジセキュリティ・開発者基盤の欠落>

本レポート案は、電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握を開始している点で重要である。しかし、クラウドと通信の中間に位置する CDN、DDoS 防御、WAF、DNS、

Zero Trust、API Gateway、エッジコンピューティング等の「エッジ・セキュリティ基盤」についての競争評価が不足している。

今日のインターネットサービスにおいて、利用者体験、可用性、耐 DDoS 性、国際配信性能、API 保護、Bot 対策、認証、開発者体験は、単なる回線品質ではなく、Cloudflare に代表されるグローバルなエッジ基盤によって大きく左右される。にもかかわらず、日本には、Cloudflare に匹敵する規模・機能・開発者支持を持つ中立的な国産エッジ基盤事業者が存在しない。

この状況は、単なる一民間サービスの有無ではなく、日本の電気通信市場における構造的空白である。国内通信事業者は回線、モバイル、法人ネットワーク、データセンター、SI、セキュリティを提供しているが、グローバル Anycast 網、統合 DNS、CDN、DDoS 防御、WAF、Zero Trust、エッジ実行環境、開発者向け API を一体として提供する競争力は十分とはいえない。

この空白により、日本の事業者、自治体、スタートアップ、OSS 開発者は、実質的に海外エッジ基盤へ依存せざるを得ない。結果として、国内の通信回線市場で一定の競争が存在しても、アプリケーション配信、セキュリティ、API 保護、グローバル到達性、開発者基盤の層では、海外プラットフォームへの依存が固定化される。

通信競争を評価するのであれば、もはや「どの回線を使うか」だけでなく、「誰の DNS で名前解決し、誰の CDN で配信し、誰の WAF で守り、誰のエッジでコードを実行し、誰の API Gateway で通信を制御しているか」まで見なければならない。ここを評価しない競争評価は、現代のインターネットの実態を過小評価するものである。

<第6 NTT データ完全子会社化と法人向けソリューション市場>

本レポート案は、法人市場において、ネットワーク単体での提供から SI・ソリューションとのセット提供へ移行している中、NTT データが SI・ソリューション市場で優位な地位にあること、NTT 東西又は NTT ドコモが NTT データを優遇した場合、固定通信又は移動通信ネットワーク市場の公正競争に影響を及ぼす蓋然性があることを指摘している。

この点は極めて重要である。法人向け市場では、顧客は通信回線だけを買うのではなく、ネットワーク、クラウド、セキュリティ、端末、IoT、AI、業務アプリ、運用監視、BPO をまとめて調達する。したがって、競争評価においては、NTT グループ内のネットワーク事業者と SI・データ事業者との関係だけでなく、通信事業者、SIer、クラウド

事業者、AI 基盤事業者、データセンター事業者が形成する「複合的企業グループ間競争」を評価する必要がある。

特に、法人向けネットワーク市場において、調達相談先が実際の調達先となる割合が高いという本レポート案の調査結果は、提案段階での情報優位・顧客接点・既存契約・運用代行関係が競争に大きく影響することを示している。ネットワーク設備の市場シェアだけを見ても、この競争構造は把握できない。

<第7 提案：令和8年度以降の評価項目の拡張>

本レポート案は、令和8年度検証以降、法人向けネットワークやソリューションの提供などの法人市場の検証を深めるとしている。この方向性を強く支持する。その上で、以下の評価項目を追加すべきである。

一、法人向けネットワーク・SI・クラウド・AI・セキュリティ・運用代行を一体として提供する「複合ソリューション市場」の実態把握を行うこと。

二、電気通信事業者によるクラウド利用について、主要クラウド事業者別の依存度、重要機能別の依存度、障害時切替可能性、マルチクラウド性、データ移行可能性、API ロックイン、料金改定リスクを調査すること。

三、AI・データセンター・GPU 資源・エッジクラウド・MEC が通信サービスの競争条件に及ぼす影響を評価すること。

四、CDN、DNS、DDoS 防御、WAF、Zero Trust、SASE、API Gateway、Bot 対策、開発者向けエッジ実行環境を含む「エッジ・セキュリティ基盤市場」を調査対象に加えること。

五、国内通信事業者・クラウド事業者・SIer・自治体・金融・医療・重要インフラ・スタートアップ・OSS プロジェクトが、海外 CDN・DNS・WAF 等にどの程度依存しているかを調査すること。

六、MCP、API、ID 基盤、監査ログ、データ形式、RAG 基盤等、AI 時代の企業・自治体向け通信サービスに不可欠な接続基盤について、相互運用性とロックイン状況を調査すること。

七、電気通信事業者のソフトウェア供給連鎖、SBOM、実装言語、依存ライブラリ、クラウドネイティブ基盤、コンテナオーケストレーション等が、障害時の切り分け、責任分界、セキュリティ、競争条件に与える影響を評価すること。

八、NTT グループに限らず、主要通信事業者、SIer、クラウド事業者、AI 基盤事業者、CDN 事業者、データセンター事業者を横断した市場構造を把握し、企業グループ間・レイヤ横断型の公正競争条件を検討すること。

<第8 通信政策と経済安全保障>

電気通信事業分野の競争評価は、料金・シェア・卸条件だけの問題ではない。クラウド、AI、データセンター、MCP、API、ID 基盤、CDN、DNS、WAF、DDoS 防御は、今後の行政、金融、医療、製造、物流、教育、防災、OSS 開発の基盤である。これらが特定国・特定企業・特定クラウドに過度に依存すれば、通信の公正競争のみならず、経済安全保障上の脆弱性となる。 日本の通信事業者が、外資系クラウド・AI API・GPU 基盤・CDN・エッジセキュリティの単なる再販者又はインテグレーターとなるだけでは、国内の通信競争は形式的に存在しても、実質的な技術主権は失われる。競争評価においては、価格競争だけでなく、オープン標準、相互運用性、データポータビリティ、マルチクラウド、OSS 活用、国内技術基盤、災害時自律運用可能性を評価軸に含めるべきである。 <第9 結論> 本レポート案は、電気通信事業法第 167 条の 3 に基づく初期の評価レポートとして、従来型の通信市場に加え、法人向けサービス、クラウドサービス、研究開発、NTT データ完全子会社化の影響に踏み込んでいる点で高く評価できる。 しかし、現在の競争環境は、既に回線・卸・ISP・MNO/MVNO だけでは把握できない段階にある。通信は、クラウド、AI、データセンター、API、MCP、ID 基盤、CDN、WAF、DNS、Zero Trust、SI、セキュリティ、運用代行と一体化している。今後の電気通信市場における競争政策は、通信レイヤ単独ではなく、上位レイヤ及び隣接市場を含む複合的な市場構造を前提に設計されるべきである。 よって、法人向けネットワーク・ソリューション市場、クラウド依存、AI 基盤、データセンター、API/MCP 相互運用性、CDN・エッジセキュリティ基盤、ソフトウェア供給連鎖、経済安全保障上の依存リスクを明示的な評価項目に追加することを強く求める。 以上 【個人 11】		
意見 4-7 5. 5G ではマルチ SIM が定義されていることから、eSIM Only 機で 3~4 回線以上の同時利用を可能にする端末・OS 環境の普及を促進することを要望。		
5. 5G は、マルチ SIM が定義されています。それなので、eSIM Only 機で、良いので、3~4 回線以上の同時利用を可能にする端末・OS 環境の普及を促進してほしいと、存じます。 【個人 12】	○ 本件は、令和 7 年度評価レポート（案）について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。今後の情報通信行政に対する御意見として承ります。	無

意見 4－8 本評価レポート案には成果目標や KPI が存在せず政策効果を客観的に検証する仕組みが不足していることから、携帯料金の平均値・通信速度の実測値・市場シェアの変動等の KPI を設定・公表することを要望。併せて、行政手続法第 39 条第 2 項の趣旨に照らした内容の具体化、及びデジタル庁・経済産業省・公正取引委員会等の関係省庁との連携の明示を要望。

総務省「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」について、以下のとおり意見を提出いたします。 まず、本評価レポート案は、日本の通信市場（携帯電話・光回線・インターネット接続など）の競争状況を総務省が評価する重要な資料であると理解しております。しかし、資料には成果目標や KPI（重要業績評価指標）が存在せず、政策効果を客観的に検証するための仕組みが不足していると考えます。通信は国民生活の基盤であり、競争状況の評価には必ず客観的な指標が必要です。 【1. 本案件に必須と思われる KPI の例】 (1) 携帯料金の平均値・中央値 理由：競争状況の改善を最も分かりやすく示す指標です。 (2) 通信速度（実測値）の全国平均 理由：地方格差や品質改善の効果を測るために必須です。 (3) 市場シェアの変動（大手 3 社 vs 新規参入） 理由：競争が活発化しているかを判断できます。 (4) 乗り換え件数（MNP 件数） 理由：利用者が自由に事業者を選んでいるかの指標です。 (5) 利用者満足度（通信品質・料金・サポート） 理由：競争の最終的な成果は利用者の満足度に現れます。 (6) 地方の光回線普及率 理由：全国の通信環境を評価するために必要です。 【2. KPI 算出のためのデータを誰がどこから集めるべきか】 ●通信事業者（NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天など） ・料金プランの実利用データ ・通信速度の実測値 ・契約数・解約数 → 一次データを持つ主体であり、必ず提出すべきです。 ●総務省 ・市場シェア ・地方の通信インフラ整備状況 → 政策判断に必要なデータです。	○ 参考の御意見として承ります。	無
--	-------------------------	----------

●消費者庁

- ・通信サービスに関する苦情件数
- 利用者保護の観点から重要です。

●デジタル庁

- ・通信インフラの DX 化状況
- 5G・IoT・AI サービスの普及状況を把握するために必要です。

【3. 行政手続法 39 条 2 項との整合性について】

行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名および根拠条項が明示されていること」を求めています。

本件は命令等ではありませんが、通信政策に大きな影響を与える行政文書である以上、

- ・目的
- ・成果目標
- ・検証方法
- ・達成期限

が具体的に示されていない点は、行政手続法 39 条 2 項の趣旨に照らして不十分であると考えます。

行政官の皆様には、納税者の信頼を損なわないためにも、法令の趣旨を丁寧に理解し、国民にとって透明性の高い制度設計を行っていただきたく存じます。もし、こうした基本的な要件を満たすことが難しい場合は、ご自身の適性を静かに振り返り、納税者にとって害にならない選択を考えていただくことも必要ではないかと感じます。

【4. 高市政権の「縦割り行政の壁を超える方針」との整合性】

高市政権は「外国人政策・社会保障・エネルギー・AI など戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」ことを閣僚に指示しています。

しかし今回の評価レポート案は、

- ・総務省単独の評価であり
- ・デジタル庁（DX・データ標準化）
- ・経産省（デジタル産業）
- ・公正取引委員会（競争政策）

との連携の記述がありません。

通信市場は複数省庁が関わる領域であるため、

高市政権の方針（縦割り行政の打破）に反している可能性が高い

と評価できます。

今後は、どの部署と連携して制度運用を行うのか、パブコメ案件でも明記することを求めます。

【5. AI・AX・DX との関係とデジタル庁との協調】 通信市場の評価は、 ・AI サービスの普及 ・DX の進展 ・データ標準化 と密接に関係します。 しかし今回のレポート案には、 ・デジタル庁との協調 ・通信インフラの DX 化状況 ・AI サービス普及の評価項目 がありません。 これは、 DX の観点から制度設計が不十分である可能性を示します。 【6. 成果目標・KPI が存在しない場合に求める事項（EBPM の観点）】 政府は既に全府省庁・原則全事業を対象として EBPM および行政事業レビューを実施しています。その趣旨に照らし、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。 併せて、 ・成果指標 ・基準値 ・目標値 ・達成期限 ・予算との連動状況 を設定し、公表してください。 ここで挙げた KPI は欧米では一般的に使われているとのことですので、必要であれば欧米の関係者に確認していただきたく存じます。 また、KPI は多ければ良いわけではなく、記録項目が増えるほど誤記載や見逃しが増えます。最小限の時間とコストで最大の効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計していただくことを強くお願い申し上げます。 「客観的な成果目標と KPI」の設定と運用によって、少なからず人命や生活を守る機会も生まれます。スペインで 4 人が亡くなった件を含め、「業務経験が長期に及ぶと、作業への慣れから緊張感が薄れ、確認不足や手順の省略といった気の緩みによる事故やミスが増える傾向」が多くの現場で指摘されています。そのような事故が増		
---	--	--

えている、または減っていることを、KPI という数値データの増減で見ることで、危険性に気づく機会を作ることができます。 「客観的な成果目標と KPI」は、最初から完璧なものを作る必要はありません。未知のトラブルを事前にすべて知ることは不可能ですので、まずは 50% 程度の完成度を目安に設定し、2 か月間隔、あるいは半年間隔で見直す運用を提案いたします。特に法学系卒の文系の方々は「制度は 100% 完全でなければならない」と考えがちですが、何ごとについても「100% 完全だ」と判断できる人はそもそも存在しないという事実を、戒めとして心に留めていただければ幸いです。 以上の理由から、本評価レポート案には必ず成果目標と KPI を設定し、行政手続法 39 条 2 項の趣旨および高市政権の「縦割り行政の打破」の方針に沿うよう、内容を具体化し、関係省庁・デジタル庁との連携を明示することを強く求めます。 【個人 14】		
意見 4－9 市場検証が「規制を残すための報告書作り」となっている点を問題とし、評価の第一目的を日本人世帯の通信費低下に置くこと、競争が確認された領域の事前規制・報告義務を削減すること、市場検証の調査項目・アンケート・委員会開催を縮小すること、外国クラウド・外国資本への重要機能依存を競争促進と混同しないこと、回線契約等における国籍・在留資格の判別を弱めないこと、及び削減した行政コストを歳出削減・減税原資とすることを要望。		
<該当箇所>意見公募要領全体、および評価レポート（案）第 1 章（調査及び評価の目的・手法、規制の PDCA サイクル） <御意見内容> 競争状況の公表自体は構わない。しかし毎年の大規模調査、審議会、委員会、事業者アンケート、ヒアリング、翌年度の再評価を常設化し、それを理由に規制を維持・追加する体制には反対する。評価の結論は「競争が進んだ市場から規制と調査事務を削る」でなければならない。日本人利用者の料金負担と、日本人納税者の行政コストを減らすことを評価の第一目的に明記すること。 <御意見の理由> 電気通信は日本人の生活基盤である。検証の名目で総務省、審議会、市場検証委員会、事業者側の回答部隊が肥大すれば、その費用は料金と税金に転嫁される。減税と行政事務削減の立場から、調査は最小限の公開統計で足り、同じ指標を毎年同じ分量で取り続ける必要はない。規制の PDCA が「規制を見直す」ではなく「規制を残すための報告書作り」になっている点が問題である。過剰な官庁規制を削るなら、まずこの検証装置そのものの縮小目標を数字で示すべきである。 <該当箇所>第 2 章第 1 節 移動系通信市場（小売・卸売、シェア、MVNO、通信モジュール）および料金・囲い込みに関する評価部分（電気通信事業法第 27 条の 3 を含む措置の確認） <御意見内容>	○ 参考の御意見として承ります。	無

移動通信の評価は、日本に住む日本人世帯の実質負担が下がったかどうかで行うこと。競争が進んでいると認める市場では、行き過ぎた値引き規制・囲い込み規制・残価ルールの細目を緩和し、事業者の事務と総務省の監視を減らすこと。他方、外国人向けの短期契約・転売・本人確認の緩い回線が日本人向け料金や犯罪利用を歪めていないかを、評価項目に加えること。回線契約における国籍・在留資格の確認を弱める方向には反対する。

＜御意見の理由＞

日本人ファーストとは、日本の通信インフラと料金体系を、まず日本国民の生活防衛に使うことである。シェアの微増減やHHIの推移だけを見て「競争は確保」とするのは不十分である。日本人の可処分所得を削る高止まり料金、複雑なセット販売、規制対応コストは、実質的な増税である。減税派の立場から、規制遵守のためのシステム改修・報告・社内監査を減らし、その分を料金低下に回させるべきである。同時に、外国人の回線取得が本人確認不足のまま拡大すれば、不正契約、転売、犯罪利用の後始末は日本の行政と日本の事業者に降りかかる。判別と確認を削る「簡素化」は治安と料金の両方を悪化させる。日本国籍者・適法在留者の確認を残したまま、日本人利用者向けの手続だけを減らすのが正しい削減である。

＜該当箇所＞第2章 固定系通信市場（FTTH、ISP、卸売、東西別・ブロック別）およびNTT東西の指定設備・禁止行為規制の遵守確認

＜御意見内容＞

加入光ファイバや電柱・局舎は日本の国土に固定された国民的インフラである。外国人資本や外国クラウド事業者への優遇、情報の海外流出、グループ再編による実質支配の不明瞭化を「公正競争」の名で放置しないこと。禁止行為規制の確認は必要でも、研修・監査・覚書の点検を毎年同じ分量で繰り返す事務は縮小すること。競争が機能している卸市場では事前規制を削ること。

＜御意見の理由＞

固定網は移転できない。だからこそ日本人の通信主権の問題である。市場シェアの記述に終始し、誰が最終的に設備とデータを支配しているかを評価しないのは、日本人ファーストに反する。過剰規制削減の立場から、NTTグループだけに細目規制を積み増すことが日本人利用者の料金低下につながっていないなら、その規制は失敗である。失敗した規制は廃止する。遵守確認のための社内研修記録の提出まで国が求めるのは、官庁の仕事の作りすぎである。必要なのは、日本国民が安い安定した回線を使えることであり、報告書のページ数ではない。

＜該当箇所＞法人向けサービス市場、ソリューション化、電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握、仮想化・ネットワーク機能のクラウド移管

＜御意見内容＞

クラウドと仮想化の評価では、外国事業者へのネットワーク重要機能の依存度を必須項目とすること。日本の通信の中核機能を外国クラウドに委ねる拡大には反対する。依存度が高い場合は、日本国内の事業者・日本国籍者による運用と、データ所在の国内保持を優先すること。外国事業者を「競争促進の担い手」として無条件に歓迎する評価には反対する。

＜御意見の理由＞

ネットワークの頭脳が海外クラウドに移れば、料金競争の前に主権の問題になる。日本人の通信、行政、企業、防衛関連の通信基盤を外国企業の仕様と管轄に置くことは、日本人ファーストに反する。他方、国がクラウド取引の細部までガイドラインを増やせば、日本の中小通信関連企業の負担だけが増える。規制するなら対象は外国依存リスクの高い中核機能に限定し、それ以外の法人向けソリューション規制は削るべきである。行政事務削減の観点からも、クラウド実態調査を毎年の巨大アンケートにせず、公開情報と重大事象の把握に限ること。

＜該当箇所＞研究開発への取組状況の把握（各社研究開発費、共同研究、NTTの研究責務撤廃後の取組、IOWN等）

＜御意見内容＞

研究開発費の多寡を競争評価の成績表にしないこと。税金や規制特権で膨らんだ研究費を肯定する材料にせず、日本国民への還元（料金、国内雇用、国内技術の確保）で評価すること。海外への技術流出と、外国人材前提の研究開発拡大を無批判に「国際競争力」と呼ばないこと。

＜御意見の理由＞

研究費が増えても日本人の通信料が下がりず、成果が海外に流出するなら、それは国民負担である。減税派の立場から、国が民間の研究費を点数評価して介入を続けるのは官の肥大である。日本の通信技術は日本人の安全と産業のために残すべきであり、外国人研究者・外国パートナーへの開放を自己目的化すべきではない。判別できない人材受入れを前提にした研究開発政策には反対する。

＜該当箇所＞NTT データグループ完全子会社化の検証、特定関係事業者・禁止行為・兼職・合併審査・コロケーション等の追加規律、その他公正競争条件の継続検証

＜御意見内容＞

組織再編のたびに規律を上乗せし、毎年の検証項目を増やすことに反対する。追加するなら時限を付け、効果が出なければ廃止すること。日本人利用者の料金とサービスに影響しない内部規律の細目は、行政も事業者も手放すこと。

＜御意見の理由＞

再編のたびに指定、兼職禁止、相手方追加、審査対象拡大を重ねるのは、典型的な過剰規制である。事務は本社法務と総務省に残り、現場の日本人利用者には見えない。行政事務削減の立場から、検証項目は「新規追加より廃止数を多くする」ルール

を評価方針に入れるべきである。減税のためにも、規制官庁の仕事量を増やす評価レポートであってはならない。 ＜該当箇所＞評価レポート全体の結論部、および今後の制度・施策見直しへの活用方針 ＜御意見内容＞ 令和7年度評価の結論として、次を明記すべきである。 1. 日本人世帯の通信費低下を最優先指標とすること。 2. 競争が確認された領域の事前規制・報告義務を削減すること。 3. 市場検証の調査項目・アンケート・委員会開催を来年度から縮小すること。 4. 外国クラウド・外国資本への重要機能依存を競争促進と混同しないこと。 5. 回線契約・設備アクセス・资格的業務における国籍・在留の判別を弱めないこと。 6. 削減した行政コストは新規規制に使わず、歳出削減・減税原資とすること。 ＜御意見の理由＞ 本件は資格免状の様式改正ではない。しかし公的インフラである通信でも同じ原則が必要である。日本人の生活を守り、日本人と外国人を制度上判別できる状態を維持し、官の仕事と規制を減らして税と料金を下げる。評価レポートがシェア表と遵守確認の羅列で終わり、規制も調査も減らさないなら、この意見募集自体が行政の自己正当化である。日本人ファースト、減税、行政事務削減、過剰規制削減の立場から、本案は「監視を続ける報告書」ではなく「削るための評価」へ改めるべきである。 以上。 【個人 15】		
意見 4－10 携帯電話通信や光回線といった通信インフラは国民にとって水道や電気と同等の最優先の生活必需品であるとして、通信料金を市場に委ねるのではなく国家が責任を持って価格を抑え込む「公共料金化」を推進し、誰もが不当な負担なく利用できる環境を保障すべきという意見。併せて、金儲け優先の競争政策から脱却し、生活者の負担軽減と生活防衛を最優先とする抜本的な政策転換を強く求める意見。		
本評価レポート案の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および国民の生活必需品である通信インフラのあり方をめぐる行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、携帯電話通信や光回線といった通信インフラは、現代社会を生きるすべての国民にとって水道や電気と同等の「最優先の生活必需品」であるという点への強い認識の提示です。見せかけの「市場競争の評価」や事業者の利益・利便性を優先するような分析に終始し、過度な負担増や複雑な料金体系を野放しにする姿勢は断じて容認できません。通信料金は市場の言い値に委ねるのではなく、国家が責任を持って価格	○ 参考の御意見として承ります。	無

を適切に抑え込む**「公共料金化」**を推進し、誰もが不当な負担なく利用できる環境を保障すべきです。 第二に、少子高齢化や格差拡大が深刻化する中で、国や総務省が最優先で取り組むべきは、大手通信事業者の利益保護や過剰な便利の追求ではなく、生活者の負担軽減と生活防衛です。金儲け優先の競争政策から脱却し、通信を公共料金として適切に位置づけ、国民生活全体の公平性と納得感を担保する抜本的な政策転換を強く求めます。 【個人 16】		
--	--	--